

平成28年度

## 包括外部監査の結果報告書

「保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉  
及び児童福祉に関する事務の執行について」

倉敷市包括外部監査人

小 野 雅 之



## 目次

### 第1章 総論

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	1
1 外部監査の種類	
2 選定した特定の事件（テーマ）	
3 監査対象機関（部局）	
4 監査対象期間	
5 監査実施期間	
6 監査の体制	
7 監査日数	
8 監査対象として選定した理由	
9 監査の着眼点	
10 監査結果について	
11 利害関係	
<b>第2 監査対象の概要</b> .....	5
1 保健福祉局の概要	
（1）保健福祉局の組織	
（2）業務内容	
（3）決算の状況	
<b>第3 実施した監査の概要</b> .....	9
<b>第4 監査結果の要約</b> .....	10
<b>第5 総括</b> .....	15

### 第2章 各論

<b>第1 高齢者福祉</b> .....	16
1 高齢者福祉に関する事業の概要 .....	16
（1）倉敷市の高齢者、要介護者の現状	
（2）倉敷市の高齢者支援	
（3）高齢者福祉の根拠となる法令・条例等	
（4）倉敷市の高齢者福祉費の概要	
（5）老人福祉関連費の担当課	
2 個別の事務事業の監査結果 .....	23
（1）監査の対象とした事務事業の選定方法	
（2）監査目的	
（3）主な監査手続	
（4）各事務事業に対する監査結果の要約	

- (5) 老人福祉総務費に対する監査結果
  - ① 高齢者生きがい対応型デイサービス事業
  - ② 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業
  - ③ 介護用品扶助費支給事業
  - ④ 日常生活用具給付事業
  - ⑤ 高齢者はり・きゅう施術費給付事業
  - ⑥ 老人入浴券給付事業
  - ⑦ 緊急通報装置設置事業
  - ⑧ 電話安否確認事業
  - ⑨ 敬老記念品贈呈事業
  - ⑩ シルバー人材センター運営補助事業
  - ⑪ 生活支援ショートステイ事業
  - ⑫ 高齢者権利擁護事業
- (6) 老人生きがい対策費に対する監査結果
  - ① 公園等清掃管理委託事業
  - ② 老人クラブ等助成事業
  - ③ シルバー作品展運営委託事業
- (7) 老人福祉施設費に対する監査結果
  - ① 養護老人ホーム措置委託事業（市外）
  - ② 養護老人ホーム措置委託事業（市内）
  - ③ 軽費老人ホームサービス費助成事業
  - ④ 老人福祉施設整備助成事業
  - ⑤ 老人福祉センター（まきび荘）管理運営事業
  - ⑥ 老人福祉センター（有城荘・西岡荘）管理運営事業
  - ⑦ 老人福祉センター（船穂町高齢者福祉センター）管理運営事業
  - ⑧ 老人憩の家管理運営事業
- (8) 介護保険事業特別会計に対する監査結果
  - ① 高齢者支援センター（地域包括支援センター）管理運営事業
  - ② 介護予防普及啓発事業（広義）
  - ③ 介護用品扶助費支給事業
  - ④ ふれあいサロン活動促進事業
  - ⑤ 給食サービス事業
  - ⑥ 介護予防支援ボランティア事業
  - ⑦ 高齢者権利擁護事業

3	日常生活圏域ごとの福祉サービス基盤整備状況 -----	74
	(1) 基本的考え方	
	(2) 現状分析と課題	
	(3) 監査結果の要約	
	(4) 監査結果	

## 第2 障がい者福祉 -----80

1	障がい者福祉に関する事業の概要	
	(1) 根拠となる法令・条例等	
	(2) 倉敷市の障がい者に関する計画の概要	
	(3) 倉敷市の障がい者の概要	
	(4) 障がい福祉費の推移及び平成26・27年度における主な事業費	
	(5) 障がい福祉課の事務分掌	
2	個別の事務事業の監査結果 -----	94
	(1) 監査の対象とした事務事業の選定方法	
	(2) 監査目的	
	(3) 監査手続	
	(4) 各事業に対する監査結果の要約	
	(5) 障がい福祉課の事務事業に対する監査結果	
	① 移動支援事業	
	② 児童発達支援事業	
	③ 生活介護事業	
	④ 就労継続支援事業	
	⑤ 障がい児を囲む親子ふれあい事業	
	⑥ 施設通所者交通費助成事業	
	⑦ 援護金給付事業	
	⑧ 結婚祝金給付事業	
	⑨ 高齢者等給食サービス事業	
	(6) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付費等の支給に関する事務に対する監査結果	
	(7) 民間障がい福祉施設整備助成事業に対する監査結果	

## 第3 児童福祉 -----117

1	児童福祉に関する事業の概要 -----	117
	(1) 根拠となる法令・条例等	
	(2) 倉敷市の児童福祉費の概要	

- (3) 子ども未来部における事務分掌
- (4) 倉敷市の子ども・子育て支援
  - ① くらしき子ども未来プラン
  - ② 子育てをめぐる現状と課題
  - ③ 課題解決に向けた倉敷市の取り組み
  - ④ 保育に対するニーズと保育サービスの提供
  - ⑤ 待機児童の現況

2 個別の事務事業の監査結果 -----128

- (1) 監査の対象とした事務事業の選定方法
- (2) 監査目的
- (3) 主な監査手続
- (4) 各事務事業に対する監査結果の要約
- (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果
  - ① 保育所入所手続き
  - ② 保育料の収納手続き
  - ③ 公立保育所運営事業
  - ④ 公立保育所延長保育事業
  - ⑤ 公立保育所園舎耐震化事業
  - ⑥ 民間保育所運営事業
  - ⑦ 民間保育所運営委託料
  - ⑧ 民間保育所延長保育事業
  - ⑨ 病児・病後児等保育事業
  - ⑩ 民間保育所一時預かり事業（一般型）
  - ⑪ 民間保育所整備助成事業
  - ⑫ 認可外保育施設への助成事業
- (6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果
  - ① 地域子育て支援拠点事業
  - ② 児童センター・児童館運営事業
  - ③ 放課後児童健全育成事業
  - ④ 児童手当・児童扶養手当
  - ⑤ 母子家庭等自立支援給付金
  - ⑥ 母子生活支援施設運営事業
  - ⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- (7) 子ども相談センターの事業に対する監査結果
  - ① こんにちは赤ちゃん訪問事業
  - ② 児童見守り事業

- (8) 子ども・子育て支援新制度推進室の事業に対する監査結果
  - ① 子ども・子育て支援新制度関連事業
  - ② 私立幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業  
(保育所待機児童対策)
- (9) 児童福祉の監査まとめ

**第4 倉敷市総合福祉事業団に対する委託金等の支出について -----192**

**第5 指導監査課 -----198**

- 1 指導監査課の概要 -----198
  - (1) 指導監査課の業務
  - (2) 指導監査の対象について
  - (3) 実地指導の対象について
  - (4) 指導監査課の体制
  - (5) 対象法人・社会福祉施設、サービス事業所等の状況
- 2 指導監査の概要 -----206
- 3 指導の概要 -----210
- 4 実施状況 -----214
  - (1) 指導監査、実地指導、立入検査の状況
  - (2) 指導監査の実施推移
  - (3) 実地指導の実施推移
  - (4) 指導監査・実地指導の実施結果としての指摘の状況
- 5 実施した監査手続き -----218
- 6 監査要点 -----218
- 7 監査結果 -----221
  - (1) 全般事項について
  - (2) 指導監査について
  - (3) 実地指導について

## 第1章 総論

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項による包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件(テーマ)

「保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉に関する事務の執行について」

#### 3 監査対象機関(部局)

保健福祉局における次の部課

- ・健康福祉部の健康長寿課及び倉敷市地域包括ケア推進室
- ・社会福祉部の障がい福祉課及び総合療育相談センターゆめぱる
- ・子ども未来部の子育て支援課、子ども相談センター、保育・幼稚園課及び子ども子育て支援新制度推進室
- ・指導監査課

ただし、監査の過程で必要と認める場合は、上記以外も監査の対象とした。

#### 4 監査対象期間

監査の対象とした期間は、基本的に平成27年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)である。ただし、必要と認める場合は、過去の年度も対象とした。

#### 5 監査実施期間

平成28年6月29日から平成29年2月10日

#### 6 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	小野	雅之
同 補助者	公認会計士	山形	昌弘
同 補助者	公認会計士	中西	崇陽
同 補助者	公認会計士	岡	まり子
同 補助者	公認会計士	有澤	和久
同 補助者	弁護士	清野	彰



## 7 監査日数

包括外部監査人 26.5 日

同監査補助者 5 名で延べ日 計 93.5 日 合計 120 日

具体的な日程は、「監査日程」参照のこと

## 8 監査対象として選定した理由

保健福祉局は、倉敷市民の健康を維持管理し福祉を増進するという、市が提供する市民サービスのうちで最も重要なものといえる業務を担当する部局である。所管業務としては、保健福祉、生活保護などの生活福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、介護や国保などの保険、各保健福祉センター、保健所及び市民病院と保健・福祉関連全般であり非常に広範囲となっている。

当部局を監査するにあたっては、所管業務すべてを監査対象とするのではなく、過去において既に外部監査の対象となった生活福祉課、国民健康保険課、くらしき健康福祉プラザ及び市民病院は対象から外すことが、効率的な監査の実施の観点からは望ましいと考える。

当部局の所管業務の中で中心となるのは、高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉といえる。

高齢者福祉の施策については、少子高齢化により対象となる高齢者は今後増加する一方である。市は今までと同様の水準のサービスを維持するだけで財政負担が大幅に増加することが想定される。

障がい者福祉の施策については、国の施策が「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正された。それに伴う福祉サービスの受給者が増加したため、事業費の市の負担が増加している。

児童福祉の施策については、待機児童問題が社会問題化するなど、子育て支援に対する、社会の関心は益々増加している。倉敷市では、市長の方針により、市独自の子育て支援策として様々な施策を実施している。

市民からの要望として、保健福祉施策の更なる充実を求める声は大きく、今後の制度の拡充のためには、更なる財政負担が増加するものも多いのが現状である。そこで、監査により現在実施されている福祉施策について、その必要性を検証することで、役割を終えたものや、他制度との統合の可能性を探ることが必要である。また、各種団体への福祉施策に関する補助金や委託料にもメスを入れ、既得権益化しているものはないかを検討する。施策自体を他市町村との比較によりその妥当性を検討する。

さらに、これら福祉サービスを提供する福祉施設等に対して、市による適切な指

導監査等が行なわれていることを確かめるため、担当部署である指導監査課も対象とする。

このテーマは、他の自治体の包括外部監査では数多く取り上げられているにもかかわらず、倉敷市の過去の包括外部監査では一度も取り上げられておらず、テーマとして選定する意義は大きいと判断した。

ただし、高齢者福祉については、介護保険を含めて検討すべきものであるが、介護保険を含めると検討対象が広くなりすぎるため、介護保険は今回の監査対象に含めないこととした。

## 9 監査の着眼点

具体的な監査の着眼点は、以下のとおりである。

- ①保健福祉局に関する事業に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているか。
- ②保健福祉局に関する事業に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているか。
- ③保健福祉局に関する事業自体の必要性を検証し、不必要な事業がないかどうか。
- ④倉敷市の高齢化の現状と今後の高齢化の進展の調査・分析が行われ、その結果を踏まえた高齢者保健福祉計画が策定され、実施されているか。
- ⑤事務の執行が合理的と考えられる方法によって適切に行われているか。
- ⑥各事業所に対して適切な指導監査を実施しているか。

## 10 監査結果について

「指摘事項」とは、法令、条例・規則違反や事務処理等が著しく不合理な場合の指摘であり、改善を求めるものである。

「意見」とは、「指摘事項」には該当しないが改善が望ましい事項である。

「参考」とは、業務をより改善し、効率化するために参考となる事項を外部監査人が記載するものである。

## 11 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により、記載すべき利害関係はない。

監査日程

○1日、△半日

日付	内容	小野	山形	岡	中西	清野	有澤
H28. 6. 6	テーマ選定のためのヒアリング	△	△	-	△	△	△
H28. 6. 7	テーマ選定のためのヒアリング	○	-	○	○	○	○
H28. 7. 11	監査計画、監査方針打合せ	○	○	○	○	○	○
H28. 7. 19	資料請求	○	○	-	○	○	○
H28. 7. 26	資料検討、資料請求	○	○	○	○	-	○
H28. 8. 2	資料検討、資料請求	○	○	○	○	○	○
H28. 8. 9	資料検討、資料請求	○	○	○	○	○	○
H28. 8. 17	現地調査、資料検討	○	○	○	○	○	○
H28. 8. 26	資料検討、質問	○	○	-	○	○	△
H28. 9. 6	資料検討、質問	○	○	○	-	○	○
H28. 9. 15	資料検討、質問	○	-	○	○	○	○
H28. 9. 23	資料検討、質問	○	○	○	-	△	○
H28. 9. 29	資料検討、質問	○	○	○	○	-	△
H28. 10. 4	資料検討、質問	○	○	○	○	-	-
H28. 10. 7	資料検討、質問	-	-	-	-	△	△
H28. 10. 11	資料検討、報告書の作成	○	○	○	○	-	-
H28. 10. 13	資料検討、報告書の作成	-	-	-	-	○	○
H28. 10. 27	資料検討、報告書の作成、現地視察	○	-	○	○	○	○
H28. 11. 8	資料検討、報告書の作成	○	○	○	○	○	○
H28. 11. 18	資料検討、報告書の作成、現地視察	○	○	○	○	○	○
H28. 11. 28	資料検討、報告書の作成	○	○	○	○	-	-
H28. 11. 30	資料検討、質問	-	-	-	-	△	△
H28. 12. 8	資料検討、報告書の作成	○	○	○	○	○	○
H28. 12. 16	資料検討、報告書の作成	○	-	-	-	○	○
H28. 12. 20	報告書の作成	○	-	-	-	-	-
H28. 12. 22	報告書の作成	○	○	○	○	○	○
H29. 1. 19	担当部署と調整、報告書の作成	○	○	△	-	-	-
H29. 1. 20	担当部署と調整、報告書の作成	-	-	-	△	-	-
H29. 1. 26	報告書の作成	○	-	-	-	-	-
H29. 2. 7	報告書の作成	○	-	-	-	-	-
H29. 2. 10	報告書の作成	○	-	-	-	-	-
合計日数	120	26.5	18.5	18.5	19	18	19.5

## 第2 監査対象の概要

### 1 保健福祉局の概要

#### (1) 保健福祉局の組織

保健福祉局の組織は、次ページのとおりである。

局内の部として、社会福祉部、子ども未来部、健康福祉部があり、児島、玉島、水島に保健福祉センター・社会福祉事務所がある。また、倉敷市保健所及び市民病院が含まれる。

職員数は平成27年4月1日現在で、正規職員934名、嘱託職員502名となっている。倉敷市全体職員3,369名の27.7%を占めている。

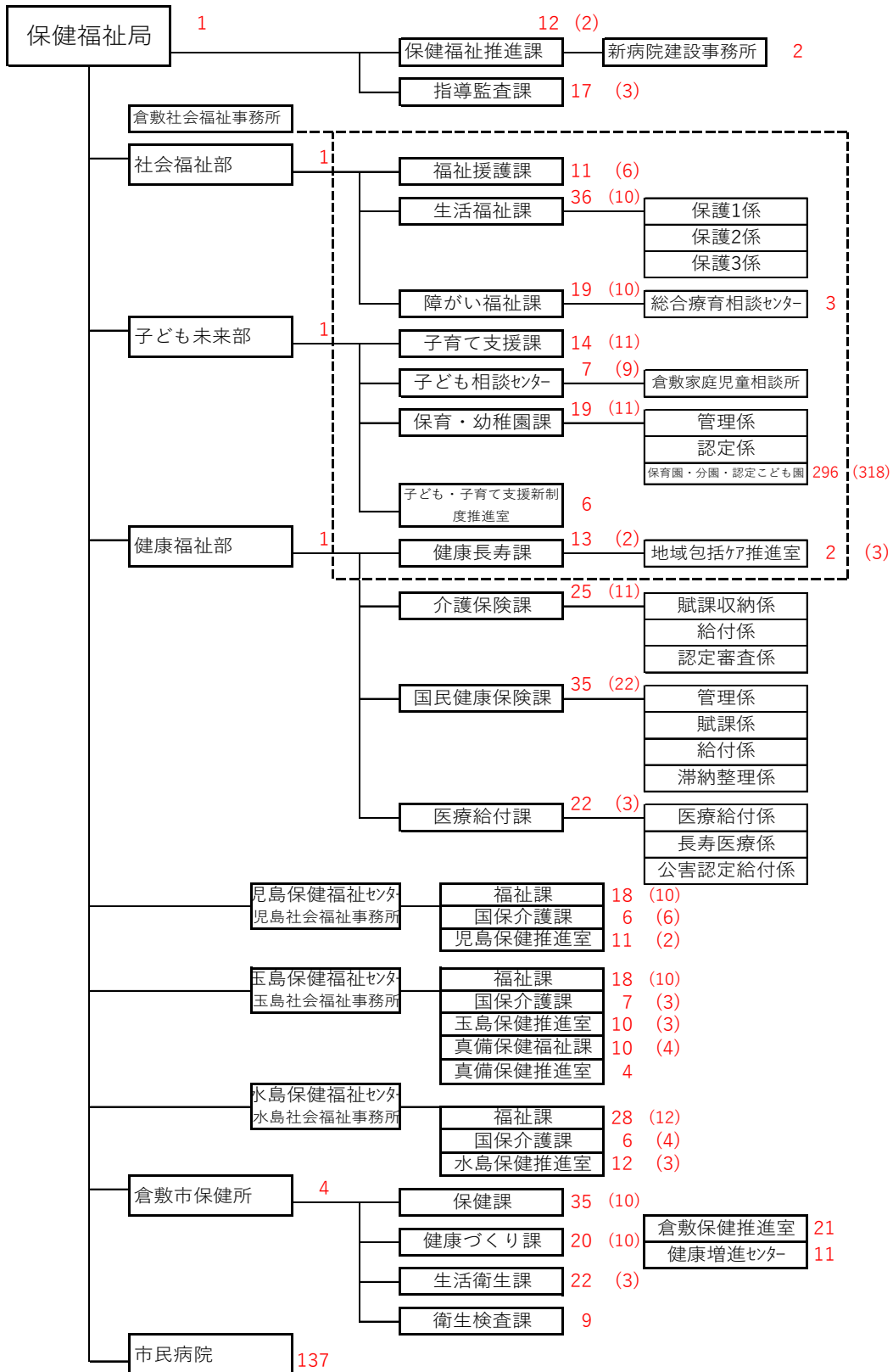
#### (2) 業務内容

保健福祉局の業務としては、次の表のとおりであり、主に市民の健康、子育て、福祉、社会保障に関する業務である。

部等	課等	業務内容
	保健福祉推進課	保健福祉施策の企画及び調整
	指導監査課	社会福祉法人・社会福祉施設・障がい者支援事業所の指導監査
社会福祉部	福祉援護課	生活困窮者支援、戦傷病者・戦没者遺族、民生・児童委員、高齢者・障がい者の権利擁護
	生活福祉課	生活保護、緊急援護、中国残留邦人
	障がい福祉課	障がい者施設福祉、在宅福祉、障がい者の社会参加促進、障がい者(児)手当
	総合療育相談センターゆめばる	子どもの発達、障がいに関する相談、療育など福利サービス利用や福祉制度に関する相談など・関係機関との連絡調整
	臨時給付金室	臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金
子ども未来部	子育て支援課	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉年金、遺児教育年金、遺児激励金、放課後児童クラブ
	子ども相談センター	児童虐待に関する相談、児童に関する各種相談
	保育・幼稚園課	認定こども園、幼稚園、保育所の入所、保育料
	子ども・子育て支援新制度推進室	子ども・子育て支援新制度施行推進
健康福祉部	健康長寿課	高齢者福祉、高齢者の生きがい対策
	倉敷市地域包括ケア推進室	介護予防、高齢者支援センター(地域包括支援センター)の指導・支援
	介護保険課	要介護認定、介護保険の給付、保険料の賦課・収納
	国民健康保険課	国民健康保険の給付、保険料の賦課・収納、保険料の納付相談
	医療給付課	子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者医療費、後期高齢者医療制度、公害保健福祉
市民病院		
倉敷市保健所		

保健福祉局の組織と職員数

平成27年4月1日現在



計 934 (502)

赤字は職員数、( )は嘱託、臨時職員数で外書

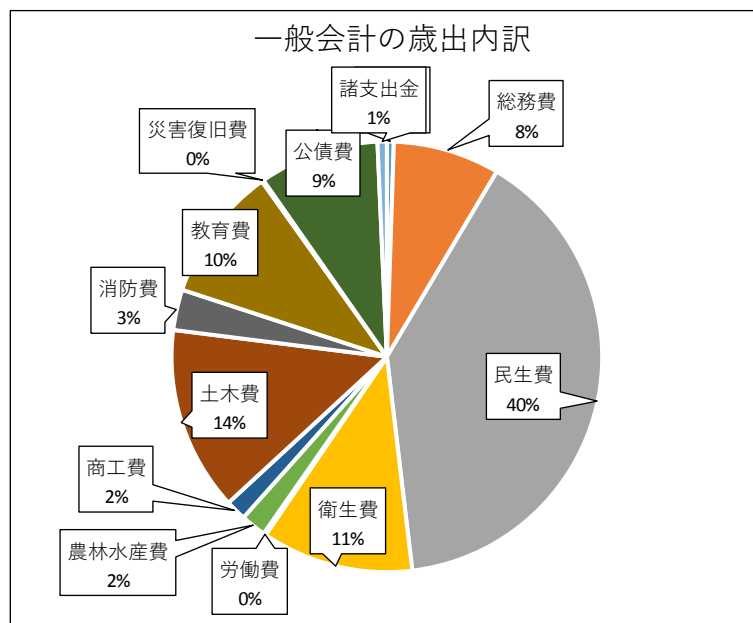
### (3) 決算の状況

保健福祉局が関係する民生費の平成 27 年度の決算額は、約 720 億円であり、倉敷市の一般会計歳出額 1,818 億円の 39.6%を占めている。他の費目に比べて支出割合が高いといえる。

#### 平成27年度一般会計歳出額の内訳

単位:百万円

款	決算額	比率
議会費	947	0.5%
総務費	14,553	8.0%
民生費	71,971	39.6%
衛生費	20,719	11.4%
労働費	342	0.2%
農林水産費	3,453	1.9%
商工費	2,831	1.6%
土木費	25,168	13.8%
消防費	5,550	3.1%
教育費	18,372	10.1%
災害復旧費	254	0.1%
公債費	16,392	9.0%
諸支出金	1,258	0.7%
計	181,811	100.0%



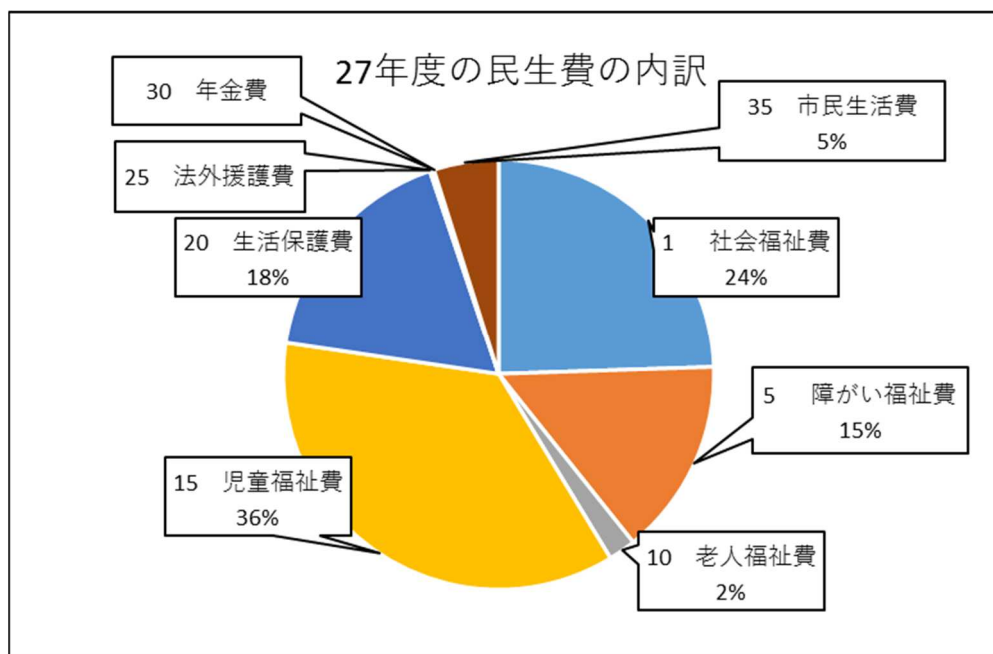
民生費について、平成 24 年度から平成 27 年度までの内訳別の決算額の推移を示す。

#### 民生費決算額の推移

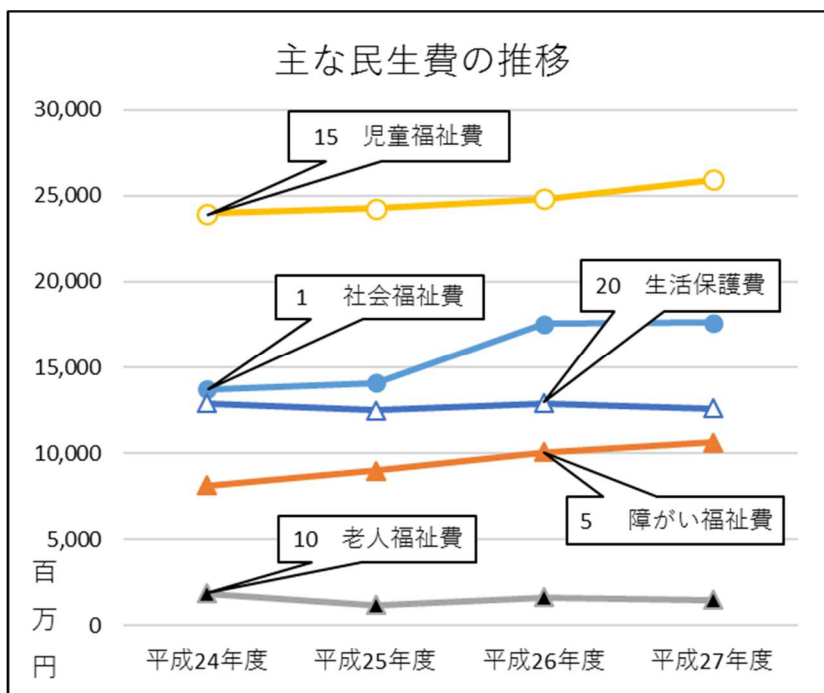
単位:千円

款	項	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	比率	対前年増減	増減率
3	民生費	64,230,922	64,997,332	70,493,149	71,970,750	100.0%	1,477,601	2.1%
	1 社会福祉費	13,696,983	14,067,158	17,533,773	17,618,445	24.5%	84,672	0.5%
	5 障がい福祉費	8,119,893	8,981,625	10,042,811	10,632,431	14.8%	589,621	5.9%
	10 老人福祉費	1,865,840	1,194,658	1,623,503	1,475,894	2.1%	△147,609	-9.1%
	15 児童福祉費	23,956,204	24,273,116	24,805,586	25,931,528	36.0%	1,125,942	4.5%
	20 生活保護費	12,900,007	12,465,842	12,885,510	12,584,399	17.5%	△301,111	-2.3%
	25 法外援護費	140,632	133,589	129,463	135,806	0.2%	6,343	4.9%
	30 年金費	110,785	103,767	102,567	94,825	0.1%	△7,743	-7.5%
	35 市民生活費	3,439,031	3,777,400	3,364,836	3,497,422	4.9%	132,586	3.9%

平成 27 年度の民生費の構成割合をグラフにすると、次のとおりである。  
 金額が多いのは、児童福祉費、社会福祉費、生活保護費、障がい福祉費の順である。  
 児童福祉費が多いのは、児童手当外で 109 億円、民間保育所への委託料 89 億  
 円、公立保育所運営費 30 億円があるためである。社会福祉費が多いのは、介護保険  
 事業特別会計への操出金が 113 億円あるからである。



平成 24 年度から平成 27 年度までの内訳の推移をグラフにすると次のとおりである。



生活保護費と老人福祉費は、ほぼ一定である。児童福祉費と障がい福祉費が毎年増加している。障がい福祉費が毎年増加しているのは、障害者総合支援法の制度が広く周知されたことに伴い、精神保健福祉手帳・自立支援医療の受給者証を持っている受給対象者が増加したこと及び就労継続支援を行う事業所が増えたためである。

社会福祉費が、平成 26 年度に増加しているのは、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業が始まったことによるものである。

### 第3 実施した監査の概要

実施した監査手続きは、次のとおりである。詳細な内容は各論を参照されたい。

- ① 根拠法令、条例、規則、内規及び方針等を入手・閲覧した。
- ② 事業費推移の分析・検討
- ③ 検討対象事業等の抽出
- ④ 施設整備事業、委託事業・補助金事業について契約書・請求書・起案書・実施報告書等の閲覧・証憑突合
- ⑤ 債権管理の状況の検討
- ⑥ 事業の担当課へのヒアリング
- ⑦ 現地視察
- ⑧ 他の自治体と比較可能な事務事業について比較分析
- ⑨ 市の作成した事業計画についての検討



#### 第4 監査結果の要約

上記の監査手続きを実施した結果として、監査結果の要約は次のとおりである。

指摘事項、意見、参考については、第1章、第1、10の「監査結果について」を参照のこと。

一覧性を得るため結果を表にして簡潔に記載している、詳しい内容は各論を参照されたい。

NO.	対象項目	意見 区分	監査結果の要約	記載 ペー ジ
高齢者福祉				
1	介護用品扶助費 支給事業	意見	小規模事業であり類似事業との統合を 検討すべき	31
2	日常生活用具給 付事業	意見	給付品目の再検討、事業の廃止を検討 すべき	33
3	電話安否確認事 業	意見	廃止も含め存続のありかたを検討すべ き	37
4	敬老記念品贈呈 事業	指摘 事項	敬老祝金に関する規定を整備すべき	38
5		指摘 事項	敬老祝金が他の中核市と比較して著し く高額であり是正すべき	38
6		意見	記念品は高齢者の立場に立って再度検 討してほしい	39
7	シルバー人材セ ンター運営補助 事業	指摘 事項	事業費予算見積書について計算根拠が 乏しい項目がある	40
8	養護老人ホーム 措置委託事業 (市内)	意見	老人保護措置費相当額指定管理料精算 書の表に計算誤りがある月があった	50
9	老人福祉センタ ー(有城荘・西	指摘 事項	本部経費の配賦が恣意的に行われてお り指定管理料の金額の妥当性が確認で きない	57

	岡荘) 管理運営事業			
10	老人憩の家管理運営事業	意見	再委託先との直接契約も検討すべき	61
11	高齢者支援センター管理運営事業	指摘事項	委託業務随意契約理由書が作成されていない	65
12	介護予防普及啓発事業(委託事業)	指摘事項	委託業務随意契約理由書が作成されていない	68
13	給食サービス事業	意見	給食を提供している事業者と倉敷市との直接契約を検討すべき	72
14	介護予防支援ボランティア事業	意見	ボランティア登録者数の伸び悩みがみられる。積極的にPRしていただきたい	73
15	サービス基盤整備状況	意見	赤崎圏域での特別養護老人ホームの設置計画を早急に検討すべき	78
障がい者福祉				
1	児童発達支援事業	指摘事項	申請書への記入者確認を徹底すべき	99
2	障がい児を囲む親子ふれあい事業	指摘事項	廃止若しくは参加者に応分の負担を求めべき	105
3	施設通所者交通費助成事業	指摘事項	A型事業所への通所者については廃止または給付要件を厳格化すべき	106
4		意見	A型事業所以外の通所者についても、廃止または給付要件の厳格化を検討すべき	107
5	援護金給付事業	指摘事項	事業廃止	108
6	結婚祝金給付事業	指摘事項	事業廃止	110
7	高齢者等給食サービス事業	意見	事業廃止	111
8		意見	請求を確認する人員を増員すべき	114

9	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付費等の支給に関する事務	意見	重複請求件数の事業者ごとの統計を作成・確認して、監督・指導を強化すべき事業者のチェックをすべき	114
児童福祉				
1	保育所入所手続き	指摘事項	書類の不備	135
2		意見	利用調整基準指数表	136
3		意見	減免の周知	137
4		意見	待機児童・未決定児童の管理リスト	137
5		意見	駅前送迎保育ステーション	137
6	保育料の収納手続き	指摘事項	滞納保育料の催告未実施	139
7		意見	保育料収納率	140
8		意見	児童手当からの特別徴収	140
9	公立保育所運営事業	意見	「預かり保育利用申込書兼延長・超過・預かり保育利用簿」に担当者名を明記	144
10		指摘事項	公有財産の現物照合	145
11		指摘事項	臨時職員・パート職員の出勤管理	145
12		意見	施設別の収支管理	146
13		意見	アンケート結果	146
14	公立保育所延長保育事業	意見	延長保育の実施園数及び1日当たりの平均利用児童数	147
15	公立保育所園舎耐震化事業	指摘事項	暴力団排除に係る契約解除の条項	150
16		意見	落札率99.99%の工事	150
17	民間保育所運営事業	意見	保育料軽減措置の状況及び利用者負担割合の他の自治体との比較	152
18	民間保育所延長保育事業	意見	認定こども園に係る委託契約書の形式の不備	156

19	地域子育て支援拠点事業	意見	子育て支援ニーズに対応した利用者数増加の促進	164
20	児童センター・児童館運営事業	意見	指定管理料の金額の合理性	166
21		意見	最も利用が多い乳幼児親子層の利用促進	166
22		意見	耐震問題の解消	167
23	放課後児童健全育成事業	意見	放課後待機児童の解消及び潜在的な放課後待機児童の把握	169
24		意見	児童クラブの余剰金の有効活用	170
25		意見	専用区画の面積に係る経過措置の期限明記	170
26		意見	放課後児童支援員の必須研修の期限内修了	171
27		意見	児童の集団の規模の適正人数	171
28		意見	実施場所の拡大	171
29	母子生活支援施設運営事業	意見	一時的に協定書の定める常勤職員数を欠いていた	178
30		意見	入所率の低迷	178
31	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	意見	継続して償還率が低迷	181
32	児童見守り事業	意見	在宅児童の網羅的な把握	186
33	子ども・子育て支援新制度関連事業	指摘事項	暴力団排除に係る契約解除の条項	188
倉敷市総合福祉事業団				
1	倉敷市総合福祉事業団に対する委託金等の支出	意見	今後契約することとなる指定管理契約、委託契約については、金額が適正な水準となるよう算定根拠を見直すべきである。	195
指導監査課				
1	指導監査 全般事項	意見	指導監査及び実地指導の対象の選定基準について	221
2		意見	監査対象と、担当職員との利害関係調査について	221

3		意見	個別の監査等の計画の策定について	222	
4		指摘事項	監査調書の整備・保管について	222	
5		意見	システムの利用について	222	
6		意見	宣誓書の入手	223	
7		意見	復命書の様式及び作成方法について	223	
8		意見	担当職員の能力向上、監査ノウハウの蓄積について	223	
9		意見	監査結果のレビューについて	223	
10		意見	文書指導と口頭指導の区分について	224	
11		指導監査について	指摘事項	指導監査の留意点及び着眼点の定めについて	224
12			意見	指導監査での自己点検の実施について	225
13	意見		監査チェックリストにおける実施項目及び記入方法について	225	
14	意見		監査チェックリストの改善について	226	
15	意見		監査結果の記入について	226	
16	実地指導について	意見	自己点検シートの職員の記入方法について	226	
17		意見	自己点検シートの改善について	227	
18		指摘事項	改善報告書の提出遅延について	227	
19		意見	「遅延理由書」の提出を求めることが望ましい	227	
20		指摘事項	復命書の作成について	227	

<参考>

NO.	対象項目	結果の要約	記載ページ
1	就労継続支援事業	A型事業所の増加について	102
2	民間保育所整備助成事業	入札結果について	161
3	倉敷市総合福祉事業団に対する委託金等の支出	内部留保の処分について、今後適正な処理が必要である	197

## 第5 総括

今回の包括外部監査を通しての監査人の全体的な所感を述べる。一般論として、市の行う福祉事業を更に拡大し、充実させることについては、市民誰もが賛同し、反対する者はいないであろう。しかし、そのためには財源が必要であり、現在の市の財政状況でこれを拠出することは容易ではない。財源はそのまま福祉を充実させるためには、事業の効率化と選択が必要である。現状のままでは、対象者(特に高齢者)の増加により、市の負担は増加する一方である。事業の効率化については、実施に当たって、コストアップや非効率となっているものを洗い出していくことが必要である。事業の選択については、有効性の低い事業について見直すことが必要である。

今回の包括外部監査は、この2つの視点を重点に実施した。倉敷市は、全般的に管理・運営状況は良好であり、問題点はあまりない。しかし、外部監査が結果意見として「問題なし」との監査意見を出すことは、包括外部監査の存在意義を問われることとなる。そこで、監査人として、なるべく多くの意見を出して、改善提案を提示することが必要と考え、あえて多くの監査結果を出している。

高齢者福祉については、高齢者は増加する一方であり、福祉のこれ以上の拡充は不可能であり、不要な事業の見直しが必要との立場で結果を出している。

障がい者福祉については、いくつもの事業に指摘事項として、事業の廃止を述べており、厳しい結論となった。包括外部監査は、事業の適法性・妥当性の監査であり、事業自体の存否について意見を述べるものではないということは、監査人は十分承知している。

しかし、障がい者の福祉に役立つものは何かを考えた場合、今回指摘した事業などは、金銭等の給付など、経済的利益の提供であり一時的な事業である。これらの事業が、障がい者に真に役立っているかについては、監査人は疑問であると判断した。事業が廃止されることにより削減される予算を、障がい者にとって、真に有効な事業に活用してもらいたいとの考えにより、あえて厳しく指摘したものである。

児童福祉については、子育て支援の観点から保育所関連を重点的に多く監査結果を出している。子育て支援は、市の重点施策であり、喫緊の課題である。

倉敷市総合福祉事業団については、福祉関係の外郭団体との委託契約等などのようにあるべきかを考えていただきたいため監査結果を出したものである。

指導監査については、指導監査課の職員は、対象事業者等の増加にも関わらず、少ない職員数で多くの指導監査を実施しており、多忙となっている。しかし、指導監査は福祉関係事業者を監督する要であり、より効率的、適正な監査指導等を行っていただきたいとの監査人からの希望から、今回多くの監査結果を出している。

## 第2章 各論

### 第1 高齢者福祉

#### 1 高齢者福祉に関する事業の概要

##### (1) 倉敷市の高齢者、要介護者の現状

###### ① 倉敷市の人口構成（平成27年9月末現在）

倉敷市の人口は、平成27年9月末現在で、男性235,981人、女性247,799人、合計483,780人である。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の65～69歳と第二次ベビーブーム世代の40～44歳が多くなっている。そして、今後5年のうちに高齢化に達する60歳以上65歳未満の年代も比較的多く高齢化のさらなる上昇が見込まれる。

倉敷市年齢別人口

資料：住民基本台帳(含外国人登録)

平成27年9月末現在

【単位：人】

	総数	男性	女性	構成比
90歳～	6,170	1,386	4,784	1.3%
85-89	10,493	3,561	6,932	2.2%
80-84	17,535	7,190	10,345	3.6%
75-79	22,573	10,238	12,335	4.7%
79-74	30,462	14,334	16,128	6.3%
65-69	36,792	17,517	19,275	7.6%
60-64	29,741	14,753	14,988	6.1%
55-59	26,251	12,940	13,311	5.4%
50-54	26,877	13,354	13,523	5.6%
45-49	31,311	15,757	15,554	6.5%
40-44	39,050	19,718	19,332	8.1%
35-39	31,754	15,934	15,820	6.6%
30-34	28,953	14,492	14,461	6.0%
25-29	26,552	13,527	13,025	5.5%
20-24	24,476	12,473	12,003	5.1%
15-19	25,075	12,922	12,153	5.2%
10-14	23,857	12,213	11,644	4.9%
5-9	23,264	12,069	11,195	4.8%
0-4	22,594	11,603	10,991	4.7%
合計	483,780	235,981	247,799	100.0%

## ② 年齢3区分人口の推移

年齢3区分人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は、平成25年から平成27年度で5,697人減少しているが、65歳以上の高齢者人口は7,306人増加している。倉敷市の高齢化率は全国の高齢化率と比較して1.1%低いが、ほぼ全国平均といえる割合であるといえる。

倉敷市年齢3区分別人口の推移と高齢化率

資料：住民基本台帳(含外国人登録)

各年9月末現在

【単位：人】

	平成25年	平成26年	平成27年	
	人数	人数	人数	倉敷市率
65歳以上	116,719	120,976	124,025	25.6%
15～64歳	295,737	292,187	290,040	60.0%
0～14歳	70,809	70,363	69,715	14.4%
合計	483,265	483,526	483,780	100.0%

## ③ 高齢者人口の内訳と高齢化率の推移

65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者についてみると、平成25年から平成27年度にかけて、前期高齢者は4,421人、後期高齢者は2,885人増加している。これに伴い、高齢化率は24.2%から25.6%へ1.4ポイント上昇している。割合で全国と比較すると、前期高齢者で0.1%全国の高齢者率より高いが、後期高齢者では1.2%全国の高齢者率より低くなっている。

高齢者人口の内訳

資料：住民基本台帳(含外国人登録)

各年9月末現在

【単位：人】

	平成25年	平成26年	平成27年	
	人数	人数	人数	倉敷市率
後期高齢者	53,886	55,179	56,771	11.7%
前期高齢者	62,833	65,797	67,254	13.9%
65歳以上合計	116,719	120,976	124,025	25.6%

## ④ 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成25年度から平成27年度にかけて、全体では1,676人、6.9%増加している。要支援・要介護認定者数が高齢者人口に占める割合も20.4%から20.7%に0.3ポイント上昇している。



倉敷市要支援・要介護認定者数の推移  
 資料：倉敷市介護保険統計  
 各年度末現在

	【単位：人】		
	平成25年	平成26年	平成27年
要介護5	2,195	2,226	2,177
要介護4	2,623	2,767	2,797
要介護3	2,838	3,053	3,334
要介護2	4,324	4,707	4,861
要介護1	4,331	4,384	4,585
①小計	16,311	17,137	17,754
要支援2	4,510	4,748	4,903
要支援1	3,448	3,356	3,288
②小計	7,958	8,104	8,191
③合計＝①＋②	24,269	25,241	25,945
うち第2号被保険者（40歳～64歳）	545	510	503
④（③から第2号被保険者を除いた数）	23,724	24,731	25,442
高齢者人口（第1号被保険者数）	118,860	122,546	125,561
④の高齢者人口に対する割合	20.0%	20.2%	20.3%

#### ⑤ 倉敷市の高齢者、要介護者の現状と高齢者福祉

全国的に少子高齢化が進展する中、倉敷市も例外ではなく高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続けている。今後、さらに高齢化の進展が予想されており、介護予防の推進や介護サービス基盤の充実とともに、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加を踏まえた多様な施策や家族介護者支援の充実が重要な課題となると思われる。

倉敷市では、団塊の世代の高齢者が75歳となる平成37年に向け、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を基本的な考え方とし、その実現に向けた施策を講じている。

#### (2) 倉敷市の高齢者支援

倉敷市では、高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていけるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一

体的に提供されるシステムである。

住まい・医療・介護・予防・生活支援の連携の核が高齢者支援センターであり、高齢者が住みなれた地域で生活していくうえでの総合的窓口の役割を担っている。高齢者支援センターは、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を送れるよう介護だけでなく保健・医療・福祉に関する総合的な支援を行っている。倉敷市では、小学校区を基本に地域の実情に応じて町の境も利用しながら、日常生活圏域を設定し、圏域ごとに高齢者支援センターを設置しており、きめ細かい市民サービスを提供できる体制が構築されている。

倉敷市は地域包括ケアシステムの構築を図る中で、他機関との連携を図りながら、高齢者が活躍できる地域づくりを進めている。前述のとおり高齢者支援センターが地域の拠点として高齢者の保健・医療・福祉での総合的支援を行っており、倉敷市は庁内関係部署が連携し、保健・福祉・介護等の事業を実施している。具体的には、地域包括ケア推進室を中心に、保健事業については保健課、健康づくり課等が担当し、成年後見制度等の福祉事業については福祉援護課が担当している。そして高齢者福祉、介護保険制度については健康長寿課、介護保険課が担当している。

今後、地域包括ケアシステムが構築され、医療、介護、行政が連携を強めていくことで、これまで医療機関、介護サービス事業所、行政が重複して行っていたサービスが明確になると思われる。重複したサービスを効率的に提供することで福祉サービスの向上が図られ、ひいてはコスト全体の削減が期待できよう。また、医療機関、介護サービス事業所、行政が連携を強めていくなかで、ますますの役割分担の明確化も求められていくこととなるであろう。倉敷市においても、これらの環境変化に対応するために、他機関や事業所との積極的なコミュニケーションや業務に関する運用規程のさらなる整備等が求められることとなるであろう。

### (3) 高齢者福祉の根拠となる法令・条例等

- ① 老人福祉法
- ② 老人福祉法施行規則
- ③ 老人福祉法施行細則

#### (4) 倉敷市の高齢者福祉費の概要

##### ①老人福祉総務費

老人福祉総務費3年間の推移

【単位：千円】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3年増減額	3年増減率
A. 職員人件費	57,237	62,900	50,823	△ 6,414	-11.2%
B. 高齢者生きがい対応型デイサービス事業	7,488	7,359	6,885	△ 603	-8.1%
C. 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	42,094	39,234	37,570	△ 4,524	-10.7%
D. 介護用品扶助費支給事業	3,630	3,879	3,883	253	7.0%
E. 日常生活用具給付事業	799	1,035	620	△ 179	-22.4%
F. 高齢者はり・きゅう施術費給付事業	9,128	8,943	8,908	△ 220	-2.4%
G. 老人入浴券給付事業	1,990	1,753	1,772	△ 218	-11.0%
H. 緊急通報装置設置事業	10,676	18,315	12,080	1,404	13.2%
I. 電話安否確認事業	57	44	37	△ 20	-35.1%
J. 敬老記念品贈呈事業	16,608	19,699	21,055	4,447	26.8%
K. シルバー人材センター運営補助事業	37,064	34,289	35,036	△ 2,028	-5.5%
L. 生活支援ショートステイ事業	3,944	5,390	13,306	9,362	237.4%
M. 高齢者権利擁護事業	3,782	3,775	3,774	△ 8	-0.2%
N. 介護保険利用料軽減事業	618	870	1,263	645	104.4%
O. 住宅改造費助成事業	42,751	29,694	47,334	4,583	10.7%
小計	237,866	237,179	244,346	6,480	2.7%
上記以外	21,448	7,206	7,344	△ 14,104	-65.8%
老人福祉総務費決算額	259,314	244,385	251,689	△ 7,625	-2.9%

参考資料「平成27年度決算における主要な施策の成果説明書」

老人福祉総務費は平成25年度から平成27年度で、全体では259,314千円から251,689千円に7,625千円減少、割合で2.9ポイント低下している。大きく費用が減少した項目は、A. 職員人件費とC. 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業である。これに対して大きく費用が増加した項目はJ. 敬老記念品贈呈事業とO. 住宅改造費助成事業であった。

A. 職員人件費、N. 介護保険利用料軽減事業及びO. 住宅改造費助成事業以外の費目については、後述の「2. 個別の事務事業の監査結果」において検討した。

##### ②老人生きがい対策費

老人生きがい対策費3年間の推移

【単位：千円】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3年増減額	3年増減率
A. 公園等清掃管理委託事業	37,390	35,734	33,184	△ 4,206	-11.2%
B. 老人クラブ等助成事業	26,551	26,116	25,733	△ 818	-3.1%
C. シルバー作品展運営委託事業	612	612	612	0	0.0%
小計	64,553	62,462	59,529	△ 5,024	-7.8%
上記以外	2,611	3,602	2,476	△ 135	-5.2%
老人生きがい対策費決算額	67,164	66,064	62,005	△ 5,159	-7.7%

参考資料「平成27年度決算における主要な施策の成果説明書」

老人生きがい対策費は平成25年度から平成27年度で、全体では67,164千円から62,005千円に5,159千円減少、割合で7.7ポイント低下している。大きく費用が減少した項目は、A. 公園等清掃管理委託事業である。

後述の「2. 個別の事務事業の監査結果」において老人生きがい対策費のすべての費目について検討した。

### ③老人福祉施設費

老人福祉施設費3年間の推移

【単位：千円】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3年増減額	3年増減率
A. 養護老人ホーム措置委託事業（市外）	68,833	71,696	74,277	5,444	7.9%
B. 養護老人ホーム措置委託事業（市内）	273,616	278,375	268,749	△ 4,867	-1.8%
C. 軽費老人ホームサービス費助成事業	203,511	206,256	214,224	10,713	5.3%
D. 老人福祉施設整備助成事業	67,400	475,977	344,551	277,151	411.2%
E. 老人福祉センター（まきび荘） 管理運営事業	16,665	17,003	16,928	263	1.6%
F. 老人福祉センター（有城荘・西岡荘） 管理運営事業	98,058	90,396	80,383	△ 17,675	-18.0%
G. 老人福祉センター（船穂町高齢者福祉センター） 管理運営事業	16,294	16,785	16,517	223	1.4%
H. 老人憩の家 管理運営事業	81,154	81,318	83,026	1,872	2.3%
小計	825,531	1,237,806	1,098,655	273,124	33.1%
上記以外	42,649	75,247	63,544	20,895	49.0%
老人福祉施設費決算額	868,180	1,313,053	1,162,200	294,020	33.9%

参考資料「平成27年度決算における主要な施策の成果説明書」

老人福祉施設費は平成25年度から平成27年度で、全体では868,180千円から1,162,200千円に294,020千円増加、割合で33.9ポイント上昇している。大きく費用が増加した項目は、D. 老人福祉施設整備助成事業で277,151千円増加している。これに対して大きく費用が減少した項目はF. 老人福祉センター（有城荘・西岡荘）管理運営事業であった。

後述の「2. 個別の事務事業の監査結果」において老人福祉施設費のすべての費目について検討した。

### ④介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計3年間の推移

【単位：千円】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3年増減額	3年増減率
A. 賦課徴収事業	19,044	17,390	20,958	1,914	10.1%
B. 介護認定審査会事業	298,197	327,173	332,787	34,590	11.6%
C. 介護サービス等諸費事業	28,571,276	30,124,559	31,241,134	2,669,858	9.3%
D. 介護予防サービス等諸費事業	2,352,182	2,430,459	2,274,381	△ 77,801	-3.3%
E. 高額介護サービス費事業	537,646	567,687	617,715	80,069	14.9%
F. 高額医療合算介護サービス費事業	90,901	97,677	106,431	15,530	17.1%
G. 特定入所者介護サービス費等	1,090,994	1,133,506	1,173,603	82,609	7.6%
H. 高齢者支援センター運営事業	364,879	357,141	367,025	2,146	0.6%
I. 介護予防普及啓発事業（委託事業）	100,511	105,298	111,112	10,601	10.5%
J. 介護用品扶助費支給事業	9,395	9,246	9,065	△ 330	-3.5%
K. ふれあいサロン活動促進事業	4,036	4,340	4,664	628	15.6%
L. 給食サービス事業	139,555	129,627	126,093	△ 13,462	-9.6%
M. 介護予防支援ボランティア事業	5,571	5,739	5,723	152	2.7%
N. 高齢者権利擁護事業	8,037	15,409	17,948	9,911	123.3%
小計	33,592,224	35,325,251	36,408,639	2,816,415	8.4%
上記以外	984,606	685,100	1,007,027	22,421	2.3%
介護保険事業特別会計決算額	34,576,830	36,010,351	37,415,666	2,838,836	8.2%

参考資料「平成27年度決算における主要な施策の成果説明書」

介護保険事業特別会計は平成25年度から平成27年度で、全体では34,576,830千円から37,415,666千円に2,838,836千円増加、割合で8.2ポイント上昇している。大きく費用が増加した項目は、C. 介護サービス等諸費事業であり、この3年間で2,669,858千円増加している。これに対して大きく費用が減少した項目

はD. 介護予防サービス等諸費事業であった。

これらの事業は介護保険課が担当している事業であり、検討は行っていない。介護保険課担当する以外の事業であるH. 高齢者支援センター運営事業からM. 介護予防ボランティア事業までの 6 事業について後述の「2. 個別の事務事業の監査結果」において検討した。

#### (5) 老人福祉関連費の担当課

##### ①老人福祉総務費

主要な事業	担当課
A. 職員人件費	人事課
B. 高齢者生きがい対応型デイサービス事業	健康長寿課
C. 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	健康長寿課
D. 介護用品扶助費支給事業	健康長寿課
E. 日常生活用具給付事業	健康長寿課
F. 高齢者はり・きゅう施術費給付事業	健康長寿課
G. 老人入浴券給付事業	健康長寿課
H. 緊急通報装置設置事業	健康長寿課
I. 電話安否確認事業	健康長寿課
J. 敬老記念品贈呈自事業	健康長寿課
K. シルバー人材センター運営補助事業	健康長寿課
L. 生活支援ショートステイ事業	福祉援護課
M. 高齢者権利擁護事業	福祉援護課
N. 介護保険利用料軽減事業	介護保険課
O. 住宅改造費助成事業	介護保険課

##### ②老人生きがい対策費

主要な事業	担当課
A. 公園等清掃管理委託事業	健康長寿課
B. 老人クラブ等助成事業	健康長寿課
C. シルバー作品展運営委託事業	健康長寿課

##### ③老人福祉施設費

## 老人福祉施設費

主要な事業	担当課
A. 養護老人ホーム措置委託事業（市外）	福祉援護課
B. 養護老人ホーム措置委託事業（市内）	福祉援護課
C. 軽費老人ホームサービス費助成事業	健康長寿課
D. 老人福祉施設整備助成事業	保健福祉推進課
E. 老人福祉センター（まきび荘）管理運営事業	健康長寿課
F. 老人福祉センター（有城荘・西岡荘）管理運営事業	健康長寿課
G. 老人福祉センター（船穂町高齢者福祉センター）管理運営事業	健康長寿課
H. 老人憩の家管理運営事業	健康長寿課

### ④介護保険事業特別会計

#### 介護保険事業特別会計

主要な事業	担当課
A. 賦課徴収事業	介護保険課
B. 介護認定審査会事業	介護保険課
C. 介護サービス等諸費事業	介護保険課
D. 介護予防サービス等諸費事業	介護保険課
E. 高額介護サービス費事業	介護保険課
F. 高額医療合算介護サービス費事業	介護保険課
G. 特定入所者介護サービス費等	介護保険課
H. 高齢者支援センター運営事業	健康長寿課
I. 介護予防普及啓発事業（委託事業）	健康長寿課・健康づくり課
J. 介護用品扶助費支給事業	健康長寿課
K. ふれあいサロン活動促進事業	健康長寿課
L. 給食サービス事業	健康長寿課
M. 介護予防支援ボランティア事業	健康長寿課
N. 高齢者権利擁護事業	福祉援護課

## 2 個別の事務事業の監査結果

### （1）監査の対象とした事務事業の選定方法

監査は限られた時間で効果的かつ効率的に実施される必要がある。そこで、対象とする課を選定し、事業費の金額的重要性を考慮して監査手続を適用した。具体的には、以下のとおりである。

第1に、監査対象の課を限定した。監査対象としたのは高齢者福祉に関する健康長寿課、福祉援護課、保健福祉推進課、健康づくり課である。今回、介

護保険課は監査対象から除外している。

第2に、事業費の金額が30,000千円を超える事業について重点的かつ慎重に監査を実施した。これに対し事業費が金額的に30,000千円を下回る事業については、原則として5期間における事業費推移の分析を監査手続とした。そして必要に応じて倉敷市の担当者等への質問を監査手続とした。

第3に、事業費の金額が30,000千円を超える事業について、10,000千円を超える外部委託契約や補助金の有無を調査した。その後、外部委託契約のうち随意契約となっているものについてサンプルを抽出し慎重に監査手続を行った。補助金についてもサンプルを抽出し慎重に監査手続を行った。

## (2) 監査目的

- ① 合规性：事業が関係法令・規則・規定等に準拠して適切に実施されているか
- ② 公益性：事業の内容は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与しているか
- ③ 公平性：事業の内容は利用する者、その利用を希望する者において公平であるか
- ④ 経済性・効率性・有効性：事業の内容は最小のコストで実施されているか（経済性）、合理的になされているか（効率性）、当初に目標とした成果を達成しているか（有効性）

## (3) 主な監査手続

- ① すべての事業に関して過去5年間における事業費推移の分析、必要に応じ担当者への質問等
- ② 事業費の金額が30,000千円を超える事業について、10,000千円を超える外部委託契約や補助金の有無を調査
- ③ 10,000千円を超える随意契約について契約書、実績報告書、契約金額の妥当性の検討
- ④ 10,000千円を超える補助金について申請・交付・実績報告書の確認、金額の妥当性の検討
- ⑤ 現場視察
- ⑥ 他の自治体（近隣の中核市）と比較可能な事務事業について比較分析

⑦ 「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画（第6期：平成27年度～平成29年度）第5章日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性」について検討

(4) 各事務事業に対する監査結果の要約

- 指摘事項・意見なし
- △ 重要性の低い指摘事項及び意見あり
- × 重要性の高い指摘事項あり
- － 手続省略

①老人福祉総務費

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
高齢者生きがい対応型デイサービス事業	○	○	○	○	特になし
在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	○	○	○	○	特になし
介護用品扶助費支給事業	○	○	○	△	小規模事業であり類似事業との統合を検討すべき（意見）
日常生活用具給付事業	○	○	○	△	給付品目の再検討、事業の廃止を検討すべき（意見）
高齢者はり・きゅう施術費給付事業	○	○	○	○	特になし
老人入浴券給付事業	○	○	○	○	特になし
緊急通報装置設置事業	○	○	○	○	特になし
電話安否確認事業	○	○	○	△	廃止も含め存続のありかたを検討すべき（意見）



敬老記念品贈呈事業	×	○	○	×	敬老祝金に関する規定を整備すべき（指摘事項）  敬老祝金が他の中核市と比較して著しく高額であり是正すべき（指摘事項）  記念品は高齢者の立場に立って再度検討してほしい（意見）
シルバー人材センター運営補助事業	○	○	○	×	事業費予算見積書について計算根拠が乏しい項目がある（指摘事項）
生活支援ショートステイ事業	○	○	○	○	特になし
高齢者権利擁護事業	○	○	○	○	特になし

## ②老人生きがい対策費

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
公園等清掃管理委託事業	○	○	○	○	特になし
老人クラブ等助成事業	○	○	○	○	特になし
シルバー作品展運営委託事業	○	○	○	○	特になし

## ③老人福祉施設費

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
養護老人ホーム	○	○	○	○	特になし

ム措置委託事業（市外）					
養護老人ホーム措置委託事業（市内）	○	○	○	△	老人保護措置費相当額指定管理料精算書の表に計算誤りがある月があった（意見）
軽費老人ホームサービス費助成事業	○	○	○	○	特になし
老人福祉施設整備助成事業	○	○	○	○	特になし
老人福祉センター（まきび荘）管理運営事業	○	○	○	○	特になし
老人福祉センター（有城荘・西岡荘）管理運営事業	○	○	○	×	本部経費の配賦が恣意的に行われており指定管理料の金額の妥当性が確認できない（指摘事項）
老人福祉センター（船穂町高齢者福祉センター）	○	○	○	○	特になし
老人憩の家管理運営事業	○	○	○	△	再委託先との直接契約も検討すべき（意見）

#### ④介護保険事業特別会計

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
高齢者支援センター運営事業	×	○	○	○	委託業務随意契約理由書が作成されていない（指摘事項）
介護予防普及啓発事業（委託事業）	×	○	○	○	委託業務随意契約理由書が作成されていない（指摘事項）

介護用品扶助費支給事業	○	○	○	○	特になし
ふれあいサロン活動促進事業	○	○	○	○	特になし
給食サービス事業	○	○	○	△	給食を提供している事業者と倉敷市との直接契約を検討すべき（意見）
介護予防支援ボランティア事業	○	○	○	△	ボランティア登録者数の伸び悩みがみられる。積極的にPRしていただきたい（意見）
高齢者権利擁護事業	○	○	○	○	特になし

（５）老人福祉総務費に対する監査結果

① 高齢者生きがい対応型デイサービス事業

事業の内容	老人福祉センター・憩の家を活用し、生きがいや健康づくりに関する各種講座を実施し、とかく家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を図る		
対象者	比較的元気な高齢者		
関連する法令・規則等	倉敷市生きがい対応型デイサービス事業実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	7,488	7,359	6,885
延利用人数（人）	6,030	4,995	5,312
一人当たり事業費（単位：円）	1,242	1,473	1,296
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	当事業は、生きがいや健康づくりに関する各種講座を実施しており公益性について問題なし		

公平性	<p>倉敷市生きがい対応型デイサービス事業実施要綱第3条で、事業の対象者は、本市に住所を有するひとり暮らし高齢者等で、介護保険法の給付の対象とならない者で、市長が必要と認めたものとされている</p> <p>事業の内容に照らして妥当な対象者であり公平性について問題はない</p>
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>過去3年間において1人当たり事業費について大きな変動はなく、適切な支出が行われていると推測した</p> <p>(有効性)</p> <p>5千人程度の延べ利用者があり一定の目的は達成されていると考える</p>

② 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねたきり高齢者等に手当を支給し、介護者を慰労</li> <li>・手当は年額4万円</li> </ul>		
対象者	在宅のねたきり高齢者等の介護者		
関連する法令・規則等	倉敷市在宅ねたきり高齢者等介護手当支給要綱		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費(単位:千円)	42,094	39,234	37,570
延利用人数(人)	1,014	946	905
一人当たり事業費(単位:円)	41,513	41,474	41,514
10,000千円を超える外部契約等(単位:千円)	該当なし		
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 相手先あたり10,000千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</p> <p>③ 平成27年度「支払先台帳」をデータで入手し5</p>		

	件サンプルを抽出し、申請書・通知書・介護手当支給明細書を確認
監査結果	
合規性	① 平成 27 年度「支払先台帳」をデータで入手し 5 件サンプルを抽出し、申請書・通知書・介護手当支給明細書を確認した 問題なし
公益性	問題なし
公平性	支給要件は、倉敷市在宅ねたきり高齢者等介護手当支給要綱第 3 条に記載されているとおり、公平なものである
経済性・効率性・有効性	(経済性・効率性) ① 当事業において相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約は存在しない ② 支払先台帳（データ）を通査したが、ねたきり高齢者等の年齢・住所などが記載されており架空の支払等はないとの心証を得た  (有効性) 高齢者の年齢や障害状況についてデータ収集・管理されており、そのデータに基づいて支給もされており問題ないと考える

③ 介護用品扶助費支給事業

事業の内容	・在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し、紙おむつ等購入費の一部を助成する（おしめ等の購入費の8割以内で、年30,000円を限度）		
対象者	ねたきり高齢者及び重度身体障害者の介護者で、所得税非課税世帯		
関連する法令・規則等	倉敷市ねたきり高齢者等介護用品扶助費支給要綱		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	3,630	3,879	3,883
助成件数（単位：件）	185	217	196
一件当たり事業費（単位：円）	19,622	17,876	19,811
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合规性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市ねたきり高齢者等介護用品扶助費支給要綱第3条に対象者が記載されているが、事業の目的に照らして妥当であると判断した		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>① 過去3年間において1人当たり事業費について大きな変動はなく、適切な支出が行われていると推測した</p> <p>② 介護用品扶助費支給事業の今後の在り方を検討すべき（意見）</p> <p>（有効性）</p> <p>対象者が限定されていることから助成件数は多くないが有効に機能していると推測する</p>		

A. 介護用品扶助費支給事業の今後の在り方を検討すべき【意見】

当事業は小規模事業であり、毎期4百万円弱の支出が行われているに過ぎない。他の類似事業（例えば「在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業」など金銭を助成する点について共通する事業）と統合することで、さらなるコストの引き下げやサービスの質の向上を図ることができるものとする。

④ 日常生活用具給付事業

事業の内容	・日常生活用具を給付等することにより、在宅での日常生活を支援		
対象者	ねたきり状態で日常生活を営んでいる高齢者等		
関連する法令・規則等	倉敷市ねたきり高齢者等日常生活用具給付規則		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	799	1,035	620
給付件数（件）	75	90	56
一件当たり事業費（単位：円）	10,653	11,500	11,071
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市ねたきり高齢者等日常生活用具給付規則第3条に対象者が記載されているが、事業の目的に照らして妥当であると判断した		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>① 平成 23 年度には 3,198 千円の事業費を計上していたが 5 年後の平成 27 年度では 620 千円の事業費計上となっており大きく減少している</p> <p>これは、消防法の改正により平成 18 年度から火災警報機の設置が義務付けられたことに伴い、当事業においても平成 23 年度頃まで火災警報器の申請が大幅に増加したことによる</p> <p>② 平成 24 年度以降は火災警報器の申請も落ち着き申請者が大幅に減少し平成 27 年度の事業費は 620 千円となっている</p> <p>平成 27 年度の給付品目は老人手押車 17 件、電磁調理器 19 件、電子レンジ 6 件等となっておりいずれも生活必需品といえる</p> <p>経済性や効率性について問題がないと考える</p> <p>（有効性）</p> <p>日常生活用具給付事業の今後の在り方を検討すべき（意見）</p>		

--	--

A. 日常生活用具給付事業の今後の在り方を検討すべき【意見】

平成 27 年度における当事業の支出は 620 千円で給付件数も 56 件にすぎない。平成 23 年度には事業費 3,198 千円、給付件数も 423 件あったが、その後の年度において事業費、給付件数ともに減少傾向にある。給付品目の再検討や事業そのものについて継続するニーズを確認する必要があると考える。

⑤ 高齢者はり・きゅう施術費給付事業

事業の内容	・施術券を交付し、施術費の一部を助成（1 人 1 か月あたり 2 枚の施術券を交付）		
対象者	70 歳以上の高齢者で、運動器疾患及び抹消神経疾患により、はり・きゅうの施術が必要な人		
関連する法令・規則等	倉敷市高齢者はり・きゅう施術費給付事業実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	9,128	8,943	8,908
支給件数（件）	611	533	591
一件当たり事業費（単位：円）	14,939	16,779	15,073
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市高齢者はり・きゅう施術費給付事業実施要綱第 2 条で受給資格者は市内に住所を有する満 70 歳以上の高齢者とされており公平性について問題はない		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>過去 3 年間において事業費及び 1 件当たり事業費について大きな変動はなく、適切な支出が行われていると判断した。</p> <p>（有効性）</p> <p>支給件数も每期 600 人前後で安定しており、一定</p>		



	の目的は達成できていると推測する
--	------------------

⑥ 老人入浴券給付事業

事業の内容	・公衆浴場の無料入浴券を給付（1人1か月あたり5枚の入浴券を交付）		
対象者	自宅に入浴施設のない65歳以上の高齢者		
関連する法令・規則等	倉敷市老人入浴券給付規則		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	1,990	1,753	1,772
延利用件数	4,840	4,066	4,185
一件当たり事業費（単位：円）	411	431	423
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市老人入浴券給付規則第2条で、対象者は自宅に入浴施設のない65歳以上の高齢者で、かつその者の属する世帯の生計中心者の市町村民税の額が均等割課税額以下である者とされている 制度の目的に照らして妥当である		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>過去3年間において1件当たり事業費について大きな変動はなく、適切な支出が行われていると推測した</p> <p>（有効性）</p> <p>近年、利用者数は減少傾向にあり平成27年度の利用者は84人となっている 利用者が減少傾向にあるのはニーズの把握ができていないのではなく、内風呂の普及に伴い利用者数が徐々に減少しているものと推測した</p>		

⑦ 緊急通報装置設置事業

事業の内容	・急病・災害等の緊急時における迅速な対応を図るため、緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備		
対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者等		
関連する法令・規則等	倉敷市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	10,676	18,315	12,080
設置台数（台）	750	702	638
一台当たり事業費（単位：円）	14,235	26,090	18,934
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 業務委託契約書の確認</p> <p>③ 委託先からの報告書類の通査（緊急通報装置稼働台数、ご利用者リスト、平成 27 年 4 月度 緊急通報システム業務報告書）</p>		
監査結果			
合规性	仕様書は、倉敷市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱に準拠して作成されており、実際に仕様書に従い業務を行っていることを委託先からの報告書類で確認した		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱第 3 条に利用対象者が規定されているが公平性につき問題のないものであった		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>① 平成 26 年度に一台当たり事業費が大きく増加しているのは平成 26 年度に新規申請や老朽化で装置購入台数が増加し装置購入費が多かったことによるものである</p> <p>センター受信業務等委託管理費はおおきな変動はない</p> <p>② 業務委託契約を(株)立山システム研究所と締結しており、契約書によると委託料は端末機器 1 台に</p>		

	<p>つき月額 583 円である 仕様書の業務内容を確認したが業務内容に照らして 妥当な委託料であろう</p> <p>(有効性) 受託者である(株)立山システム研究所が、利用者からの 相談等に適切に対応していることが業務報告書 等から確認できた 有効性については問題なし</p>
--	---

⑧ 電話安否確認事業

事業の内容	・日常生活上の事故の未然防止、孤独感の解消及び 閉じこもり防止を図るため、電話による安否確認		
対象者	在宅で生活するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし 高齢者等であって、定期的に安否確認を行うことが 必要であると認めるもの		
関連する法令・規則等	倉敷市ひとり暮らし高齢者等電話安否確認事業実 施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費 (単位: 千円)	57	44	37
利用者数 (人)	32	19	17
一人当たり事業費 (単位: 円)	1,781	2,316	2,176
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市ひとり暮らし高齢者等電話安否確認事業実 施要綱第 3 条に対象者の記載がある 当事業の目的に照らして妥当であり問題なし		
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性) 電話安否確認事業の今後の在り方について検討す べき (意見)</p> <p>(有効性)</p>		

	当事業は介護保険サービスや他の福祉サービスの利用による定期的な安否確認が行われていない方を対象としており、高齢者の閉じこもりや孤独死の未然防止に一定の貢献はしているものと考えられる
--	--

A. 電話安否確認事業の今後の在り方を検討すべき【意見】

当事業は、介護保険サービスや他の福祉サービスの利用により定期的な安否確認が行われていない方を対象としており、高齢者の閉じこもりや孤独死の未然防止に一定の貢献はしているものと考えられる。

しかし、介護保険サービスの利用開始に伴い当事業の利用廃止をする人が増加しており、平成 27 年度の事業費は 37 千円、利用者は 17 人にすぎない。事業費も僅少で利用者も少ない当事業について、他の福祉サービスに統合していくことができないかなどについて検討し、独立の事業と維持していくことの必要性を再度確認していただきたい。

⑨ 敬老記念品贈呈事業

事業の内容	・ 多年にわたり社会の発展に貢献した高齢者への敬意を表すため記念品を贈呈		
対象者	77 歳、88 歳、100 歳に到達した高齢者		
贈呈する記念品	77 歳…シルバー人材センターで利用できる券(1 人当たり 1,000 円) 88 歳…綿毛布 (1 人当たり 5,000 円相当) 100 歳…祝金 (1 人当たり 100,000 円) 丸盆 (1 人当たり 15,000 円相当)		
関連する法令・規則等	要綱等の規定なし		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費 (単位: 千円)	16,608	19,699	21,055
対象者数 (人)	7,318	7,057	6,114
一人当たり事業費 (単位: 円)	2,269	2,791	3,444
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問 ② 77 歳については、業務委託契約書及び仕様書を通査。88 歳については健康長寿課から契約課長に宛てた依頼文章 (物品購入に係る銘柄の指定につ		

	いて（依頼）を調査。100歳については単価契約依頼書を通査。  ③ 100歳祝金について他の中核市との比較
監査結果	
合規性	敬老記念品に関する規定がなされていない 敬老祝金に関する規定がなされていない（指摘事項）
公益性	問題なし
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） ① 一人当たり事業費が過去3年間増加傾向にあるのは記念品単価の低い77歳の対象者割合が減少し、単価の高い100歳の対象者割合が増加していることによるものであり異常な単価増加ではないことを確認した ② 近隣の中核市と比較したところ、倉敷市の敬老祝金は過大である（指摘事項）  （有効性） 祝金100,000円を贈呈するのではなく、他の方策を検討してはどうか（意見）

【参考】他の中核市との敬老祝金の比較

	倉敷市	福山市	姫路市
規定等	規定等なし	福山市長寿祝金条例	姫路市敬老金条例
77歳支給額	0円	0円	10,000円
88歳支給額	0円	0円	20,000円
100歳支給額	100,000円	20,000円	0円

A. 条例等の規定がなされていない【指摘事項】

敬老記念品贈呈事業について何ら規定が整備されていない。条例等を整備すべきである。上表のとおり近隣の中核市は祝金の条例が整備されている。

B. 祝金は減額・廃止で見直すべき【指摘事項】

敬老祝金であるが、上の表のとおり倉敷市の100歳到達時の祝金100,000

円は他の中核市と比較して著しく高額であるといえる。100歳到達時の祝金は福山市で20,000円、姫路市でゼロ円となっている。

100歳の高齢者に祝金100,000円を贈ることが真に高齢者自身の喜びにつながっているかについては疑問が残る。

100歳到達時に贈る祝金に代えて、例えば生まれた日の新聞のコピーや特産品を贈るなど、これまでよりも少ない費用で100歳の方に心から喜んでもらえるような方策を検討すべきであろう。

高齢化で対象者がこれからますます増え、祝金も増加することが予想される。祝金について廃止も含め全面的に見直すべき時に来ていると考える。

### C. 77歳高齢者への記念品の贈呈について【意見】

平均寿命を下回る77歳高齢者への記念品の贈呈の必要性について廃止も含め検討していただきたい。

#### ⑩ シルバー人材センター運営補助事業

事業の内容	・高齢者の就業機会の確保と福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域となるよう、シルバー人材センターに対し運営費補助金を支給		
関連する法令・規則等	倉敷市補助金等交付規則		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	37,064	34,289	35,036
受注件数（件）	13,598	13,942	14,375
一件当たり事業費（単位：円）	2,726	2,459	2,437
10,000千円を超える外部契約等（単位：千円）	倉敷市シルバー人材センター（補助金交付申請）		35,036
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問 ② 相手先あたり10,000千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認 ③ 事業費予算見積書の検討		
監査結果			
合规性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	問題なし		

経済性・効率性・有効性	(経済性・効率性) ① 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約は存在しない ただし、事業費の全ては倉敷市シルバー人材センターに対して交付した補助金である ② 補助金交付額の妥当性について検討するため、「シルバー人材センター事業費予算見積書」に記載されている金額の妥当性を検証した結果、予算見積書は再検討すべき (指摘事項)
	(有効性) シルバー人材センターの平成 27 年度の事業報告書を確認した。高齢者の就業機会の確保と福祉の増進に一定の成果があると判断した

A. シルバー人材センター事業費予算見積書を再度検討すべき【指摘事項】

下の表は「シルバー人材センター事業費予算見積書」を要約したものである。

シルバー人材センター事業費予算見積書の要約 (平成 27 年 6 月補正)

【単位：円】

項目	記号	金額
運営費基本分	A	14,340,000
理事長報酬等	B	3,545,280
職員報酬等	C	6,506,672
口座振込手数料	D	744,000
高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金	E	9,800,000
負担金 (賛助会員会費)	F	100,000
合計		35,035,952

上記は平成 27 年 6 月に補正されたシルバー人材センター事業費予算見積書の要約である。平成 27 年度の当初予算では A の運営費基本分として 22,140 千円計上されていたが、新規に高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施するため予算の補正が行われた。補正予算では、当初予算の運営費基本分の一部である 7,800 千円と当初予算の企画提案方式による事業費補助金 (国基準補助分) の 2,000 千円とを合わせた 9,800 千円が、新規事業の高齢者活

用・現役世代雇用サポート事業に充当されている。

平成 27 年 6 月補正の事業費予算見積書において、B の理事長報酬等、C の職員報酬等及びD の口座振込手数料は積上計算で行われており問題ない。また、E の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金も、「平成 27 年度高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」の別表 3 に基づき、派遣事業の就業延人員の目標値から算出されており問題ないと考える。

これに対しA の運営費基本分（14,340 千円）については具体的な根拠に欠ける数字となっている。

補正予算見積書におけるA の運営費基本分の金額は高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金に 7,800 千円振り替えられた後の金額であることから、当初予算の運営費基本分（22,140 千円）の根拠について倉敷市の担当者に質問したところ、「運営費基本分については、真備町、船穂町合併時に補助金額が合算されていたため 31,300 千円となっていました。平成 20 年・平成 21 年と減額し平成 26 年度までは 22,140 千円となっていました」との回答を得た。

運営費基本分の金額は、真備町、船穂町合併時にシルバー人材センターと協議して決定した金額を基礎として当初決定された。そして、その後再協議の上で減額改定が行われているが、どのように算定されたかについては、明確にされていない。

シルバー人材センター事業費予算見積書における「運営費基本分」の算定根拠を明確かつ具体的に規定にすべきである。

#### ⑪ 生活支援ショートステイ事業

事業の内容	・高齢者が、虐待などにより家庭内で生活することが困難な状況になった場合に、一時的に養護老人ホームに保護する		
関連する法令・規則等	倉敷市生活支援ショートステイ事業実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	3,944	5,390	13,306
延利用日数（日）	842	1,150	2,794
一日当たり事業費（単位：円）	4,684	4,687	4,762
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			



合規性	問題なし
公益性	問題なし
公平性	<p>利用対象者は、倉敷市生活支援ショートステイ事業実施要綱第3条で、本市に住所を有するおおむね65歳以上の者で、介護保険法による保険給付を受けることができない者、かつ身体及び家族の状況等により一時的に保護する必要があると市長が認める者とされている</p> <p>事業目的に照らして妥当である</p>
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>① 当事業の事業費が平成27年度に大きく増加している。この理由について倉敷市に説明を求めた回答は以下のとおりである</p> <p>「事業対象者のうち『身体及び家族の状況等により一時的に保護する必要があると認めるもの』が増加したことによる。このようなケースについては毎年度の利用者数は一定ではないため平成27年度は突発的に利用対象者が増加したことが事業費増加の要因であると考えられる。」との説明を受けた</p> <p>② 3年間の推移をみると、1日あたりの事業費について大きな増減はなく平成27年度の当事業費の増加は異常な増加ではないと考えられる</p> <p>分析的手続から経済性・効率性については問題ないものと推察した</p> <p>(有効性)</p> <p>虐待などを受け家庭での生活が困難となった高齢者の総数を把握することは難しいことからニーズがどの程度存在しているか推測することが困難である</p> <p>それゆえ、目標が達成されているかどうか判断するのは難しいが、ここ3年間の延利用日数の推移をみると利用者が増加しており、当事業の存在が市民へ浸透していったものと思われる</p> <p>当事業の有効性は高まっていると判断した</p>

⑫ 高齢者権利擁護事業

事業の内容	・ 高齢者虐待相談に応じる高齢者虐待相談専門員の配置や、法的判断を必要とするケースに対応するための、法律専門家とのアドバイス契約		
関連する法令・規則等	規定なし（第三者との契約のため）		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	3,782	3,775	3,774
相談・通報件数（件）	125	121	117
一件当たり事業費（単位：円）	30,256	31,198	32,256
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>過去 3 年間に於いて 1 件当たり事業費について大きな変動はなく、適切な支出が行われていると推測した</p> <p>（有効性）</p> <p>相談・通報件数が過去 3 年間で若干の減少傾向にあるが、有効性に問題ありとまでは言い切れないと判断した</p>		



(6) 老人生きがい対策費に対する監査結果

① 公園等清掃管理委託事業

事業の内容	・高齢者の余暇の活用、社会参加の促進や身体の健康保持を図るため、公園等における軽易な作業を委託		
対象者	60歳以上の健康な高齢者		
関連する法令・規則等	倉敷市公園等清掃管理委託事業実施要領（内規）		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	37,390	35,734	33,184
10,000千円を超える外部契約等（単位：千円）	該当なし		
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 相手先あたり10,000千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</p> <p>③ 事業委託契約書、仕様書の検討</p>		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	対象者は公園等の所在する町内及びその近辺に住所を有する60歳以上の健康な高齢者とされている公園等は倉敷市内に多数存在することから60歳以上の健康な高齢者は、ほぼ参加可能であり公平性について問題はないと判断した		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>① 契約相手先は約300件あり、相手先あたり10,000千円を超える外部委託契約、売買契約はない</p> <p>契約の形態は、倉敷市シルバー人材センターとの契約と市民との契約とがある</p> <p>そして前者の契約は随意契約であり市民との契約は原則として公募となっている</p> <p>② 倉敷市シルバー人材センターとの契約（随意契約）は、月額1㎡あたり7.22円で便所清掃がある</p>		

	<p>場合 2,200 円加算と決められている</p> <p>市民との契約は、月額 1 m<sup>2</sup>あたり 6.56 円で便所清掃がある場合 2,000 円加算と決められている</p> <p>いずれの契約も高額であるとはいえず一定の経済性・合理性を満たしていると判断した</p> <p>③ 市民との契約について委託先名簿を確認した</p> <p>原則は公募で委託先が決められていたが、一部の委託先が随意契約となっていた</p> <p>このことについて倉敷市に説明を求めたところ、公園を市所管とする際に、清掃は地元住民に委託することを約束している経緯があるためとの説明を受けた</p> <p>これについて、過去の経緯や契約金額が小さいことに鑑み、随意契約もやむを得ないと判断した</p> <p>(有効性)</p> <p>問題なし</p>
--	--

## ② 老人クラブ等助成事業

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員相互の親睦、教養の向上、健康の増進、地域との交流等を促進し、会員の生きがいの高揚を図るため、各老人クラブに対して、活動費の一部を助成</li> <li>・老人クラブ会員の加入促進やリーダーの育成、老人クラブの活性化を図るため、倉敷市老人クラブ連合会に対して、活動費の一部を助成</li> </ul>		
関連する法令・規則等	倉敷市老人クラブ助成費補助金交付要綱、倉敷市補助金等交付規則		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費 (単位：千円)	26,551	26,166	25,733
老人クラブ数	421	415	405
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 倉敷市老人クラブ連合会について補助事業実績報告書の確認</p>		

	③ 倉敷市老人クラブ連合会一般会計決算書の検討
監査結果	
合規性	問題なし
公益性	各老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助であり公益性は高い 問題なし
公平性	各老人クラブに対する補助金の額は倉敷市老人クラブ助成費補助金交付要綱第 3 条に基づき公平に割り当てられている
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>① 各老人クラブへの補助金の額は、倉敷市老人クラブ助成費補助金交付要綱第 3 条で、月額 3,540 円に当該老人クラブの年間活動合計月数を乗じた額又は当該老人クラブが年間を通して活動に要した実支出額のいずれか低い額とされており、経済性及び効率性において問題ないと考える</p> <p>② 倉敷市老人クラブ連合会に対する補助金は活動費の補助が 7,477,534 円、老人人クラブ大会費の補助が 1,000,000 円、健康づくりの補助が 65,000 円であり合計補助額は 8,542,534 円であった これらの補助金について、それぞれの実績報告書を確認したが、適切に作成され報告されていた</p> <p>③ 倉敷市老人クラブ連合会の決算書において、これらの補助金が適切に計上されているかどうかについて確認した 一般会計決算書の市補助金として 8,578,394 円、返還金として 35,860 円が計上されており、差引 8,542,534 円となり合計補助額と一致した</p> <p>④ 倉敷市老人クラブ連合会に対する補助金の計算根拠を確認したが、老人クラブ数、会員数に応じて算定されており問題ないと考えた 経済性・効率性について問題はない</p> <p>(有効性) 倉敷市老人クラブ連合会運営費(活動費)補助事業</p>

	実績報告書で多くのクラブ活動を行っていることを確認した 有効性についても問題ない
--	---

### ③ シルバー作品展運営委託事業

事業の内容	・シルバー作品展の運営業務を倉敷市総合福祉事業団へ委託		
関連する法令・規則等	規定なし		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	612	612	612
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合规性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	対象者は市内在住の 60 歳以上の方とされており公平性において問題なし		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性） 事業費も少額であり、3 年間大きな変動がないことから問題ないものと推定した</p> <p>（有効性） 倉敷市立美術館において開催され、絵画等 376 点の作品が出展され、延べ 1,118 人が訪れている 有効性において問題ないと考える</p>		

## （7）老人福祉施設費に対する監査結果

### ① 養護老人ホーム措置委託事業（市外）

事業の内容	・おおむね 65 歳以上の低所得者で、経済的等の理由により家庭で養護をうけることが困難な者を市外の養護老人ホームに措置を委託
関連する法令・規則等	倉敷市養護老人ホームの運営に関する基準を定める規則

実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	68,833	71,696	74,277
10,000 千円を超える外部契約等（単位：千円）	社会福祉法人 経山会(随意契約)		12,773
	社会福祉法人 岡山県視聴覚障害者協会（随意契約）		16,345
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</p> <p>③ サンプルとして社会福法人経山会を抽出し、同法人について老人保護措置費精算書の検討とその合計が差引負担行為額と一致していることの確認</p>		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	事業の内容に記載のとおり公益性について問題なし		
公平性	おおむね 65 歳以上の低所得者で、経済的等の理由により家庭で養護をうけることが困難な者を対象としており公平性の点で問題なし		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>① 社会福祉法人経山会及び社会福祉法人岡山県視聴覚障害者協会と随意契約となっているが、いずれの契約も契約書をもつての契約締結は行っていない</p> <p>この点について倉敷市に質問したところ、契約書を用いないのは、老人福祉法に基づく措置の実施に係る費用については、国通知により単価が定められており、これを基にした実績払いとなることから契約金額がないことよるとの回答を得た</p> <p>また、随意契約となる理由について倉敷市に説明を求めたところ、個々の入所希望者の生活歴や身体状況、入所の緊急性などを考慮したうえで入所先施設を選定するためであるとの回答を得た</p> <p>当事業は国通知により措置実施に対する単価が決められていることから随意契約によりコストが高</p>		

	<p>くなる危険性は高くないと判断した</p> <p>② 社会福法人経山会をサンプルとして抽出し、月々の老人保護措置費精算書が国通知に準拠して作成されているかどうかについて検討したが、問題はなかった</p> <p>③ 月々の老人保護措置費精算書を12ヶ月分合計した金額が、報告を受けている差引負担行為額（年間支払額）と一致していることを確かめた</p> <p>経済性・効率性について問題なしと判断した</p> <p>（有効性）</p> <p>平成27年度において措置者数は述べ388人（前年度387人）であった。一定の成果は得ているものと判断した</p>
--	---

② 養護老人ホーム措置委託事業（市内）

事業の内容	・おおむね65歳以上の低所得者で、経済的等の理由により家庭で養護をうけることが困難な者を市内の養護老人ホームに措置を委託		
関連する法令・規則等	倉敷市養護老人ホームの運営に関する基準を定める規則		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	273,616	278,375	268,749
10,000千円を超える外部契約等（単位：千円）	社会福祉法人 うずき会（競争入札）	135,534	
	社会福祉法人 しおかぜ（競争入札）	133,214	
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 相手先あたり10,000千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</p> <p>③ サンプルとして社会福祉法人しおかぜを抽出し、同法人について老人保護措置費相当額管理料精算書の検討とそれら合計が差引負担行為額と一致</p>		



	していることの確認
監査結果	
合規性	問題なし  指定管理料精算書の被措置者名簿の合計金額の計算に誤りがあった（意見）
公益性	事業の内容に記載のとおり公益性について問題なし
公平性	おおむね 65 歳以上の低所得者で、経済的等の理由により家庭で養護をうけることが困難な者を対象としており公平性の点で問題なし
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） ① 10,000 千円を超える外部委託契約を社会福祉法人うずき会、社会福祉法人しおかぜと行っているが、いずれも指定管理者の選定を競争入札で行った結果で委託先が決定されている 指定管理協定書において契約金額がないのは、老人福祉法に基づく措置の実施に係る費用については、国通知により単価が定められており、これを基にした実績払いと定められているためである ② 社会福祉法人しおかぜについて月々の老人保護措置費相当額指定管理料精算書が国通知に準拠して作成されているかどうかについて検討した（意見） ③ 社会福祉法人しおかぜについて、月々の老人保護措置費相当額指定管理料精算書等について 12 ヶ月分合計した金額が、報告を受けている差引負担行為額（年間支払額）と一致していることを確かめた  （有効性） 平成 27 年度において措置者数は述べ 1,720 人（前年度 1,782 人）であった 一定の成果は得ているものと判断した

A. 老人保護措置費相当額指定管理料精算書における被措置者名簿の合計金額の計算に誤りがあった。誤謬を発見できる体制の整備が必要【意見】

社会福祉法人しおかぜが作成提出した老人保護措置費相当額指定管理料精算書を構成する資料である被措置者名簿の合計金額の計算に誤りがあった。誤りがあったのは平成27年10月分及び平成28年1月分の被措置者名簿の合計金額の計算である。今回、最終合計を計算する過程である被措置者名簿合計金額の計算に誤りがあったが、最終の精算額合計金額については、平成27年10月分の誤謬、平成28年1月分の誤謬とも修正されており支払額への影響はなかった。このような計算誤りを発見できる体制の整備が必要であろう。

### ③ 軽費老人ホームサービス費助成事業

事業の内容	・低所得の高齢者の施設利用を促進し、福祉の向上を図るため、市内の軽費老人ホーム入所者のサービス費（施設を運営するために必要な経費）を補助		
関連する法令・規則等	倉敷市軽費老人ホーム(ケアハウス)補助金交付要綱、倉敷市軽費老人ホームの運営に関する基準を定める規則		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	203,511	206,256	214,224
10,000千円を超える外部契約等（単位：千円） （全て補助金交付申請）  金額は交付金申請時のもの	社会福祉法人純晴会		16,006
	社会福祉法人亀龍会		28,134
	社会福祉法人全仁会		26,023
	社会福祉法人倉敷中央天寿会		21,782
	社会福祉法人稔福社会		15,538
	社会福祉法人淳邦会		15,457
	社会福祉法人きょうどう福社会		16,249
	社会福祉法人鷺山会		18,900
	社会福祉法人王慈福社会		11,769
	社会福祉法人白寿会		30,944
	社会福祉法人瀬戸内福祉事業会		14,036
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問  ② 相手先あたり10,000千円以上の外部委託契約、売買契約の有無の確認  ③ サンプルを抽出し、補助金交付申請書及び補助金実績報告書を確認		
監査結果			

合規性	倉敷市軽費老人ホーム(ケアハウス)補助金交付要綱に準拠して交付申請書及び実績報告書等の提出が行われていることを社会福祉法人白寿会のケースで確認した
公益性	事業の内容に記載したとおり公益性は高く問題なし
公平性	入所対象者は倉敷市軽費老人ホームの運営に関する基準を定める規則第2条で規定されている 同条では60歳以上で、かつ身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難である者とされている 公平性の点で、問題はない
経済性・効率性・有効性	(経済性・効率性) 社会福祉法人白寿会をサンプルとして抽出し、倉敷市軽費老人ホーム(ケアハウス)補助金交付要綱に従い補助金交付申請書及び補助金実績報告書等が作成・提出されているかどうかについて確認した 補助金交付要綱に準拠して作成・提出されていることが確認できた  (有効性) 問題なし

#### ④ 老人福祉施設整備助成事業

事業の内容	・特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を整備する社会福祉法人等に対し、施設の整備に要する費用やその整備資金に係る融資に対する利子の一部を補助		
関連する法令・規則等	倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱、倉敷市民間社会福祉施設整備資金に対する利子補給金交付要綱、倉敷市補助金等交付規則		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費(単位:千円)	67,400	475,977	344,551
10,000千円を超える外部	社会福祉法人	和福社会(補助金)	139,480

契約等（単位：千円） 全て補助金の交付である	交付申請)	
	社会福祉法人 郁青会（補助金交付申請）	96,480
	社会福祉法人 純晴会（補助金交付申請）	96,480
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問  ② 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認  ③ 適切な補助金申請手順に従い補助金の交付がなされているかについて確認した	
監査結果		
合規性	問題なし	
公益性	老人福祉施設の整備助成であり公益性は高い	
公平性	問題なし	
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） ① 倉敷市に 10,000 千円を超える外部契約等の有無について確認したところ、当事業は外部委託契約ではなく社会福祉法人に対する補助金交付によって行われていることを確認した ② 補助金の交付先である上記の社会福祉法人 3 法人が、補助金の申請手順にしたがい諸資料を作成し、それを受理した倉敷市が適切にチェックしているかどうかについて確認したが問題は発見されなかった（具体的な確認事項については下の表の補助金交付に関する書類確認について参照） 経済性及び効率性について問題はない  （有効性） 補助金交付前に十分検討された上で補助金の交付がなされており、有効性については問題がないとの心証を得た	

補助金交付に関する書類確認

	和福社会	郁青会	純晴会
補助額	139,480千円	96,480千円	96,480千円
交付申請書	26/11/17	26/12/18	26/07/30
入札公告	26/12/04	27/01/06	26/10/14
入札参加予定業者届出書	27/01/05	27/01/22	26/11/07
入札結果届出書	27/02/06	27/03/23	26/12/09
工事着工報告書	27/02/13	27/03/26	26/12/12
年度終了実績報告書	27/03/31	27/03/31	27/03/31
実績報告書	27/08/14	27/11/10	27/08/05
補助金交付額確定通知	27/08/18	27/11/17	27/09/01

日付は提出日 年/月/日

⑤ 老人福祉センター（まきび荘）管理運営事業

事業の内容	・まきび荘の管理を平成 25 年度は倉敷市社会福祉協議会、平成 26 年度・平成 27 年度は倉敷市総合福祉事業団に委託（指定管理者制度を適用）		
備考	・まきび荘では地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与		
関連する法令・規則等	倉敷市老人福祉センター条例		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	16,665	17,003	16,928
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	倉敷市老人福祉センター条例第 1 条には、当センターは老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する旨が規定されている 事業の内容は公益性が高いものと判断した		
公平性	① 倉敷市老人福祉センター条例第 9 条で、センターの利用者対象者は原則 60 歳以上とされており、		

	<p>当年齢に達すれば誰でも利用できる</p> <p>② 同条例第 12 条で、利用料は無料とされている 公益性は確保されている</p>
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>過去 3 年間において事業費について大きな変動はなく、支出額は適切であろうと推測した</p> <p>(有効性)</p> <p>平成 27 年度の利用者数は延べで 19,080 人(前年度 16,228 人)であった</p> <p>一定の成果をあげているものと考えた</p>

⑥ 老人福祉センター(有城荘・西岡荘)管理運営事業

事業の内容	・有城荘・西岡荘の管理を倉敷市総合福祉事業団に委託(指定管理者制度を適用)		
備考	・有城荘・西岡荘では地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与		
関連する法令・規則等	倉敷市老人福祉センター条例		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費(単位:千円)	98,058	90,396	80,383
10,000 千円を超える外部契約等(単位:千円)	有城荘:倉敷市総合福祉事業団(随意契約)		55,386
	西岡荘:倉敷市総合福祉事業団(競争入札)		24,997
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</p> <p>③ 有城荘について随意契約としている根拠条文の確認、随意契約とせざるを得ない理由の検討</p> <p>④ 有城荘について「老人福祉センター倉敷市有城</p>		

	<p>「荘覚書」を確認</p> <p>⑤ 有城荘が入っている総合福祉会館に出向き現地で状況確認</p> <p>⑥ 指定管理業務実績報告書(月次・年次)を確認・検討、指定管理業務チェックリストの確認</p>
監査結果	
合規性	問題なし
公益性	前述の⑤老人福祉センター(まきび荘)管理運営事業に記載のとおり
公平性	前述の⑤老人福祉センター(まきび荘)管理運営事業に記載のとおり
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>① 有城荘について随意契約とされている理由について倉敷市に質問したところ以下の回答を得た  「複合施設である総合福祉会館の一角に設置された施設であり、電気、水道、ガス、浄化槽設備、事務室等が他施設と共用になっている。同所のくすのき園とふじ園と一括管理することにより管理運営面で効率化が図れる」旨の倉敷市からの回答があった  この回答を受けて総合福祉会館に出向き有城荘の状況を確認したところ、有城荘は、くすのき園及びふじ園と隣接していた  他施設と諸設備を共用することで効率化が図られるとする市の説明について一定の根拠があることを確認した</p> <p>② 有城荘指定管理業務実績報告書について確認した  本部経費の配賦方法について問題があった(指摘事項)</p> <p>③ 指定管理業務チェックリストを通査した  チェックリストにおける確認結果は良好であった</p> <p>(有効性)</p>

	有城荘指定管理業務実績報告書に記載されている利用者数を確認したところ、利用者数は前年比2.8%増加しており平成27年度は27,625人と報告されている 一定の成果をあげていることは確認できた
--	--

A. 有城荘指定管理業務実績報告書における収支の明細について、本部経費の配賦方法に問題がある【指摘事項】

下記の表は平成27年度の有城荘指定管理業務実績報告書に記載されている収支の明細である。

【単位：千円】

収入	A. 指定管理料	55,386
	B. その他の収入	673
	合計	56,059
支出	A. 人件費	27,844
	B. 光熱水費	4,407
	C. 修繕料	3,900
	D. 業務委託費	3,442
	E. その他	16,696
	合計	56,289

収入の部の指定管理料として契約額が計上されていることを確認した。

次に、支出部のE. その他の項目が16,696千円と他の支出項目と比較して大きな金額となっていることに注目した。この理由について現地に出向き倉敷市総合福祉事業団の経理担当者に質問した。

経理担当者から、支出項目E. その他の金額が大きくなっているのは本部経費6,329千円が配賦されているためであるとの回答があった。

そして、本部経費の配賦について確かめたところ、本部経費の配賦計算は倉敷市総合福祉事業団が倉敷市から受託しているすべての事業に対して行われているのではなく、随意契約事業に対してのみ行われていることが分かった。担当者から入手した本部経費按分表によると随意契約である有城荘には本部経費が配付されているが、同じく倉敷総合福祉事業団が競争入札で受託している西岡荘には本部経費の配分は行われていなかった。このような恣意的な配賦計算により、有城荘の支出報告が実際にかかったコストより明らかに大きな数字で報告されてしまっているといえる。結果、実態を反映した実績報告がなされていない。

本部経費の配賦は、恣意的に行うのではなく可能な限り実態を反映し、かつ客観的な基準で行われる必要がある。



以下の表は、本部経費按分表を参考にして本部経費の配賦状況についてまとめたものである。

事業		本部経費の配賦状況
プラザ事業	ファミサポ以外	配賦あり
	ファミサポ	配賦なし
ふじ園		配賦あり
くすのき園		配賦あり
児童館		配賦あり
老人福祉センター	有城荘	配賦あり
	西岡荘	配賦なし
障害者支援センター		配賦あり
プラザ共同事業体		配賦なし
真備健康福祉館		配賦なし
障がい者就業・生活支援センター		配賦なし
老人憩の家		配賦なし

なお、このような恣意的な配賦計算は平成 27 年度に限らず従来から行われており、恣意的配賦計算が常態化している。仮に本部経費の配賦計算が適切に行われた場合は、有城荘、西岡荘のみならず倉敷市と倉敷市総合福祉事業団との契約全てにおいて影響が及ぶこととなる。適切な配賦計算を行った後に、倉敷市は当事業団との契約全てについて契約金額の見直しを行う必要がある。

倉敷市総合福祉事業団への委託については、「第4 倉敷市総合福祉事業団について」で別途検討している。

#### ⑦ 老人福祉センター（船穂町高齢者福祉センター）管理運営事業

事業の内容	・ 船穂町高齢者福祉センターの管理を倉敷市社会福祉協議会に委託（指定管理者制度を適用）		
備考	・ 船穂町高齢者福祉センターでは、地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与		
関連する法令・規則等	倉敷市老人福祉センター条例		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	16,294	16,785	16,517
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		

監査結果	
合規性	問題なし
公益性	前述の⑤老人福祉センター（まきび荘）管理運営事業に記載のとおり
公平性	前述の⑤老人福祉センター（まきび荘）管理運営事業に記載のとおり
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>過去 3 年間において事業費について大きな変動はなく、支出額は適切であろうと推測した</p> <p>（有効性）</p> <p>平成 27 年度の利用者数は延べで 9,177 人（前年度 8,788 人）であった</p> <p>一定の成果をあげているものと考えた</p>

#### ⑧ 老人憩の家管理運営事業

事業の内容	・老人憩の家の管理を倉敷市総合福祉事業団に委託（指定管理者制度を適用）		
備考	・老人憩の家では、老人福祉法の規定に基づき地域の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供		
関連する法令・規則等	倉敷市老人憩の家条例		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	81,154	81,318	83,026
施設数	36	36	36
一施設当たり事業費（単位：千円）	2,254	2,259	2,306
10,000 千円を超える外部契約等（単位：千円）	倉敷市総合福祉事業団（競争入札）		83,026
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</p> <p>③ 協定書、変更協定書、指定管理業務実績報告書、指定管理業務チェックリストの確認・検討</p>		

監査結果	
合規性	倉敷市憩の家指定管理者仕様書は倉敷市老人憩の家条例を踏まえて作成されている
公益性	問題なし
公平性	① 倉敷市老人憩の家条例第9条で、憩の家を使用することができる者は市内に居住する年齢満60歳以上の者とされている ② 倉敷市老人憩の家条例第11条で、憩の家の使用料は、無料とされている 公平性について問題なし
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>① 当業務は倉敷市総合福祉事業団に委託して実施されている 事業費の全てが指定管理料として当事業団に支払われている</p> <p>② 協定書の後で変更協定書が作成されているが、これは消費税率10%への引き上げが平成29年4月から平成31年10月に延期されたことに伴う変更であって経費等の見直しが行われたものではないことを確認した</p> <p>③ 指定管理料の妥当性について検討したが、委託費の占める割合が極めて高い 再委託先との直接契約を検討すべきである(意見)</p> <p>④ 協定書「第1章総則第13条」では下請等させることを原則禁止し、下請等させる場合には書面により倉敷市の承諾を受けなければならないとされている この点について倉敷市総合福祉事業団が再委託等承諾願いを倉敷市に提出し倉敷市が承諾していることを確認した</p> <p>⑤ 指定管理業務チェックリストを通査したが、倉敷市の確認結果の評価は良好であった</p> <p>(有効性) 協定書による利用者達成目標は323,500人/年に対し、平成27年度の利用者は326,970人/年で目標を</p>

	<p>達成している  また、平成 24 年度の利用者満足度アンケートでも  要求水準を満たしている  有効性について問題なし</p>
--	--

A. 再委託先との直接契約を検討すべき【意見】

指定管理料は倉敷地区、水島地区、玉島地区、児島地区ごとの収支計算書に基づき計算されている。各地区の収支計算書について直接的経費の費目ごとに検討したが、手数料・委託料の占める割合が極めて高く各地区とも 50%を超えていた。下記の「憩の家平成 27 年度地区別収支計算書（消費税抜）」参照。



憩の家平成 27 年度地区別収支計算書（消費税抜）

	倉敷地区	水島地区	玉島地区	児島地区
人件費	15,000	15,000	15,000	15,000
通信運搬費	1,396,000	742,000	948,000	840,000
光熱水費・燃料費	7,908,000	3,252,000	5,723,000	5,467,000
材料費・消耗品費	618,000	381,000	469,000	424,000
修繕料	960,000	560,000	998,000	640,000
手数料・委託料	15,685,000	8,274,000	11,287,000	9,854,000
賃借料	152,000	0	0	0
保険料	76,000	37,000	44,000	43,000
公租公課	12,000	7,000	9,000	8,000
直接的経費計	26,822,000	13,268,000	19,493,000	17,291,000

直接的経費に占める 手数料・委託料割合	58.5%	62.4%	57.9%	57.0%
------------------------	-------	-------	-------	-------

手数料・委託料についてさらに検討を加えたところ、手数料・委託料の金額の大部分を占めている委託先の多くは各地区の老人クラブであることがわかった。老人憩の家管理運営事業は、倉敷市総合福祉事業団に委託されている（指定管理者制度を適用）が、さらに各地区の老人クラブ等に管理運営業務が再委託されている。委託事務の簡素化や責任の明確化を図るために各老人クラブ等と直接契約することも検討すべきである。

なお、直接的経費における手数料・委託料以外の他の経費については一定の根拠が示され適切に計上されていることを確認した。

（８）介護保険事業特別会計に対する監査結果

介護保険事業特別会計のうち、「健康長寿課」「健康づくり課」が担当する事業について、検討した。

① 高齢者支援センター（地域包括支援センター）管理運営事業

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定高齢者に対して介護予防事業が適切に提供されるよう適切なケアマネジメントを実施</li> <li>・ 高齢者に対して包括的・継続的なサービスを提供するためにケアマネジメント体制の構築を支援</li> <li>・ 保健福祉の総合窓口として、また虐待防止など高齢者の権利擁護</li> <li>・ 地域に根ざしたサービスネットワークを構築</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内 25 箇所に高齢者支援センターを設置し、地</li> </ul>

	域の中核機関としての役割を果たす ・制度上は「地域包括支援センター」であるが、倉敷市では、地区ごとに「高齢者支援センター」という名称を使用している		
関連する法令・規則等	倉敷市地域包括支援センターの職員に係る基準を定める条例		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	364,879	357,141	367,025
相談件数（件）	98,896	96,427	99,966
一件当たり事業費（単位：円）	3,690	3,704	3,671
10,000 千円を超える外部契約等（単位：千円）	各圏域の高齢者支援センター25先（随意契約） 当表下の※参照		363,284
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問 ② 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認 ③ 随意契約としている根拠条文の確認、随意契約とせざるを得ない理由の検討 ④ 契約書等の確認 ⑤ 委託料の計算根拠の検討 ⑥ 倉敷中部高齢者支援センターをサンプルとして委託完了届書類等の確認		
監査結果			
合規性	事業委託契約書を確認したところ、倉敷市地域包括支援センターの職員に係る基準を定める条例に整合していた 随意契約 25 件について委託業務随意契約理由書の作成がされていない（指摘事項）		
公益性	問題なし		
公平性	圏域を設定したうえで高齢者支援センターを設置しており、公平性に問題なし。		
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） ① 高齢者支援センターについて随意契約となっ		

	<p>ている理由について倉敷市に説明を求めた  回答は以下のとおりであった</p> <p>「平成 17 年度に現在の高齢者支援センターを公募した際に、第 1 に地域高齢者の状況を十分に把握している、第 2 に高齢者の利便性に優れた条件を有している。第 3 に地域との連携が期待できるといった審査基準を勘案し、現在の各センターが設置された経緯に加えて、地域支援の総合窓口としてその地域に広く認知されることが求められることを鑑みれば、当受託者以外には円滑な業務の遂行が極めて困難であるため」との回答を得た</p> <p>平成 17 年の高齢者支援センターを開設時については公募により行われていること、また、センターの配置は公益性を考慮して倉敷市が決定しており、当該施設の建物や設備は受託者が保有していることなどを考えると随意契約とならざるをえないのだろうと思料した</p> <p>② 委託 25 件について事業委託契約書を確認した。問題は発見されなかった</p> <p>③ 委託料の計算根拠と計算の正確性について確認した</p> <p>計算方法であるが、委託料の計算は人件費と事務費を合計して計算される</p> <p>人件費は、1 人当たり 410 万円×対象職員数を基本とし、各圏域の高齢者人口を反映して計算される</p> <p>事務費は、1 センター当たり 100 万円を基本とし、各圏域の高齢者人口を反映して計算される</p> <p>計算根拠は明確で合理的であると判断した</p> <p>さらに、委託料集計表を通査したが、計算も正確に行われていた</p> <p>④ 倉敷中部高齢者支援センターをサンプルとして委託完了届書類等を確認したが、適切に報告されていた</p> <p>経済性・効率性について問題なし</p> <p>(有効性)</p>
--	--

	平成 27 年度においても 99,966 件の相談件数があった 平成 23 年度以降、相談件数は毎年 9 万件を超えており地域の中核機関としての役割を果たしている と考える
--	--

※10,000千円を超える外部契約等

～平成 27 年度 倉敷市高齢者支援センター包括的支援事業に係る委託契約額～

【単位：千円】

圏域		契約の相手先	委託契約額
倉敷	1	倉敷中部 社会福祉法人倉敷中央天寿会	18,520
	2	倉敷南 社会福祉法人純晴会	13,100
	3	老松・中洲 社会福祉法人全仁会	17,535
	4	大高 公益財団法人倉敷市保健医療センター	14,373
	5	倉敷西 医療法人誠和会	17,475
	6	帯江・豊洲 医療法人東山会	13,501
	7	中庄 社会福祉法人四ツ葉会	13,515
	8	天城・茶屋町 医療法人福寿会	14,405
	9	庄北 社会福祉法人稔福祉会	12,723
	10	倉敷北 医療法人平成会	12,571
水島	11	水島 倉敷医療生活協同組合	14,121
	12	福田 医療法人和香会	17,391
	13	連島・(連島南) 社会福祉法人薫風会	18,556
児島	14	琴浦 社会福祉法人王慈福祉会	14,466
	15	児島中部 社会福祉法人鷺山会	16,990
	16	児島西 公益財団法人倉敷市保健医療センター	12,707
	17	赤崎 医療法人協愛会	12,323
	18	下津井 医療法人鷺風会	12,101
	19	郷内 医療法人和楽会	12,354
玉島	20	玉島東 医療法人賀新会	13,723
	21	玉島中部 医療法人社団新風会	13,861
	22	玉島南 社会福祉法人松園福祉会	13,190
	23	玉島北 社会福祉法人瀬戸内福祉事業会	14,002
	24	船穂 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	12,251
	25	真備 一般財団法人倉敷成人病センター	17,530
合計			363,284

A. 委託業務随意契約理由書の作成がなされていない【指摘事項】

高齢者支援センターの委託業務に係る 25 件すべての随意契約において「委託業務随意契約理由書」の作成がなされていなかった。委託業務随意契約理由書は



総務局総務部契約課平成 26 年 4 月 25 日の通知「委託業務随意契約理由書の作成について」で作成するよう求められており作成すべきである。

なお、起案書には随意契約の理由の記載が行われており、随意契約とする理由の確認が実質的には行われていることを確認している。

② 介護予防普及啓発事業（広義）

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援・要介護に移行するおそれの高い高齢者に対して、身体機能を回復するための筋力トレーニングや栄養改善教室を実施</li> <li>・健康状態によって個別の支援プログラムを作成し健康セミナーや運動実践指導などを実施</li> </ul>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり事業については、倉敷市総合福祉事業団へ委託</li> <li>・介護予防普及啓発事業（以下で介護予防普及啓発事業（狭義）と呼ぶ）についても、倉敷市総合福祉事業団へ委託</li> </ul>		
関連する法令・規則等	くらしき健康福祉プラザ条例		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	100,511	105,298	111,112
延べ人数（人）	18,662	21,546	22,919
一人当たり事業費（単位：円）	5,386	4,887	4,848
10,000 千円を超える外部契約等（単位：千円）	健康づくり事業：倉敷市総合福祉事業団（随意契約）		51,529
	介護予防普及啓発事業（狭義）：倉敷市総合福祉事業団（随意契約）		48,495
監査手続き	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</li> <li>② 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</li> <li>③ 随意契約としている根拠条文の確認、随意契約とせざるを得ない理由の検討</li> <li>④ サンプルとして介護予防普及啓発事業（狭義）の委託契約書、見積書、事業実績報告書の通査</li> </ol>		

	⑤介護予防普及啓発事業（狭義）について参加者アンケート結果を調査・検討
監査結果	
合規性	<p>① 「健康づくり事業」業務委託契約書がくらしき健康福祉プラザ条例を引用する形で作成されていることを確認した</p> <p>② 「介護予防普及啓発事業（狭義）」委託契約書についても合規性に反する記載はなかった</p> <p>③ 健康づくり事業については「委託業務随意契約理由書」の作成が適切に行われていることを確認した</p> <p>④ 介護予防普及啓発事業（狭義）に係る随意契約について、委託業務随意契約理由書の作成がなされていない（指摘事項）</p>
公益性	問題なし
公平性	<p>① 健康づくり事業は、原則として18歳以上の倉敷市に住所を有する者を対象としている</p> <p>② 介護予防普及啓発事業は、原則として倉敷市に住所を有する65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者を対象としている</p> <p>それぞれの事業の目的に照らして対象者は適切であると考えられ、公平性について問題ないとする</p>
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>① いずれの事業も倉敷市総合福祉事業団との随意契約となっていることから、その理由について倉敷市に説明を求めたところ、倉敷市からの回答は以下のとおりであった</p> <p>「健康づくり事業は主として、くらしき健康福祉プラザで実施するものでプラザの指定管理者である総合福祉事業団に一体的に委託することが有利である。また、ヘルスチェックの実施については、総合福祉事業団のみがそのノウハウを有しており、市民の健康増進の視点から他に委託することができないため。」との回答があった</p> <p>「介護予防普及啓発事業（狭義）の実施にあたり、第1に広範囲の実施区域に対応可能なこと、第2に</p>

	<p>理学療法士・健康運動指導士など事業実施に必要な人材、機材、設備を質・量ともに確保できることを鑑みれば、当該受託者以外には実施が極めて困難なため。」との回答があった</p> <p>倉敷市の説明から両事業とも事業の特殊性から随意契約をせざるを得ないものと判断した</p> <p>② サンプルとして介護予防普及啓発事業（狭義）の委託契約書、見積書、事業実績報告書を通査したが問題は発見されなかった</p> <p>（有効性）</p> <p>① 健康づくり事業についてであるが、倉敷市総合福祉事業団の平成27年度事業報告書では37,147人（前年度比4.1%の増加）が利用したとの報告がされている</p> <p>② 介護予防普及啓発事業（狭義）について参加者アンケート結果を検討した</p> <p>アンケートでは、「介護予防の認知度」「運動習慣」「健康についての今後の意識」「教室は楽しかったか」「職員の対応」などの項目について質問していたが、アンケートの結果は、概ね参加者の満足度は高いとするものであった</p> <p>一定の成果はあげていると判断した</p>
--	---

A. 委託業務随意契約理由書の作成がなされていない【指摘事項】

介護予防普及啓発事業（狭義）の委託業務に係る随意契約において「委託業務随意契約理由書」の作成がなされていなかった。委託業務随意契約理由書は総務局総務部契約課平成26年4月25日の通知「委託業務随意契約理由書の作成について」で作成するよう求められおり作成すべきである。

なお、委託業務随意契約理由書の作成に代えて、起案書に随意契約とする理由の記載が行われており、随意契約とする理由の確認はなされている。

③ 介護用品扶助費支給事業

事業の内容	・紙おむつ等の購入費の一部を助成（年 75,000 円を限度）		
対象者	・要介護 4、5 と認定された者の介護者等で、市民税非課税世帯		
関連する法令・規則等	倉敷市ねたきり高齢者等介護用品扶助費支給要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	9,395	9,246	9,065
助成件数	180	185	174
一件当たり事業費（単位：円）	52,194	49,978	52,098
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合规性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市ねたきり高齢者等介護用品扶助費支給要綱第 3 条で、以下のように対象者を規定している ①ねたきり高齢者及び重度身体障害者の介護者で、その生計中心者が所得税を課せられていないもの ②要介護 4 又は 5 と認定された者の介護者で、その生計中心者が市民税を課せられていないもの 事業の目的に合致しており公平性の点で問題なし		
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） 過去 3 年間において 1 件当たり事業費について大きな変動はなく、適切な支出が行われていると推測した  （有効性） 助成件数も每期 180 件前後で安定しており、事業が定着している様子が見える		

④ ふれあいサロン活動促進事業

事業の内容	・家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加や仲間づくりのため、地域の公民館等で行われる談話会や体力づくりなどのサロン活動を支援する
-------	---

関連する法令・規則等	倉敷市ふれあいサロン活動促進事業実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	4,036	4,340	4,664
サロン数	144	151	164
一サロン当たり事業費（単位：円）	28,028	28,742	28,439
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	<p>倉敷市ふれあいサロン活動促進事業実施要綱第 3 条で対象者が規定されている</p> <p>対象者は、おおむね 60 歳以上のひとり暮らしの高齢者並びに高齢者夫婦のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、加齢、心身の障害、傷病等の理由により、日ごろから外出することが少ない閉じこもりがちな高齢者とされている</p> <p>公平性で問題ない</p>		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>過去 3 年間において 1 サロン当たり事業費について大きな変動はなく、適切な支出が行われているものと推測した</p> <p>（有効性）</p> <p>サロン数もここ数年増加傾向にあることから、積極的に当事業に取り組んでいるものと推測される</p>		

⑤ 給食サービス事業

事業の内容	・栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施		
対象者	援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等		
関連する法令・規則等	倉敷市高齢者等給食サービス事業実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	139,555	129,627	126,093
配食数（食）	454,684	410,245	405,372

一食当たり事業費（単位：円）	307	316	311
10,000 千円を超える外部契約等（単位：千円）	倉敷市社会福祉協議会(随意契約)		127,896
監査手続き	<p>① 事業費推移の分析、必要に応じ質問</p> <p>② 相手先あたり 10,000 千円を超える外部委託契約、売買契約の有無の確認</p> <p>③ 随意契約としている根拠条文の確認、随意契約とせざるを得ない理由の検討</p> <p>④ 契約書等の確認、高齢者等給食サービス実績報告書の確認</p> <p>⑤平成 27 年度高齢者給食サービス事業収支予算見積書の検討</p>		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	<p>倉敷市高齢者等給食サービス事業実施要綱第 2 条で、対象者は 65 歳以上のひとり暮らしの者等とされている</p> <p>また第 11 条で、事業の利用料は、1 食当たり 360 円とする旨が規定されており支払額は一律である</p> <p>公平性の点で問題なし</p>		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>① 食事づくりについて倉敷市社会福祉協議会から給食事業者に再委託しているが、食事づくりの部分については直接契約も検討すべき（意見）</p> <p>② 高齢者等給食サービス実績報告書の添付書類である高齢者等給食サービス事業報告書によると、当事業の給食サービスの提供を実際に行っているのは再委託された 9 社の給食事業者であり、倉敷市社会福祉協議会は倉敷市と 9 社の給食事業者を仲介していることがわかった</p> <p>再委託料は一食当たり 308 円である</p> <p>③ 事業精算書で当初の収入額と再委託による実</p>		

	<p>際の支出額との差額が適切に計算され、市に返還されていることを確認した</p> <p>④ 平成 27 年度高齢者給食サービス事業収支予算見積書の検討を行った</p> <p>支出合計 158,479 千円のうち委託料が 154,293 千円と全体の 97%を占めていた</p> <p>委託料は 1 食あたり 308 円とされているのみであり再委託先の材料費や人件費といった経費の内訳について把握できなかった</p> <p>(有効性)</p> <p>給食サービスは倉敷、水島、玉島、船穂、真備のすべての地区に提供されており、一定の目的達成はできていると考えられる</p>
--	---

#### A. 食事づくりについて給食事業者との直接契約を検討すべき【意見】

契約が倉敷市社会福祉協議会との随意契約となっていることから随意契約とせざるを得ない理由について倉敷市に質問した。回答は以下のとおりであった。倉敷市は、「当事業は、食の支援が必要な方に対する配食により食生活の安定を図るとともに、手渡しによる安否確認を行うことを目的としている。倉敷市社会福祉協議会は地域に根ざした団体であり、民生委員・愛育委員等のネットワークを持っていることが、利用者の安否確認で緊急を要する際などに有効であり、同等の体制を持たない他の事業者が行うのは市にとって不利であるため」と回答している。

この点、倉敷市社会福祉協議会が安否確認について他の団体よりも優位性があることは理解できる。しかし、食事づくりだけに限定すれば、給食事業者等への直接委託も可能であると思われる。現在、給食サービス事業の契約当事者は倉敷市社会福祉協議会であるが、倉敷市社会福祉協議会から 9 社の給食事業者に再委託されている。再委託料は最も高い事業者で 50,000 千円を超える契約額となっている。契約金額も大きく、契約の透明性を高めコスト等の監視を強化する意味で給食事業者が倉敷市と直接契約を行う方がより望ましいのではないかと考えられる。

なお、給食サービスに付随する安否確認については倉敷市社会福祉協議会を含め経済性、効率性等を考え委託先を検討すべきであろう。

⑥ 介護予防支援ボランティア事業

事業の内容	・高齢者がボランティア活動に取り組むことを奨励し、ボランティア活動に取り組んだ高齢者に、活動実績に応じてポイントを付与し、そのうち申請者には転換交付金を交付		
関連する法令・規則等	倉敷市介護支援いきいきポイント制度実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	5,571	5,739	5,723
登録者数（人）	649	603	610
一人当たり事業費（単位：円）	8,584	9,517	9,382
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問 ② 事業実績報告書の確認・検討		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	倉敷市介護支援いきいきポイント制度実施要綱第3条で、制度の対象者は、本市に在住する倉敷市介護保険第1号被保険者のうち、要介護認定を受けていないものとされており、利用者の不当な限定はされておらず公平性に問題はない		
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） 毎期一人当たり事業費は9,000円前後であり、異常な変動はない  （有効性） ボランティア登録者数が伸び悩んでいる（意見）		

A. 介護予防支援ボランティア事業を積極的にアピールしてほしい【意見】

近年、高齢者数は近年増加傾向にあるにもかかわらず、ボランティア登録者数の伸び悩みが見受けられる。当事業について、より積極的なアピール活動の実施や、活動に対するインセンティブを強化していくことなどボランティア登録者を増やしていくための施策が必要であると考えられる。



⑦ 高齢者権利擁護事業

事業の内容	・市町村申立てにおいて、低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人の報酬の助成を行う		
関連する法令・規則等	規程なし		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	8,037	15,409	17,498
助成件数（件）	38	70	78
一件当たり事業費（単位：円）	211,500	220,128	224,333
監査手続き	① 事業費推移の分析、必要に応じ質問		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>過去 3 年間に於いて 1 件当たり事業費は 220 千円前後であった。1 件当たり事業費に、大きな変動はなく適切な支出が行われていると推測した</p> <p>（有効性）</p> <p>助成件数も過去 3 年間で増加傾向を示しており、当事業が市民に浸透していることが伺える</p>		

3. 日常生活圏域ごとの福祉サービス基盤整備状況

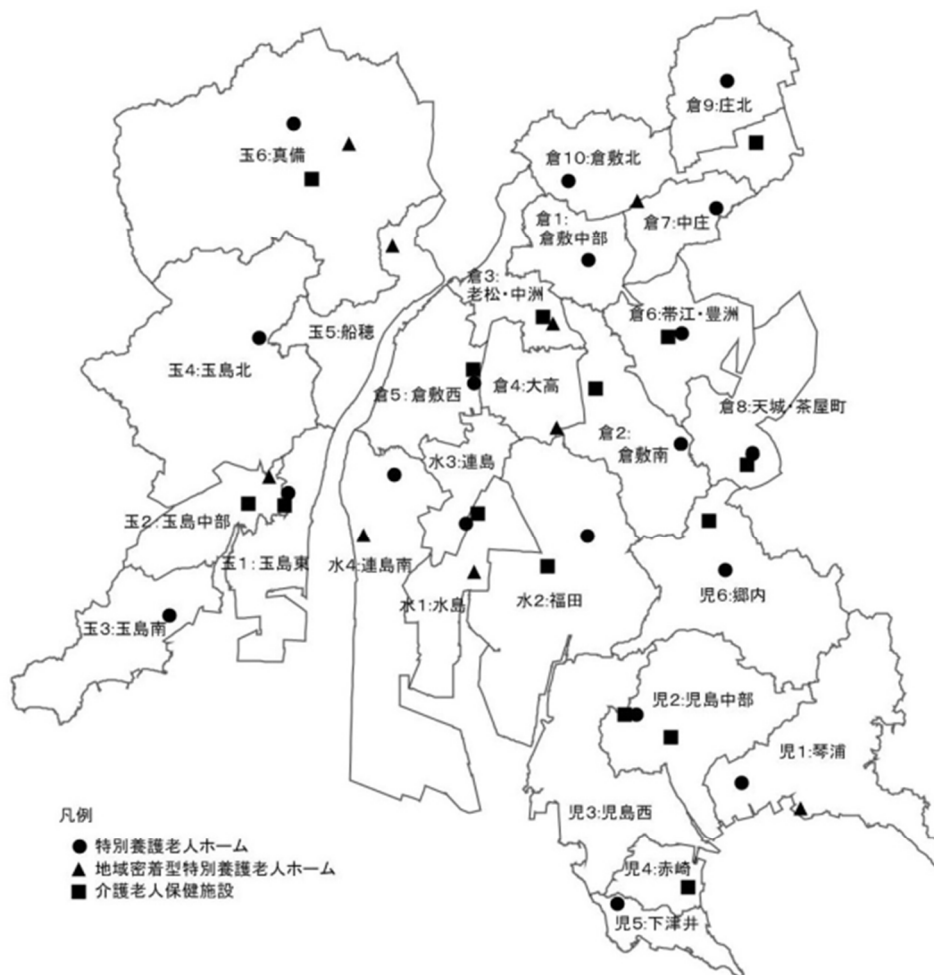
（1）基本的考え方

倉敷市では、「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画（第 6 期：平成 27 年度～平成 29 年度）」を作成している。当計画第 5 章の「日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性」では、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めるとともに、日常生活圏域毎の現状の施設整備状況を考慮した上で、将来の施設整備を行っていくといった倉敷市の方針が示されている。

日常生活圏域は小学校区を基本に、市内に 26 設定されている。26 の日常生

活圏域は以下の地図のとおりである。

【日常生活圏域図】



「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画（第6期：平成27年度～平成29年度）」では、以下の基本的考え方に基づきサービス基盤整備を行っている。

- ①特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及び老人保健施設の整備は既存のものも含め、各圏域にそれぞれ1箇所以内とする。
- ②小規模多機能型居宅介護（または複合型サービス）は、居宅介護の拠点となるため、各日常生活圏域に1箇所以上設置できるよう推進する。
- ③認知症対応型グループホームを、各日常生活圏域に1箇所設置できるよう

推進する。

④高齢者が、要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう退院支援、日常の療養支援等で医療と介護の連携のとれる体制を構築する。

①～④はいずれも高齢者が自立した生活を行っていくうえで重要である。以下、計画が①～④の基本的考え方に準拠して作成されているかどうかについて検討した。

## (2) 現状分析と課題

圏域ごとのサービス基盤の現状

	圏域	総人口	高齢者人口	①特養	②密着	③老健	④医療	⑤GH	⑥居宅
				単位：床	単位：床	単位：床	単位：床	単位：ユニット	単位：箇所
倉1	倉敷中部	36,245	8,784	80	0	0	0	7	1
倉2	倉敷南	13,616	3,486	110	0	50	0	8	0
倉3	老松・中洲	31,033	6,987	0	29	150	0	4	2
倉4	大高	33,754	5,599	0	29	0	0	4	0
倉5	倉敷西	32,168	6,882	132	0	150	0	6	1
倉6	帯江・豊洲	16,586	4,269	50	0	100	0	8	2
倉7	中庄	16,706	4,287	80	0	0	0	4	1
倉8	天城・茶屋町	25,370	5,670	80	0	99	0	10	2
倉9	庄北	11,279	2,911	80	0	0	0	4	1
倉10	倉敷北	9,824	2,607	50	29	100	0	7	0
水1	水島	19,576	5,294	0	20	83	0	4	1
水2	福田	30,516	6,699	50	20	80	0	10	0
水3	連島	19,198	4,268	130	0	0	43	4	2
水4	連島南	20,162	4,559	50	29	0	0	4	1
児1	琴浦	18,097	5,816	80	29	0	0	6	1
児2	児島中部	22,716	6,122	100	0	99	0	5	1
児3	児島西	9,348	2,877	0	0	0	0	4	1
児4	赤崎	8,046	2,316	0	0	100	0	4	1
児5	下津井	5,246	1,907	110	0	0	0	0	1
児6	郷内	8,666	2,373	50	0	80	0	6	2
玉1	玉島東	17,685	4,520	114	22	150	202	7	1
玉2	玉島中部	15,360	4,788	0	29	69	0	7	3
玉3	玉島南	10,966	3,651	110	0	0	0	4	2
玉4	玉島北	20,936	5,139	74	0	0	0	5	1
玉5	船穂	7,469	2,188	0	29	0	0	6	2
玉6	真備	22,958	6,977	80	29	56	0	6	1

参考資料：第6期倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画

略語について…上記の表で使用している略語は以下の通り

- ①特養⇒特別養護老人ホーム
- ②密着⇒地域密着型特別養護老人ホーム
- ③老健⇒老人保健施設
- ④医療⇒介護療養型医療施設
- ⑤GH⇒認知症対応型グループホーム
- ⑥居宅⇒小規模多機能型居宅介護

上の表は日常生活圏域ごとのサービス基盤の現状を表にしたものである。

表から以下のことが明らかである。

第1に①特別養護老人ホーム及び②地域密着型特別養護老人ホームのいずれも児島西（児3）圏域、赤崎（児4）圏域に設けられていない。

第2に⑤認知症対応型グループホームは、下津井（児5）圏域を除くすべての

圏域で設置されているが下津井圏域にのみ設置されていない。

第3に⑥小規模多機能型居宅介護について倉敷南（倉2）圏域、大高（倉4）圏域、倉敷北（倉10）圏域、福田（水2）圏域で設置されていないことである。

これらの点について以下で監査対象とした。

なお、④介護療養型医療施設については連島（水3）地域と玉島東（玉1）圏域にあるのみで他の圏域に存在していないのは、厚生労働省から平成30年3月31日までに介護老人保健施設などに転換させるなどにより廃止するよう要請があり、現在は転換・廃止の過渡期であるためである。

### （3）監査結果の要約

#### 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備状況

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
サービス基盤 整備状況	—	○	△	○	【意見】赤崎圏域に特別養護老人ホームの設置を検討すべき

### （4）監査結果

計画の目的	高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した生活ができるよう日常生活圏域毎の施設を整備すること
備考	小学校区を基本に、市内に26の日常生活圏域を設定
計画の妥当性判断にあたり考慮する考え方	前記「（1）日常生活圏域ごとの福祉サービス基盤整備について」で記載している基本的考え方
現状について	前記「（2）日常生活圏域ごとのサービス基盤の現状分析と課題」で記載したとおり
監査手続き	① 「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」第5章の検討、必要に応じて担当者に質問
監査結果	

合規性	事業計画の妥当性の監査であることから、合規性についての検討は行っていない
公益性	問題なし
公平性	<p>① 特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームのいずれも児島西（児3）圏域、赤崎（児4）圏域に設置されていない 赤崎圏域では第6期計画において設置計画が盛り込まれていない（意見）</p> <p>②認知症対応型グループホームが、下津井（児5）圏域にのみ設置されていないことについて市役所担当者に質問したところ、回答は以下のとおりであった 「下津井圏域についても平成29年度に認知症対応型グループホームを2ユニット整備する予定で、現在公募中である。」</p> <p>③小規模多機能型居宅介護について倉敷南（倉2）圏域、大高（倉4）圏域、倉敷北（倉10）圏域、福田（水2）圏域で設置されていないことについて市役所担当者に質問したところ、回答は以下のとおりであった 「小規模多機能型居宅介護施設は、各圏域すべてに設置したいと考えているが、上記の4圏域については平成29年度に整備する予定で、現在公募、審査等を行っているところである。」</p>
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性） 経済性については検討をしていない 可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じて自立した生活ができるよう地域ごとに医療・福祉施設を設置するという考え方は合理的であり効率性については問題なしと考える</p> <p>（有効性） 計画の評価であることから成果の達成状況については検討していない</p>

A. 赤崎圏域での特別養護老人ホームの設置計画を早急に検討すべき【意見】

特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームのいずれも児島西（児3）圏域、赤崎（児4）圏域に設けられていないことについて市役所担当者に質問したところ、回答は以下のとおりである。

「児島西圏域については今年度平成28年度に地域密着型特別養護老人ホームを建設する予定である。赤崎圏域については、平成29年度までの第6期計画では建設の予定はない。平成30年からの第7期計画でいずれかの施設の設置について検討する予定である。」「現在、赤崎圏域では特別養護老人ホームが設置されていないことから老人保健施設で特別養護老人ホームの施設の機能を代替している。」との回答であった。

赤崎圏域については、サービス基盤整備の基本的な考え方にに基づき、老人保健施設が整備されるとともに、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームが整備されている一方、平成29年度までの第6期計画では特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームのいずれも建設が予定されていない。

また、赤崎圏域では特別養護老人ホームが設置されていないことから老人保健施設で特別養護老人ホームの施設の機能を代替しているとの回答であるが、老人保健施設は、要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設であって、要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行うことを目的とした施設である特別養護老人ホームとは目的及び機能を異にしている。

現状、赤崎圏域に暮らす市民は近隣に特別養護老人ホームが設置されておらず不利益をこうむっているおそれがある。赤崎圏域に特別養護老人ホームを設置する計画を検討すべきである。



## 第2 障がい者福祉

### 1 障がい者福祉に関する事業の概要

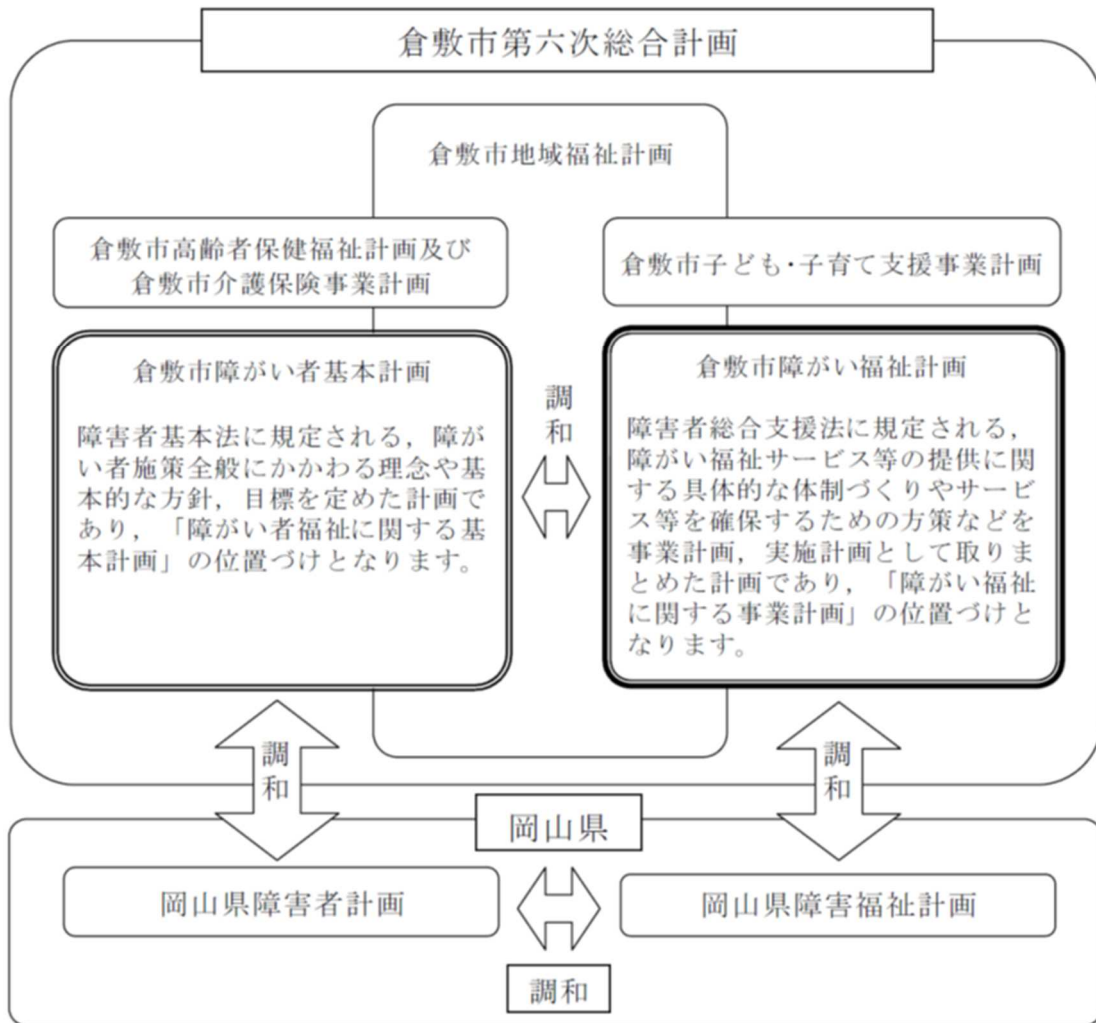
#### (1) 根拠となる法令・条例等

- ① 障害者基本法
- ② 障害者総合支援法
- ③ 倉敷市条例等

#### (2) 倉敷市の障がい者に関する計画の概要

倉敷市が策定している障がい者に関する計画は、「倉敷市障がい者基本計画」及び「倉敷市障がい福祉計画」がある。「倉敷市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、5年を1期として策定する「障がい者のための施策に関する基本的な計画」であり、また、「倉敷市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める策定指針を踏まえ、3年を1期として策定する「市町村障害福祉計画」である。

また、これらの計画は、国の「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」や、県の「岡山県障害者計画」、本市の「倉敷市第六次総合計画」、「倉敷市地域福祉計画」、「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」、「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」などの障がい福祉にかかわる計画との整合性に配慮して定めている。





障害者総合支援法では、ノーマライゼーション（障害者が一般市民と同様の普通の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指す理念のこと）の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、地域の社会資源を最大限に活用した各種サービス提供基盤の整備を進めることが求められている。「倉敷市障がい福祉計画」では、上位計画である「倉敷市障がい者基本計画」で示された「ノーマライゼーションとリハビリテーション」、さらには共生社会の実現という基本理念を踏まえつつ、障害者総合支援法の趣旨に則り、障がい者の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、「障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくり」を目指している。

また、計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標と7つの重点課題を以下のとおり設定している。

基本理念	障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくり		
基本目標	施設や医療機関から地域生活への移行を支援する環境づくり	障がい児を身近な地域で支援する環境づくり	障がい者が自分らしく働ける環境づくり
重点課題	1 相談支援体制の充実	5 障がい児支援の強化	6 障がい者のための総合的な就労支援
	2 日中活動の場及び在宅サービスの充実		7 障がい者雇用に対する理解の促進
	3 入所・入院から地域生活への移行促進		
	4 外出やコミュニケーションの支援		

### (3) 倉敷市の障がい者の概要

#### ① 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移

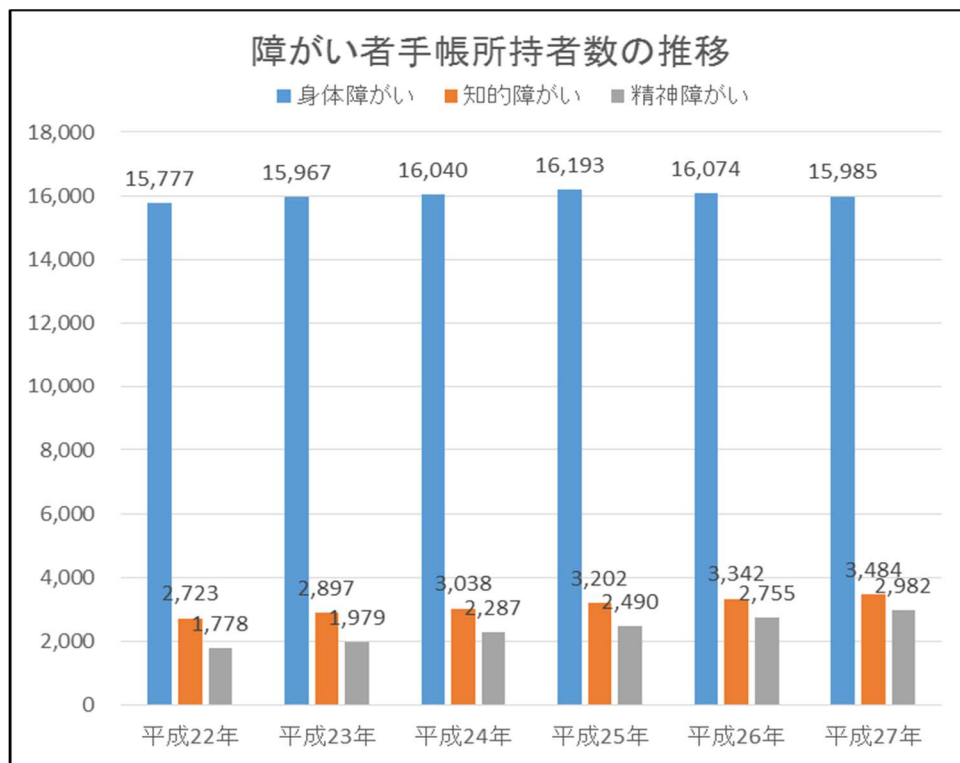
(単位：人)

障がい別	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		増減(平成27年-平成22年)	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	%
身体障がい	15,777	77.8%	15,967	76.6%	16,040	75.1%	16,193	74.0%	16,074	72.5%	15,985	71.2%	208	1.32%
知的障がい	2,723	13.4%	2,897	13.9%	3,038	14.2%	3,202	14.6%	3,342	15.1%	3,484	15.5%	761	27.95%
精神障がい	1,778	8.8%	1,979	9.5%	2,287	10.7%	2,490	11.4%	2,755	12.4%	2,982	13.3%	1,204	67.72%
計	20,278	100.0%	20,843	100.0%	21,365	100.0%	21,885	100.0%	22,171	100.0%	22,451	100.0%	2,173	10.72%
市人口	480,397		481,723		482,456		483,134		483,537		483,547		3,150	0.66%
割合	4.22%		4.33%		4.43%		4.53%		4.59%		4.64%		-	0.42%

各年度末現在

出典：市障がい福祉課、市HP

本市の身体・知的・精神の各障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）所持者数は、平成27年度末現在、22,451人と市人口の4.64%となっており、過去5年間で2,173人（10.72%）の増加となっている。平成27年度末現在、身体障がい者が15,985人と全体の71.2%を占めている。精神障がい者は、2,982人であり、過去5年間で1,204人（67.72%）と大きく増加している。



## ② 身体障がい者の推移

障がい区分別身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		増減(平成27年-平成22年)	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	%
視覚	994	6.3%	994	6.2%	965	6.0%	935	5.8%	912	5.7%	906	5.7%	△ 88	-8.85%
聴覚・平衡機能	1,264	8.0%	1,270	8.0%	1,273	7.9%	1,273	7.9%	1,278	8.0%	1,269	7.9%	5	0.40%
音声・言語・そしゃく	184	1.2%	180	1.1%	172	1.1%	171	1.1%	175	1.1%	177	1.1%	△ 7	-3.80%
肢体不自由	9,202	58.3%	9,306	58.3%	9,357	58.3%	9,449	58.4%	9,272	57.7%	9,045	56.6%	△ 157	-1.71%
内部	4,133	26.2%	4,217	26.4%	4,273	26.6%	4,365	27.0%	4,437	27.6%	4,588	28.7%	455	11.01%
計	15,777	100.0%	15,967	100.0%	16,040	100.0%	16,193	100.0%	16,074	100.0%	15,985	100.0%	208	1.32%

各年度末現在

出典：市障がい福祉課

身体障がい者は、平成 27 年度末現在、15,985 人で、平成 22 年度から微増傾向である。障がい区分別では、平成 27 年度末現在、肢体不自由が 9,045 人と最も多いが、平成 22 年度から微減で推移し、内部（心臓機能等）障がい者が 4,588 人で、平成 22 年度から 11.01%増加している。

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位：人)

等級	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		増減(平成27年-平成22年)	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人	%
1級	5,144	32.6%	5,151	32.3%	5,137	32.0%	5,174	32.0%	5,187	32.3%	5,266	32.9%	122	2.37%
2級	2,638	16.7%	2,626	16.4%	2,567	16.0%	2,503	15.5%	2,454	15.3%	2,420	15.1%	△ 218	-8.26%
3級	2,033	12.9%	2,084	13.1%	2,117	13.2%	2,143	13.2%	2,124	13.2%	2,102	13.1%	69	3.39%
4級	3,943	25.0%	4,099	25.7%	4,231	26.4%	4,397	27.2%	4,351	27.1%	4,262	26.7%	319	8.09%
5級	958	6.1%	947	5.9%	929	5.8%	917	5.7%	896	5.6%	879	5.5%	△ 79	-8.25%
6級	1,061	6.7%	1,060	6.6%	1,059	6.6%	1,059	6.5%	1,062	6.6%	1,056	6.6%	△ 5	-0.47%
計	15,777	100.0%	15,967	100.0%	16,040	100.0%	16,193	100.0%	16,074	100.0%	15,985	100.0%	208	1.32%

各年度末現在

出典：市障がい福祉課

身体障がい者の等級別では、平成 27 年度末現在、1 級が 5,266 人と最も多く、次に 4 級が 4,262 人である。また、平成 22 年度からの推移では、1 級、3 級、4 級が増加傾向、2 級、5 級が減少傾向、6 級が横ばいである。

身体障がい者年齢別推移

(単位：人)

年齢	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		増減(平成27年-平成22年)	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人	%
18歳未満	388	2.5%	390	2.4%	383	2.4%	380	2.3%	378	2.4%	376	2.4%	△12	-3.09%
18歳以上 65歳未満	4,967	31.5%	4,889	30.6%	4,702	29.3%	4,555	28.1%	4,382	27.3%	4,238	26.5%	△729	-14.68%
65歳以上	10,422	66.1%	10,688	66.9%	10,955	68.3%	11,258	69.5%	11,314	70.4%	11,371	71.1%	949	9.11%
計	15,777	100.0%	15,967	100.0%	16,040	100.0%	16,193	100.0%	16,074	100.0%	15,985	100.0%	208	1.32%

各年度末現在

出典：市障がい福祉課

身体障がい者の年齢別では、平成27年度末現在、65歳以上が11,371人と最も多くかつ増加傾向にあり、18歳以上65歳未満・18歳未満とも減少傾向にある。

③ 知的障がい者の推移

知的障がい者等級別推移

(単位：人)

等級	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		増減(平成27年-平成22年)	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人	%
A(最重度)	757	29.1%	851	30.7%	904	31.2%	1,062	33.2%	995	31.3%	1,103	31.7%	346	45.71%
B(中度・軽度)	1,846	70.9%	1,917	69.3%	1,992	68.8%	2,140	66.8%	2,184	68.7%	2,381	68.3%	535	28.98%
計	2,603	100.0%	2,768	100.0%	2,896	100.0%	3,202	100.0%	3,179	100.0%	3,484	100.0%	881	33.85%

各年度末現在

出典：市障がい福祉課

知的障がい者の等級別では、B(中度・軽度)がA(最重度・重度)よりも多いが、A,Bとも増加傾向にある。

知的障がい者年齢別推移

(単位：人)

年齢	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		増減(平成27年-平成22年)	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人	%
18歳未満	757	27.8%	851	29.4%	904	29.8%	959	30.0%	995	29.8%	1,012	29.0%	255	33.69%
18歳以上65歳未満	1,846	67.8%	1,917	66.2%	1,992	65.6%	2,090	65.3%	2,184	65.4%	2,302	66.1%	456	24.70%
65歳以上	120	4.4%	129	4.5%	142	4.7%	153	4.8%	163	4.9%	170	4.9%	50	41.67%
計	2,723	100.0%	2,897	100.0%	3,038	100.0%	3,202	100.0%	3,342	100.0%	3,484	100.0%	761	27.95%

各年度末現在

出典：市障がい福祉課

知的障がい者の年齢別では、平成27年度末現在、18歳以上65歳未満が2,302人と最も多い。いずれの年齢別も平成22年度に比べ増加傾向にある。

#### ④ 精神障がい者の推移

精神障がい者等級別推移

(単位：人)

等級	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		増減(平成27年-平成22年)	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人	%
1級	305	17.2%	336	17.0%	373	16.3%	397	15.9%	417	15.1%	439	14.7%	134	43.93%
2級	1,297	72.9%	1,430	72.3%	1,661	72.6%	1,801	72.3%	1,982	71.9%	2,137	71.7%	840	64.76%
3級	176	9.9%	213	10.8%	253	11.1%	292	11.7%	356	12.9%	406	13.6%	230	130.68%
計	1,778	100.0%	1,979	100.0%	2,287	100.0%	2,490	100.0%	2,755	100.0%	2,982	100.0%	1,204	67.72%

各年度末現在

出典：市障がい福祉課

精神障がい者の等級別では、平成27年度末現在、2級が2,137人で、全体の71.7%を占めており、各等級とも増加傾向にある。



(4) 障がい福祉費の推移及び平成26・27年度における主な事業費

(単位：百万円)

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成27年度-平成22年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
障がい福祉費	6,316	100%	6,773	100%	8,120	100%	8,982	100%	10,043	100%	10,632	100%	4,316	68.3%
心身障がい者福祉費	745	11.8%	536	7.9%	579	7.1%	578	6.4%	538	5.4%	549	5.2%	△ 196	△ 26.3%
心身障がい児福祉費	64	1.0%	88	1.3%	766	9.4%	1,033	11.5%	1,235	12.3%	1,428	13.4%	1,364	2126.6%
身体障がい者福祉費	603	9.5%	636	9.4%	649	8.0%	653	7.3%	693	6.9%	735	6.9%	132	21.9%
知的障がい者福祉費	79	1.2%	88	1.3%	31	0.4%	95	1.1%	189	1.9%	21	0.2%	△ 58	△ 73.9%
地域生活支援事業費	663	10.5%	748	11.0%	744	9.2%	757	8.4%	834	8.3%	905	8.5%	242	36.5%
介護給付費	3,394	53.7%	3,622	53.5%	3,820	47.0%	4,009	44.6%	4,096	40.8%	4,144	39.0%	750	22.1%
訓練等給付費	769	12.2%	1,054	15.6%	1,531	18.9%	1,857	20.7%	2,458	24.5%	2,851	26.8%	2,082	270.8%

心身障がい者福祉費：平成22年度は、水島障がい者支援センターの建設工事費203百万円があったため、通常年度より多額となっている。

心身障がい児福祉費：平成24年度に県から児童発達支援事業467百万円移行及び放課後等デイサービス事業214百万円を追加したことにより増加し、その後は、利用者数の増加により年々増加傾向にある。

訓練等給付費：平成23年度から新体系移行による事業所の増加及び利用者数の増加により年々増加傾向にある。

平成 26 年度・平成 27 年度における事業費

(単位：百万円)

項目	区分	平成 26 年度	平成 27 年度	
		決算額	決算額	構成比
障がい福祉費		10,043	10,632	100%
	心身障がい者福祉費	538	549	5.2%
	職員人件費	151	154	1.4%
	委託料	46	46	0.4%
	扶助費	318	314	2.9%
	うち特別障がい者手当等の給付	170	163	1.5%
	うち自立更生援護金	52	52	0.5%
	うち障がい者移動支援事業	67	68	0.6%
	心身障がい児福祉費	1,235	1,428	13.4%
	委託料	64	65	0.6%
	うちくすのき園管理運営事業	63	64	0.6%
	扶助費	1,149	1,332	12.5%
	うち児童発達支援事業	984	1,069	10.1%
	うち放課後等デイサービス事業	146	200	1.9%
	身体障がい者福祉費	693	735	6.9%
	扶助費	664	715	6.7%
	うち自立支援医療（更生医療）の支給	588	642	6.0%
	うち身体障がい者補装具の交付・修理	75	72	0.7%
	知的障がい者福祉費	189	21	0.2%
	負担金補助及び交付金	178	9	0.1%
	うち民間障がい福祉施設整備助成事業	178	9	0.1%
	地域生活支援事業費	834	905	8.5%
	委託料	244	274	2.6%
	うち施設管理運営委託料	152	155	1.5%
	負担金補助及び交付金	79	87	0.8%
	扶助費	468	493	4.6%
	うち日中一時支援事業	270	298	2.8%
	うち日常生活具給付費	107	98	0.9%
	うち移動支援事業	84	91	0.9%
	介護給付費	4,096	4,144	39.0%
	扶助費	3,963	4,139	38.9%

	うち生活介護事業	2,042	2,192	20.6%
	うち施設入所支援事業	768	741	7.0%
	うち居宅介護事業	591	609	5.7%
	うち療養介護事業	398	379	3.6%
	うち計画相談支援事業	60	125	1.2%
	うち短期入所事業	61	67	0.6%
	訓練等給付費	2,458	2,851	26.8%
	委託料	85	91	0.9%
	扶助費	2,372	2,759	26.0%
	うち就労継続支援事業	1,934	2,230	21.0%
	うち就労移行支援事業	90	109	1.0%
	うち共同生活援助事業	291	373	3.5%
	うち就労移行支援・自立訓練施設（ふじ園）運営事業	55	55	0.5%

各項目と主な事業の内容は以下のとおりである。

項目	事業名	主な事業内容
心身障がい者福祉費	職員人件費	正規職員の人件費
	特別障がい者手当等給付事業	特別障害者手当，福祉手当（経過措置分）
	障がい者相談員設置事業	障がい者相談員の委託料，研修費委託料，課の消耗品費，通信運搬費など
	障がい者歯科診療事業	歯科医師会に委託
	ひまわり号援護事業補助金	職員の参加費・旅費，事業の補助金
	在日外国人障がい福祉金給付事業	扶助費（昭和57年1月1日以前に20歳到達外国人 障がい基礎年金未受給）
	障がい者移動支援事業	燃料費，福祉タクシー，リフトタクシー，バス利用料助成，盲導犬飼育費，福祉有償運送
	障がい者週間記念事業	ポスター展，作品展，絆の広場，ふれあいステージ，ニコニコ子どもひろば，ふれあいウォーク



	感覚矯正事業	総合福祉事業団に委託（視覚・言語聴覚の早期発見治療）
	障がい者福祉施設整備事業	支援センター，総合福祉会館の修繕など
	障がい児福祉手当給付事業	精神又は重度の在宅障がい者に給付
	重度障がい者マッサージ施術費給付事業	マッサージ券の給付
	施設通所者交通費助成事業	福祉作業所等の通所者に交通費の一部を助成
	介護手当給付事業	20歳以上で在宅6か月以上の介護者に支給
	結婚祝金給付事業	障がい者が結婚したときに祝金を支給
	自主訓練活動事業	団体が行う創作活動，社会適応訓練等（音楽療法，料理教室など）補助金
	障がい児仕事体験推進事業	中学校区で就労体験，ジョブサポーターなどの活動に補助金
	在宅障がい児（者）等支援事業	心身障がい施設連絡協議会の相談事業，情報提供事業等に補助金
	援護金給付事業	援護金の給付
	障がい団体補助金	障がい者の家族等が行う文化・講演会等に補助金
	レスパイトサービス施設拡大促進事業	利用施設に補助金交付
心身障がい児福祉費	くすのき園管理運営事業	指定管理料（医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，生活介護）
	障がい児を囲む親子ふれあい事業	社会福祉協議会に委託
	障がい児通所支援事業	給付費（児童発達支援、医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，高額障がい児施設給付，保育所等訪問，相談支援，肢体不自由児通所，多子軽減通所給付）

費 身 体 障 が い 者 福 祉	補装具費支給事業	補装具交付，修理費
	身体障がい者更生医療費給付事業	18歳以上の手帳所有者の医療費軽減助成
	身体障がい者手帳交付事業	手帳作成・交付の費用，専門分科会の開催費用，審査会委員報酬など
知 的 障 が い 者 福 祉 費	発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい，動性障がいなどの児童における，乳児から成人まで一貫した支援（ゆめばる予算で社会福祉法人クムレに委託）
	民間障がい福祉施設整備助成事業	障がい福祉施設の施設整備に要する費用の一部を補助
地 域 生 活 支 援 事 業 費	障がい者就業・生活支援センター事業	委託料（総合福祉事業団）
	身体障がい者デイサービスセンター運営事業	入浴，給食，機能訓練（総合福祉事業団に委託）
	相談支援事業	児島・玉島・水島支援センター指定管理，倉敷・倉敷西部・真備支援センター委託料，くらしきフォーラム withAB-1 コンテスト開催事業
	意思疎通支援事業	手話，要約筆記，ガイドヘルパー事業
	日常生活用具給付等事業	主に扶助費
	地域活動支援センター（Ⅱ型）事業	障がい者福祉センター（船倉町）委託料
	移動支援事業	車6台の管理は社会福祉協議会に委託。扶助費（個別グループ、送迎の支援）
	地域活動支援センター（Ⅲ型）等事業	嘱託員報酬，センター8か所，作業所1か所への補助金，公園清掃委託
	福祉ホーム支援事業	居宅生活困難者の入居支援
	身体障がい者訪問入浴事業	事業所と委託契約（委託料10,000円/回）
	更生訓練費	扶助費

	生活支援事業	視覚障がい者への相談，指導，訓練
	日中一時支援事業	日中型，タイムケア型，医療型
	社会参加促進事業	スポーツ，イベント，芸術文化，自動車改造，免許，奉仕員養成事業委託（社会福祉協議会）
	総合療育相談センター事業	ゆめぱる予算（キャンプ，イベント，通信運搬費など），療育アドバイザー派遣委託
	障がい者総合支援 調査・審査関係経費	支援区分認定，審査会経費，国保連支払委託など
介護給付費	居宅介護等事業	居宅介護，行動援護，重度訪問介護，指定相談支援，地域相談支援など
	短期入所事業	給付費のみ（レスパイトは別の事業）
	生活介護事業	給付費（基準該当生活介護事業は，施設の基準は現行制度に適用していないが，当該事業に準ずるものとしているもの）
	療養介護事業	医療機関での訓練等の扶助費
	施設入所支援事業	施設入所者に対する扶助費
	同行援護事業	視覚障がい者に対する外出時のヘルパー派遣事業（扶助費）
訓練等給付費	就労継続支援事業	A 型，B 型，まびの道指定管理料
	就労移行支援事業	給付費，神戸視力障害センター扶助費
	自立訓練事業	機能訓練，生活訓練，宿泊訓練扶助費
	共同生活支援事業	グループホーム扶助費
	就労移行支援・自立訓練施設運営事業	ふじ園管理委託料（総合福祉事業団），備品，車両購入費など

## (5) 障がい福祉課の事務分掌

- ① 障がい者(児)福祉に関する総合的な企画，調整及び計画策定に関すること。
- ② 所管に属する施設の設置、廃止、管理（施設整備を除く。）及び運営に関すること。
- ③ 所管に係る施設の産休等代替職員制度の実施に関すること。
- ④ 所管に係る施設の設置、変更、廃止の認可等及び運営指導に関すること。
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障がい者福祉サービス事業者の指定等に関すること。
- ⑥ 身体障がい者手帳に関すること。
- ⑦ 倉敷市社会福祉審議会身体障がい者福祉専門分科会に関すること。
- ⑧ 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員に関すること。
- ⑨ 指定自立支援医療（更生医療）機関に関すること。
- ⑩ 在宅要援護対策に関すること。
- ⑪ 障がい者団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- ⑫ 障がい者の社会参加等の促進に関すること。
- ⑬ 障がい者（児）の人権に関すること。
- ⑭ 障がい者就業・生活支援センター事業に関すること。
- ⑮ 地域自立支援協議会に関すること。
- ⑯ 感覚矯正事業に関すること。
- ⑰ 介護給付費等審査会に関すること。
- ⑱ 障がい者自立支援給付に係る障害支援区分の認定調査並びに審査及び判定に関すること。
- ⑲ 前各号に掲げるもののほか、障がい者（児）福祉に関すること。

## 2 個別の事務事業の監査結果

### (1) 監査の対象とした事務事業の選定方法

障がい福祉に関する事務事業は多岐にわたるため、原則として年間の事業費が1千万円以上のうち、外部監査人が特に必要と認めた事務事業について監査の対象とした。

### (2) 監査目的

監査目的のうち、合規性、公益性、公平性、経済性・効率性については、第2児童福祉に記載しているため、記載を省略し、有効性については、「倉敷市障がい福祉計画」の基本理念である「障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくり」に合致しているかに着目した。

### (3) 監査手続

移動支援事業、児童発達支援事業、生活介護事業、就労継続支援事業については、任意にサンプルを各5件抽出し、申請書類等の書類の整備状況を確認した。また、障がい児を囲む親子ふれあい事業、高齢者等給食サービス事業、援護金給付事業、施設通所者交通費助成事業、結婚祝金給付事業については、事業そのものの存在意義について検討した。

さらに、知的障がい者福祉事業のうち民間福祉施設整備助成事業については、補助対象施設の現場視察を実施した。

(4) 各事業に対する監査結果の要約

○：指摘事項・意見なし

△：重要性の低い指摘事項・意見あり

×：重要性の高い指摘事項・意見あり

—：手続き省略

事業名	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
移動支援事業	○	○	○	○	特になし
児童発達支援事業	△	○	○	○	申請書への記入者確認を徹底すべき（指摘事項）
生活介護事業	○	○	○	○	特になし
就労継続支援事業	○	○	○	—	参考として見解を記載
障がい児を囲む親子ふれあい事業	○	○	○	△	事業廃止若しくは参加者に応分の負担（指摘事項）
施設通所者交通費助成事業	○	○	○	△	A型事業所では事業廃止または給付要件厳格化（指摘事項） A型事業所以外では、事業廃止または給付要件の厳格化を検討すべき（意見）
援護金給付事業	×	○	○	×	事業廃止（指摘事項）
結婚祝金給付事業	○	×	×	×	事業廃止（指摘事項）
高齢者等給食サービス事業	○	○	○	△	事業廃止（意見）
民間障がい福祉施設整備助成事業	○	○	○	○	問題なし

(5) 障がい福祉課の事務事業に対する監査結果

① 移動支援事業

<p>事業の内容</p>	<p>障がい者の社会参加の促進を図ることを目的とするために、障がい者の外出や移動に要する費用の一部を助成する。下記の①～⑤の重複助成はない。</p> <p>①自動車燃料チケットの助成 月額 2,000 円 (6,000 円)</p> <p>②福祉タクシーチケットの助成 月額 2,000 円 (6,000 円)</p> <p>③リフトタクシーチケットの助成 月額 4,000 円</p> <p>④バス利用料の助成 月額 1,000 円 (4,000 円)</p> <p>⑤鉄道運賃の助成 月額 6,000 円</p> <p>⑥盲導犬飼育費の助成 月額 6,000 円</p> <p>( ) は、人工透析または特定疾患治療研究事業該当者 (難病者) で週 2 回以上の通院者</p>
<p>対象者</p>	<p>①自動車燃料チケットの助成: 在宅の身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A 又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級の所持者で、自動車税等の免除適用車両を自ら所有し、運転する所得税非課税者、または、在宅の身体障がい者手帳所持者で、改造自動車を自ら所有し運転する所得税非課税者</p> <p>②福祉タクシーチケットの助成: 在宅の身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1～2 級のいずれかを所持する所得税非課税世帯者</p> <p>③リフトタクシーチケットの助成: 在宅の身体障がい者手帳 1～2 級を所持し、車椅子またはストレッチャーを常に移動の手段としている所得税課税年額が 14 万円以下の者</p> <p>④バス利用料の助成: 在宅の身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1～2 級のいずれかを所持する所得税非課税世帯者</p> <p>⑤在宅の身体障がい者手帳 1～2 級を所持し、人工透析または特定疾患治療研究事業対象者 (難病者)</p>

	<p>で週 2 回以上の通院の必要がある所得税非課税世帯者</p> <p>⑥盲導犬飼育費の助成：在宅の者で、身体障がい者手帳 1 級の視覚障がい者で、安全確保のために盲導犬の飼育を必要とする者</p>		
関連する法令・規則等	<p>倉敷市障害者地域生活支援事業実施規則</p> <p>倉敷市障害者移動支援事業実施要綱</p>		
周知の方法	倉敷市 HP, ガイドブック		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績（延利用者数）	下記に記載		
事業費			
財源	倉敷市		
監査手続き	<p>上記事業のうち②福祉タクシーチケットの助成について、倉敷市障がい者移動支援事業認定申請書、伺い書等を閲覧</p>		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	<p>問題なし</p> <p>対象者は、事業目的に合致している。</p>		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）問題なし</p> <p>（有効性）問題なし</p> <p>下記実績（延利用者数）に記載のとおり、バス利用料の助成、盲導犬飼育費の助成が年間数件で推移している事業もあるが、概ね安定的に利用されていると判断できる。</p>		

実績（延利用者数）

事業種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自動車燃料チケットの助成	589	606	626
福祉タクシーチケットの助成	1,799	1,838	1,952
リフトタクシーチケットの助成	264	276	270



バス利用料の助成	4	4	3
鉄道運賃の助成	49	46	46
盲導犬飼育費の助成	2	3	3

事業費（単位：千円）

事業種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自動車燃料チケットの助成	23,301	23,458	23,468
福祉タクシーチケットの助成	36,129	36,399	37,892
リフトタクシーチケットの助成	5,222	5,728	5,720
バス利用料の助成	288	222	174
鉄道運賃の助成	432	439	376
盲導犬飼育費の助成	134	180	185

## ② 児童発達支援事業

事業の内容	障がい児に日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。		
対象者	市が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童、 保育所、幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童		
関連する法令・規則等	児童福祉法		
周知の方法	倉敷市 HP, ガイドブック		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績（延利用者数）	12,146	13,047	13,942
事業費（単位：千円）	839,992	984,137	1,068,922

財源	国 1/2・県 1/4・倉敷市 1/4										
監査手続き	任意のサンプル者 5 名について障がい児通所給付費支給申請書兼世帯状況・収入等申告書兼利用者負担額減額・免除等申請書、医師意見書等を閲覧										
監査結果											
合規性	代筆者の記入について（指摘事項）										
公益性	問題なし 児童福祉法に基づく事業である。										
公平性	問題なし										
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）問題なし 一人当たり事業費の推移（単位：千円／人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人当たり事業費</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">77</td> </tr> </tbody> </table> <p>（有効性）問題なし 倉敷市障がい福祉計画（平成 27～29 年度）の平成 27 年度の利用者見込数 1,200（人／月）であり、年間ベースに置き換えると 14,400 人となり、概ね計画どおりである。</p>				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	一人当たり事業費	69	75	77
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度								
一人当たり事業費	69	75	77								

#### A. 監査結果

- ① 提出が必要な書類が欠けている等の不備は見つからなかった。
- ② 代筆者がいる場合、誰が記入したかを書類上明らかにすべき【指摘事項】  
障がい給付申請の「支給申請書兼障がい支援区分認定申請書」には、申請者欄と申請書提出者欄とがあるが、自署ではないと思われる申請書、自分で申請書を提出できないと思われる障がい者の申請書でも、申請書提出者の記載がないものが見受けられた。

「計画相談支援給付費・障がい児童相談支援給付費申請書兼依頼（変更）届出書」中の「相談支援事業所について」欄に事業所の記載がある場合には、相談支援事業所の職員が記載し提出していることは明らかであることからの運用とのことであった。

しかし、当該申請書を誰が記入したかについては、記入内容についての責任の所在を明確にし、よって、その記入内容の真正を担保するために必要と考えられることから、申請書が代筆によるものである場合は、記載者欄を作成し記

載者を記入させるとともに提出者についても本人と異なる場合、必ず記入させるよう運用を改めるべきである。

③ 生活介護事業

事業の内容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい支援区分が区分3（障がい者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者</li> <li>・年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が区分2（障がい者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者</li> <li>・生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって障がい支援区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続を経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に市の判断で認められた者</li> </ul>		
関連する法令・規則等	障害者総合支援法		
周知の方法	倉敷市HP,ガイドブック		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績（延利用者数）	9,878	10,267	11,033
事業費（単位：千円）	1,921,594	2,042,451	2,192,207
財源	国 1/2・県 1/4・倉敷市 1/4		
監査手続き	任意のサンプル者5名について介護給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、世帯状況・収入等申告書兼利用者負担額減額・免除等申請書、医師意見書等を閲覧		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		
公平性	問題なし 障害者総合支援法に基づく事業である。		
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性）問題なし 一人当たり事業費の推移（単位：千円／人）		
		平成25年度	平成26年度
			平成27年度

	一人当たり事業費	195	199	199
<p>(有効性) 問題なし</p> <p>倉敷市障がい福祉計画(平成27~29年度)の平成27年度利用者見込数は、860(人/月)であり、年間ベースに置き換えると10,320人となり、見込数を上回っている。</p>				

#### ④ 就労継続支援事業

事業の内容	<p>(A型)</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(B型)</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>
対象者	<p>(A型)</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>(B型)</p> <p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>

関連する法令・規則等	障害者総合支援法			
周知の方法	倉敷市 HP,ガイドブック			
	型別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績（延利用者数）	A 型	4,740	6,828	9,383
	B 型	9,860	10,344	11,239
事業費 （単位：千円）	A 型	530,015	834,891	1,035,679
	B 型	983,415	1,069,147	1,164,537
財源	国 1/2・県 1/4・倉敷市 1/4			
監査手続	A 型、B 型任意のサンプル者それぞれ 5 名について訓練等給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、世帯状況・収入等申告書兼利用者負担額減額・免除等申請書、医師意見書等を閲覧 A 型事業所であるキョウセイ浦田の視察			
監査結果				
合規性	問題なし			
公益性	問題なし 障害者総合支援法に基づく事業である。			
公平性	問題なし			
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性）問題なし 一人当たり事業費の推移  （単位：千円／人）			
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	A 型	112	111	110
	B 型	100	101	104
	（有効性） 倉敷市障がい福祉計画（平成 27～29 年度）の平成 27 年度の利用者見込数は、A 型 600（人／月）、B 型 890（人／月）であり、年間ベースに置き換えると A 型 7,200 人、B 型 10,680 人となり、見込数を上回っている。			

#### A. 監査結果

① サンプル調査した対象に関して、書類の不備等は見つからなかった。

② A型事業所の増加について【参考】

A型事業所数の急増に伴い、上記表のとおり、利用者数及び事業費が急増している。

A型事業所の急増は、倉敷市に限らず、全国的な傾向であるが、以下の事情によると考えられる。

- ・ A型事業所に対する給付金がある（20人以下ならより計算単価が高い。）。
- ・ 開設が比較的容易
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）（以下「特開金」という。）による助成の存在（重度なら3年受けられる。）。
- ・ 雇用契約は締結するが、最低賃金を保証すれば足りる（訓練等の支援という建前があるためか昇給はほとんどない。）。

岡山県の最低賃金は、平成27年10月2日から改定されたが735円（改定前は719円）であり、1日8時間労働したとすれば、5,880円となる。

対して、A型事業所への就労継続支援サービス費は、20人以下の事業所においては、手厚い就労支援体制があれば1日当たり584単位、それ以外は532単位であり、1単位10円で計算され、事業者へは5,840円又は5,320円支給される。

したがって、雇用した障がい者については、就労継続支援サービス費で、ほとんど人件費が賄われる計算となる。

加えて、事業所には、特開金が支給される場合が存在する。

すなわち、重度障がい者等を除く身体・知的障がい者であれば、1人あたり、雇入れから2年間毎年120万円、重度の身体・知的障がい者、45歳以上の身体・知的障がい者及び精神障がい者であれば、1人あたり、雇入れから3年間毎年240万円の特開金の支給を受けられる。

月に一人当たり10万円から20万円の上乗せの助成が受けられる仕組みである。

特開金の用途については、特に定められていないことから、事業者において自由に使うことができる。

制度の問題点として、特開金を得るために、障がい者を2年または3年のサイクルで、別の事業者へあっせんする事業者も少なからず存在することであり、制度が障がい者のためといい難いものになっている。

上記のような事情のもと、A型事業所が全国的にも倉敷市においても、急激に増加しているが、増加につれて、倉敷市の訓練給付金の負担額も増えており、国の制度改革が望まれるところである。

事業自体は国の制度に基づくものであり、上記問題点を意識した制度改革もなされているところである（特開金について離職者の割合を要件とする等）。

倉敷市として検討できる余地はほとんどないため、参考に意見を述べるにとどめるが、制度の経済性・効率性・有効性については、はなはだ疑問である。

倉敷市にあっても、事業所連絡会議を開催するなどし、事業所への監督等を強めているとの説明を受けているが、関連した独自事業において、事業所への給付金を支給する場合には、上記のような事業所の問題点も含めて考慮されるべきであり、まじめに運営されている事業者が損をしないよう、例えば従業者の一般就労への移行件数や雇入れからの平均年数の長短を支給の要件や金額に反映させる仕組みも必要であると考え（要件の厳格化）。

#### ⑤ 障がい児を囲む親子ふれあい事業

事業の内容	心身に障害のある児童とその家族が、年に1度、日帰りのバス遠足をする。家族同士の交流を深めることで情報交換を行い、レクリエーションを通じて戸外での経験を豊かにすることを目的に実施。		
対象者	心身に障害のある3歳以上18歳以下の児童とその家族		
関連する法令・規則等	なし		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：円）	1,000,000	1,000,000	1,000,000
決算額	994,716	994,976	1,000,000
人数（ボランティア・職員除く人数） （世帯、障がい児数）	278（256） （77、85）	241（229） （63、69）	210（186） （61、61）
	倉敷市社会福祉協議会に委託		
監査手続き	① 障がい福祉課へのヒアリング		

	② 実施報告書の精査
監査結果	
合規性	条例・規則等なし
公益性	問題なし
公平性	問題なし 応募者多数の場合、初参加者、前年落選者、18歳の者を優先した抽選がなされている。
経済性・効率性・有効性	経済性について疑問あり（指摘事項）

#### A. 監査結果

本事業については廃止若しくは参加者に応分の負担を求めるべき【指摘事項】

本事業は、参加者の費用負担がない日帰りのバス遠足であるが、障がい者の旅行を目的とする事業は、倉敷市において、ほかにも存在する。

すなわち、JRの臨時列車を利用した日帰り旅行である「ひまわり号」及びバスを利用した1泊2日の旅行で18歳以上の障がい者を対象とした「しらかべ号」である。参加者は、ひまわり号で数千円程度、しらかべ号で1万円前後の参加費を負担することになっているが、いずれの事業も倉敷市から100万円の補助金が支出され、通常の旅行よりは格安で旅行ができるものである。

加えて、車両改造費の公費助成制度があつて福祉車両が普及し、過去ほど障がい者が家族旅行をすることが困難ではなくなっているといえ、本事業の目的は、本事業なしでも達せられていると考える。

民間に存在する障がい者団体等においても家族間の交流・情報交換や障がい者の戸外活動を目的とした事業は存在しており、かつ、本事業に対しては、無料で旅行に行けるという声も聞かれているとのことであり、公益性の観点から、本事業を継続しなければならない事情は乏しい。

なお、本事業が、参加者に負担を求めないのは、有料とした場合に旅行業法に抵触することを慮ってのことであるが、類似の事業が存在し、低額であっても参加費を徴収していることから、本事業のみを無料で継続すべき理由はなく、経済性の観点からも事業の継続の必要性は乏しいといえる。

したがって、本事業は廃止するか、参加者に参加費の負担を求めるべきである。



⑥ 施設通所者交通費助成事業

事業の内容	障がい者が、公共交通機関等を利用して倉敷市内の作業所等の施設へ通う場合に運賃実費の 2 分の 1 を、原動機付自転車又は自動車を運転して通う場合は月額 1,500 円を支給する。		
対象者	作業所等の施設に通所する障がい者（原動機付自転車等への給付は、開所日数の半数以上または、11 日以上の通所）		
関連する法令・規則等	倉敷市障害者（児）施設通所者交通費給付要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：円）	6,655,913	6,941,936	7,280,801
監査手続き	① 障がい福祉課へのヒアリング ② A型事業所の見学		
監査結果			
合规性	問題なし 要綱に基づき、実施されている。		
公益性	問題なし 障がい者の就労支援のための事業である。		
公平性	原則実費の支払いであり問題ない		
経済性・効率性・有効性	経済性の観点から廃止ないしは廃止を検討すべき （指摘事項・意見）		

A. 監査結果

少なくともA型事業所への通所者については、直ちに廃止または給付要件を厳格化すべき【指摘事項】

A型事業所においては、通常の雇用契約が締結されており、労働者として最低賃金が保証されている形態である。

そのうえ、事業者には、就労継続支援A型サービス費等、種々の助成金等が給付されており、かつ、大半の事業所において最低賃金の給料の支払いしかなく、されていない現状が認められ、事業者の実質的な人件費負担が過少になっている状況が多々見られる。

このような現状においては、通所者の交通費は、事業者が負担すべきものが

筋であって、公費による支援が重ねて必要とは到底いえない。

ただし、単に廃止にただけでは、障がい者について通所費用の負担が増えるのみともなりかねない。

しかし、A型事業所においては、雇用契約が原則であり、就業規則等によつとった通勤手当の支給を受けることは可能であり、通勤手当が存しない場合においても、最低賃金が保証されていること及び大半の公共交通機関の運賃については障がい者割引がなされ、健常者に比してもともと半額である場合が多いこと等にかんがみれば、交通費程度の負担はやむを得ないものというべきである。

仮に、障がい者の通勤への影響が大きいのであれば、収入に対する割合に応じる支給とすることや、自己負担分の上限を定めてそれを超える額を支給するなど、支給要件を厳格化すべきである。

## B. 監査結果

A型事業所以外の事業所への通所者についても、廃止または給付要件の厳格化を検討すべき【意見】

A型事業所以外の事業所においても、事業者への助成金等の給付がなされている点は変わりなく、本来事業者が負担すべきと考える点は同様であるが、通所する障がい者について最低賃金が保証されず、その多くが月に数万円の収入であることにかんがみれば、廃止された場合の影響が大きいことから、廃止の検討又はA型事業所において指摘したような給付の要件を厳格化して、支出を抑える方法を探るべきであり、意見とした。

岡山県下の就労継続支援A型・B型事業所における工賃（賃金）の状況

	施設・事業所数	H27 年度平均工賃（賃金）月額（円）		H26 年度平均工賃（賃金）月額（円）	
A型事業所	153	71,757		68,582	
		(雇成型)	72,017	(雇成型)	68,649
		(非雇成型)	55,006	(非雇成型)	41,814
B型事業所	166	13,254		12,873	

⑦ 援護金給付事業

事業の内容	在宅の重度の障がい者に対して年1回、7,000円を支給する。		
対象者	対象者：在宅で生活している①身体障がい者手帳1～2級を所持している者②療育手帳Aを所持している者③精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している者		
関連する法令・規則等	なし（指摘事項）		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	51,877	51,933	51,849
支給人数（人）	7,411	7,419	7,407
監査手続き	①障がい福祉課へのヒアリング ②事業内容の精査		
監査結果			
合规性	根拠となる条例等がなく、合规性に関しては問題がある（指摘事項）。		
公益性	福祉の増進に寄与していないとまではいえない。		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性	障がい者の自立等に結びつくものではなく有効性に欠ける（指摘事項）。		

A. 監査結果

廃止すべき【指摘事項】

① 合规性について

生活保護世帯に対しては、「生活保護および中国残留邦人に対する倉敷市自立更生援護金支給要綱」に基づき支給されていたが、生活保護法に期末一時扶助という類似の制度が存在することから、平成25年に廃止された。

これに対し、重度心身障がい者に対しては、根拠となる条例・規則等がそもそも存在せず、毎年、障がい福祉課での決裁行為のみで支給を決定している。

同課からは、長年の慣習であり理由ははっきりしないが、「義務を課し、又は権利を制限する」（地方自治法第14条第2項）の場合ではないことから、条例の根拠を不要と考えてきたのではないかと説明を受けた。

この点の解釈については諸説あるところであり、上記の説明に沿う解釈も有力であることから直ちに同法に違反しているとまではいえないが、決裁行為と

いう何ら民主的手続きを経ない行為のみで、毎年 52 百万円近い多額の税金を支払いに充てるのは、好ましいこととはいえない。むしろ条例の根拠を必要とし、倉敷市民の合意を確認すべきであったというべきである。

重要事項や社会給付活動にも条例の根拠を必要とする解釈も存在しており、決裁行為のみで、毎年、多額の支出をしてきた行為に関しては慎重に民主的手続きを得ることを検討すべきであったといえ、合規性について問題があったと考える。

### ③ 有効性等について

本事業の目的について、重度の障がい者に対して、自立の助長を図り、経済的な生活の安定を促進するため（平成 27 年度倉敷市「決算における主要な施策の成果の説明書」）とされている。

もともとは、昭和 46 年のニクソンショックによる経済不況の折に、高騰する物価、ガソリン代の一部を援助する趣旨で、昭和 47 年に生活保護世帯を対象に始められ、昭和 53 年に重度心身障がい者にも拡大された制度である。

しかし、実態は、単なるばらまきであり、年 7,000 円程度の金額の支給が倉敷市障がい者基本計画等の想定する障がい者の自立の助長に結びつくとはいえない。また、障がい者に対しては、年金等の給付や各種の減免制度の手当てがなされていることからすれば、重ねて経済的な生活の安定を促進する必要性も乏しいといえ経済性・効率性の観点からも存在意義が存しない。

### ③ 結論

独自に障がい者に対する扶助費等を支給する例は、他の中核市においても存在し、実際に倉敷市よりも高額の支給をしている自治体も存するところではある。

しかし、本事業についていえば、支払いに関し根拠となる条例・規則等は存在せず、その支給に、納税者たる倉敷市民の合意が得られているかについて疑問があり（少なくとも手続きは取られていない。）、かつ 7,000 円という支払金額の根拠も自立とどう結びつくのか等不明であり、毎年 52 百万円近くもの多額の税金を決まって支出すべき支払いの正当性の根拠が何ら存在しないといえるのであり、本事業は、廃止すべきである。

⑧ 結婚祝金給付事業

事業の内容	障がい者の福祉の増進を図る目的で、障がい者が結婚した場合に、対象者1人当たり20,000円の祝金を支給する。		
対象者	結婚をした日において身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持し、かつ結婚をした日前に1年以上引き続き市内に住所を有している者		
関連する法令・規則等	倉敷市障害者結婚祝金給付規則		
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費（単位：千円）	340	320	480
人数(夫婦での受給組数)	17人(3組)	16人(2組)	24人(4組)
監査手続き	障がい福祉課へのヒアリング		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	公益性なし（指摘事項）		
公平性	健全者との関係で公平性なし（指摘事項）		
経済性・効率性・有効性	有効性なし（指摘事項）		

A. 監査結果

廃止すべき【指摘事項】

本事業の目的は、障がい者の結婚に際し、結婚祝金を給付することにより、福祉の増進を図ること（上記規則1条）とされている。

しかし、結婚祝金の支給がどのように障がい者の福祉の増進に結びつくのか甚だ不明である。

そもそも、なぜ健全者に支給がない結婚祝金を、障がい者だけが受けられるのかという理由も不明であり、公平性も見受けられない。

岡山市や中国・四国の中核市において、同様の制度は存在していない。

倉敷市の予算規模からすると、支出金額が大きいとはいえないが、事業継続すべき理由は全くなく、廃止すべきである。

⑨ 高齢者等給食サービス事業

事業の内容	調理や食材の調達等が困難な在宅のひとり暮らしの高齢者や障がい者に、栄養バランスを配慮した昼食を居宅まで配達するとともに、安否の確認を行う。利用者には、1食につき360円の負担がある。
対象者	障がい者の受給要件については、食事の調理等が困難な身体障がい者手帳を所持する者。ただし、要綱に定めはないが、高齢者（65歳以上）の要件と同様に、同居者がいないか、または同居者がいても昼間において同居者がいない者で市長が特に必要と認める者を要件として運用がなされている。
関連する法令・規則等	倉敷市高齢者等給食サービス事業実施要綱
実績	平成27年度
事業費（単位：円）	2,415,952
受給者数	平日44人 土日35人
監査手続き	障がい福祉課へのヒアリング
監査結果	
合規性	問題なし
公益性	問題なし
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	有効性が希薄（意見）

A. 監査結果

廃止を検討すべき【意見】

本事業は、要綱の第1条において、「日常生活を営むうえで援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、栄養バランスに配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施すること（以下「事業」という。）により食生活の安定及び改善並びに健康の増進を図り、高齢者等の介護予防を推進するとともに、孤独感の解消を図り、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。」とされているとおり、事業目的の主眼は、高齢者にある。

倉敷市障がい福祉計画においては、障がい者の地域での自立と社会参加の実現を図ることを基本方針に掲げるが、本事業は、昼食の居宅への配食であり、むしろ日中に障がい者を家にとどまらせる方向に働くのではないかと懸念させるのであって、倉敷市障がい者福祉計画の方針と本事業の目的との整合性に疑問が残る。

同計画に規定する、施設入所・入院から地域生活への移行を促進するという側面も考えられなくはないが、本事業は、昼食だけの配食であって、毎日・毎食の食事の保証をするものではなく、結局のところ、事業の主眼は高齢者の安否確認という点に求めるべきであろう。

従って、障がい者に関しては、廃止を検討すべきである。

(6) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付費等の支給に関する事務に対する監査結果

① 監査対象

障害者総合支援法に基づく障がい者への就労継続支援等及び児童福祉法に基づく障がい児への児童発達支援等の各種給付に関して、倉敷市の給付に至る過程を監査し、問題点や改善すべき点がないかを監査した。

これらについては、国が給付の半額を、倉敷市と岡山県で4分の1ずつを負担している。

対象となる事業及び給付費は次のとおり。

法区分	事業名	給付費の名称
障害者総合支援法	指定障害福祉サービス	介護給付費
		訓練等給付費
	指定相談支援	地域相談支援給付費
		計画相談支援給付費
児童福祉法	指定通所支援	障害児相談支援給付費 障害児通所支援給付費

② 実績（事業者算定額・数）

（単位：千円）

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護給付	金額	3,826,906	3,806,524	3,933,848
	実人数	1,869 人	1,823 人	1,894 人
訓練等給付・相談	金額	1,838,072	2,527,147	2,939,558
	実人数	1,690 人	2,592 人	3,247 人
障害児通所・相談	金額	1,028,829	1,234,054	1,411,038
	実人数	1,815 人	1,938 人	2,129 人

③ 監査手続き

倉敷市における請求システムの見学と担当職員からの説明を受ける等聞き取りを実施した。

④ システムについて

倉敷市においては、国で作成したモデルシステムをもとに独自にカスタマイズした「自立支援システム」を構築している。

これに基づいて、障がい者関係の給付費や障がい児関係の給付費が支払われる。

⑤ 請求から支払いまでの流れ

i 事業者は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ利用実績を送付し、給付費等を請求する。倉敷市は、毎月10日ころまでに、国保連へ利用者に関する利用可能時間などのデータを送付する。

ii 国保連は、毎月20日ころ、事業者の請求のうち正常であるか否か怪しいものを「警告」、間違いなどを「エラー」、間違いのないと思われるものを「正常」としたリストを、倉敷市へPDF形式等のファイルで送付する。

iii 倉敷市においては、国保連からの上記iiのデータを参考に、警告と正常の回答があったデータを中心に、事業所の実績データなどを照合して改めて独自のソフトにて確認する。国保連においてエラーであったデータについては、国保連において請求が却下される。

主な審査の一つとして、利用者について、複数の事業所を利用している場合に、利用時間に重複がないかが再確認される。重複があれば、基本的に双方の事業所の請求を却下しているが、倉敷市では、重複の結果が返った請求であっても、実際には重複していないと思われる請求については、却下しない運用としている。

iv 却下すべき請求のデータを国保連へ送付する。

v 国保連から、倉敷市へ、毎月末日に、内訳とともに請求書が送付される。

vi 倉敷市において、独自に作成したエクセルを基にした確認のシステムにより請求額の正確性を確認し、翌月13日ころ、請求された金額を国保連に支払う。



vii 国保連から、事業者へ、請求から2か月後に、給付費等が支払われる。

viii 却下された請求については、国保連から事業者へ通知されるが、事業者からの却下に対する問い合わせは、倉敷市になされる。

## ⑥ 監査結果

### A. 事業者からの請求の正確性確認の作業の人員を増員すべき【意見】

事業者からの請求の正確性について、倉敷市では、国保連からのデータを基に、障がい者の給付費等について1名及び障がい児について1名の計2名で確認している。

複数事業者間の利用者の利用時間の重複については、上記のとおり、実際には重複していないと思われるものについては、却下しない運用としている。

しかし、利用者の利用時間に不備があっても、その点の事業者への確認作業はなされていない。また、そもそも重複がなければ、利用がないにもかかわらず請求がなされてもエラーとならず、確認できない。

重複請求が多い事業者が存在するのであれば、そもそもの利用実績自体疑わしいものがあり、当該事業者への抜き打ちの調査等、請求の適正化に向けた対応が望まれるところであるが、短期間の支払い手続きの中で担当者が各1名では人手が足りないというべきである。

なお、調査において、平成27年7月の実績を確認したが、国保連から倉敷市に返される警告の件数が1頁あたり30件、50頁分で約1,500件、エラーが同じく11頁分で約300件であり、倉敷市の調査による却下が60件という量となっており、これらを3～4日程度で確認しなければならない状況である。

### B. 重複請求件数の事業者ごとの統計を作成・確認して、監督・指導を強化すべき事業者のチェックをすべき【意見】

上記のとおりシステムであるが、利用実績自体存在しない請求自体は、システムによるチェックがなされない状況である。

障がい者・児の利用実績について、すべてを確認することは件数が多いこと

から限界があるが、利用時間の重複を通じて不正請求の可能性は洗い出せると考えられることから、重複請求の件数・理由を管理して監督・指導に役立たせるべきである。

なお、倉敷市において、平成25年に不正受給事件が発生したが、発端は内部告発であり、倉敷市が独自に見つけたものではない。

上記の担当職員の増員と併せて検討すべき課題と考える。

(7) 民間障がい福祉施設整備助成事業に対する監査結果

補助金名	平成27年度倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金
対象者	社会福祉法人ひまわりの会
事業所名	地域支援センターひまわり 楓
施設整備	スプリンクラー 33か所
工事完成年月日	平成28年3月20日
工事代金	6,199千円(消費税込)
補助金	4,649千円
補助金算定基準	工事代金ないし算定基準額の低い金額の3/4
財源	倉敷市負担1,550千円、国負担3,099千円
補助金申請書類	倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金要綱に従って、以下の日付で各種申請書が添付書類と共に提出されていることを確かめた。 補助金交付時 平成27年9月7日 入札参加 平成27年11月4日 入札結果 平成27年12月4日 工事着工時 平成27年12月4日 工事進捗状況 平成28年1月8日 工事検査申請 平成28年3月14日 実績報告 平成28年3月22日
視察日	平成28年10月27日
視察状況	申請書に記載されているスプリンクラーが設置されていることを確かめた。



スプリンクラーのポンプユニット



スプリンクラー

### 第3 児童福祉

#### 1. 児童福祉に関する事業の概要

##### (1) 根拠となる法令・条例等

- ① 児童福祉法
- ② 子ども・子育て関連3法  
(子ども・子育て支援法・改正認定こども園法・関係法律の整備法)
- ③ 倉敷市子ども条例・倉敷市子ども・子育て支援審議会条例等

##### (2) 倉敷市の児童福祉費の概要

##### ① 児童福祉費の推移及び平成26・27年度における主な事業費

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童福祉費	18,488	24,406	25,018	23,956	24,273	24,806	25,932
児童福祉総務費	6,991	12,780	13,545	12,443	12,364	12,360	12,492
うち人件費	299	306	311	301	332	356	355
うち各種手当・年金	6,061	11,691	12,455	11,337	11,173	11,078	10,990
保育総務費	12	13	12	13	14	17	929
公立保育所運営費	3,623	3,592	3,578	3,534	2,995	2,914	3,015
公立認定こども園運営費							133
民間保育所運営費	7,510	7,712	7,758	7,831	8,776	9,389	9,242
民間認定こども園運営費							19
母子福祉費	79	118	125	135	124	126	102
その他	273	191					

上表から分かるように平成21年度から27年度にかけて大幅に増減している年度は平成22年度のみであり、その内容は児童手当から子ども手当に制度変更した影響である(平成24年度より児童手当の名称に戻された)。科目別では、平成25年度に公設民営6園の民間移管及び新設2園の開園により、民間保育所運営費が945百万円増額、公立保育所運営費が539百万円減額している。

また、平成27年度の保育総務費が大幅に増加している原因は、新規事業の民間認定こども園(3園)施設型給付293百万円、私立幼稚園(5園)施設型給付394百万円、小規模保育事業(4園)94百万円、事業所内保育事業(5園)99百万円等による。

(単位：千円)

	H26	H27	増減 (%)
児童福祉総務費	12,359,390	12,492,038	1.1
職員人件費	355,879	354,922	△ 0.3
子育て支援課	16人	15人	
子ども相談センター	7人	7人	
保育・幼稚園課	17人	19人	
子ども・子育て支援新制度推進室	7人	6人	
各種手当・年金の支給	11,077,605	10,990,416	△ 0.8
倉敷市子育て支援センター事業	21,440		
地域子育て支援センター事業	78,710	151,136	8.1
つどいの広場事業	39,634		
子育て広場開設事業	3,006	3,062	1.9
児童センター・児童館運営事業	136,109	136,027	△ 0.1
地域組織（母親クラブ）活動費の補助	3,396	3,358	△ 1.1
ファミリーサポートセンター事業	10,757	11,186	4.0
放課後児童健全育成事業	459,760	729,619	58.7
子ども電話相談事業	3,446	3,445	△ 0.0
養育支援訪問事業	6,373	6,255	△ 1.9
こんにちは赤ちゃん訪問事業	10,668	10,381	△ 2.7
赤ちゃん相談ダイヤル事業	5,653	5,528	△ 2.2
児童見守り事業	14,690	15,530	5.7
助産施設への入所助成事業	5,880	4,694	△ 20.2
子ども・子育て支援新制度関連事業	69,052	5,365	△ 92.2
その他	57,332	61,114	6.6

(注) 子ども・子育て支援新制度準備室は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度推進室」に名称変更されている

児童福祉総務費は全体としては微増であるが、放課後児童健全育成事業が269百万円（58.7%増加）と突出して増加している。平成27年度から運営基準を改定し、概ね40人を1つの支援の単位とし、2名以上の支援員等を配置したことに伴い、委託料が増額になったものである。（個別の事業の監査結果参照）

(単位：千円)

	H26	H27	増減 (%)
保育総務費	17,040	928,845	5,351.0
保育研修・研究事業	2,269	2,281	0.5
保育士・保育所支援センター事業（旧保育士確保対策事業）	66	3,514	5,224.2
保育所総務事務事業	14,705	41,014	178.9
民間認定こども園施設型給付事業	—	293,112	
私立幼稚園施設型給付事業	—	393,535	
小規模保育事業（地域型給付事業）	—	94,399	
事業所内保育事業（地域型給付事業）	—	98,955	
その他	2,269	4,316	90.2

保育総務費の増加は既述のとおりである。

(単位：千円)

	H26	H27	増減 (%)
公立保育所運営費	2,914,104	3,014,874	3.5
職員人件費	1,595,382	1,622,117	1.7
	278人	284人	
非常勤職員報酬	29,861	13,332	△ 55.4
	12人	6人	
臨時職員賃金等	676,351	625,769	△ 7.5
	278人	255人	
公立保育所運営管理事業	448,655	565,715	26.1
公立保育所延長保育事業	23,984	19,878	△ 17.1
公立保育所園舎耐震化事業	9,962	39,989	301.4
公立保育所施設充実事業	111,353	64,254	△ 42.3
公立保育所園庭芝生化事業	8,036	8,604	7.1
公立認定こども園開設準備事業	8,466	53,205	528.5
その他	2,054	2,011	△ 2.1
公立認定こども園運営費	—	132,944	
職員人件費		71,428	
		12人	
非常勤職員報酬		6,671	
		3人	
臨時職員賃金等		13,272	
		10人	
公立認定こども園運営管理事業		38,269	
公立認定こども園延長保育事業		212	
公立認定こども園園舎耐震化事業		2,982	
その他		110	

公立保育所運営費の増加は1億円程度（3.5%増加）である。人件費は40百万円減少しているものの、公立保育所1園の民間委託99百万円、園舎耐震化事業30百万円増加（個別の事業の監査結果参照）、認定こども園3園の開設準備事業45百万円等により増加した。また、公立認定こども園運営費は、すべて中洲認定こども園（入所児童数204人）である。

(単位：千円)

	H26	H27	増減 (%)
民間保育所運営費	9,389,303	9,241,845	△ 1.6
民間保育所運営事業	7,663,052	8,031,393	4.8
民間保育所運営委託料	752,414	769,752	2.3
民間保育所延長保育事業	377,117	65,655	△ 82.6
認可外保育施設への助成事業	2,177	2,024	△ 7.0
病児・病後児等保育事業	50,342	59,028	17.3
民間保育所一時保育事業	65,630	59,396	△ 20.1
民間保育所特定保育事業	8,671		
民間保育所整備助成事業	354,760	127,121	△ 64.2
保育所待機児童対策事業	18,103	17,186	△ 5.1
その他	97,037	110,290	13.7
民間認定こども園運営費	—	18,539	
民間認定こども園延長保育事業		2,129	
民間認定こども園一時預かり事業（一般型）		12,014	
民間認定こども園一時預かり事業（幼稚園型）		4,396	

民間保育所運営費は全体としては微減であるが、民間保育所運営事業が368百万円増加し、民間保育所延長保育事業が311百万円減少している。これは、子ども・子育て支援新制度において、従来の制度でも求められていた11時間の保育を保障することに伴い、民間保育所延長保育事業の基本分として措置されていた費用が保育料公定価格単価の一部に組み入れられたため、その改正がこれらの事業の増減に影響を与えている（個別の事業の監査結果参照）。

また、民間保育所整備助成事業の227百万円の減少は、平成26年度が保育所3園（笹沖保育園、みらい保育園、ひまわり乳児保育園）の創設を行ったのに対し、平成27年度はこぼと保育園1園のみの増改築を行ったためである。

平成27年度における民間認定こども園は、幼保連携型認定こども園小ざくら保育園（幼保連携型）、しおかぜ認定こども園（保育所型）、くらしき作陽大学附属認定こども園（幼保連携型）の3園であるが、民間認定こども園一時預かり事業（一般型）を実施したのは、幼保連携型認定こども園小ざくら保育園のみである。

（単位：千円）

	H26	H27	増減 (%)
母子福祉費	125,749	102,443	△ 18.5
母子・父子自立支援員相談事業	9,638	9,719	0.8
母子家庭等自立支援給付金事業	38,737	26,000	△ 32.9
母子生活支援施設運営事業	29,518	30,164	2.2
その他	47,856	36,560	△ 23.6

母子福祉費の全体の23百万円の減少は、主に母子家庭等自立支援給付金事業の12百万円の減少による。当該事業のうち高等職業訓練促進給付金については、平成22年度、23年度当時の支給期間、支給金額とも条件の良かった入学者の修業期間が満了したことに加え、条件が厳しくなった平成24年度以降の入学者が減少したこと、また、近年の労働者不足により求人が増加し、即収入につながる仕事も見つかりやすくなり、就職に有利といえども、長期間の修業が必要な資格取得に消極的傾向があるのではないかと思われる。（個別の事業の監査結果参照）

### （3）子ども未来部における事務分掌

#### ① 子育て支援課

- A. 児童及び子育て支援に関する施策の総合的な企画及び調整
- B. 所管に属する施設の設置、廃止、管理（施設整備を除く）及び運営
- C. 所管に係る施設の産休等代替職員制度の実施
- D. 所管に係る施設の設置、変更、廃止の認可等及び運営指導

- E. 遺児奨励金給付
- F. 児童館
- G. 母子生活支援施設の施設管理
- H. 子育て支援拠点事業、子育て広場、子育てサロン及び倉敷ファミリーサポートセンター
- I. 少子化対策の推進
- J. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
- K. 子ども条例
- L. 児童の人権
- M. 前各号以外の児童福祉及び母子（寡婦及び父子を含む）福祉に関すること

② 子ども相談センター

- A. 子どもの相談全般
- B. 児童の虐待防止、通告及び相談電話
- C. 要保護児童対策地域協議会
- D. 児童の人権
- E. 乳児家庭全戸訪問事業
- F. 養育支援訪問事業
- G. 産じょく期ヘルパー
- H. 関係機関との連絡及び調整

③ 保育・幼稚園課

- A. 保育に関する施策の総合的な企画及び調整
- B. 市立保育所及び市立認定こども園の管理（施設整備を除く）及び運営
- C. 民間保育所の産休等代替職員制度の実施
- D. 市立保育所及び市立認定こども園の職員の配置計画
- E. 民間保育所の施設整備
- F. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認
- G. 地域型保育事業の認可
- H. 施設型給付及び地域型保育給付
- I. 保育の必要性の認定
- J. 保育料の収納
- K. 保育所、認定こども園及び地域型保育事業者の指導
- L. 認可外保育施設の指導監督
- M. 特別保育（産じょく期ヘルパーを除く）
- N. 子ども・子育て支援新制度に基づく幼稚園の就園事務



- O. 幼稚園の就園奨励
- P. 前各号以外の保育に関すること

④ 子ども・子育て支援新制度推進室

- A. 子ども・子育て支援新制度に関する施策の総合的な企画及び調整
- B. 子ども・子育て支援審議会
- C. 子ども・子育て支援事業計画
- D. 子ども・子育て支援新制度
- E. 市立保育所及び市立認定こども園の配置、変更及び廃止
- F. 市立認定こども園の職員配置計画の調整

(4) 倉敷市の子ども・子育て支援

① くらしき子ども未来プラン

子ども・子育て支援法（第61条）では、「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と定められており、これを受けて倉敷市では平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「くらしき子ども未来プラン（正式名称は倉敷市子ども・子育て支援事業計画）」を策定した。対象期間は平成27年度から平成36年度の10年間である。

この計画は、家庭における子育てを中心に、学校園、地域、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援を総合的に進めるための基本的指針となる。

また、児童福祉法等に基づく審議会その他の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議する合議制の機関として、「倉敷市子ども・子育て支援審議会」を平成25年4月に設置している（倉敷市子ども・子育て支援審議会条例）。

② 子育てをめぐる現状と課題

- A. 急速な少子化の進行
- B. 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・ 独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
  - ・ 家族・地域・雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- C. 子育ての孤立感と負担感の増加
- D. 子ども・子育て支援が質・量とも不足
- E. 深刻な待機児童
- F. 放課後児童クラブの不足（小1の壁）

- G. 30歳代で低い女性の労働力率
- H. 子育て支援の制度・財源の縦割り

③ 課題解決に向けた倉敷市の取り組み

取り組み	内容	具体例
質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供	幼稚園と保育所の垣根を取り払い、一元化するための取り組み	認定こども園（保育所と幼稚園の両方の機能を持つ施設）の整備
保育の量的拡大・確保	待機児童の解消に向けた取り組み	①施設型給付（保育所・幼稚園・認定こども園） ②地域型保育給付（小規模保育・事業所内保育）
地域の子ども・子育て支援の充実	同左	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③幼稚園の預かり保育・保育所の一時保育 ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） ⑤要支援・要保護児童の支援に資する事業 ⑥ファミリーサポートセンター ⑦子育て短期支援事業 ⑧延長保育事業 ⑨病児・病後児保育事業 ⑩放課後児童クラブ ⑪妊婦健診 ⑫その他

④ 保育に対するニーズと保育サービスの提供

A. 対象児童数の将来予測

0～11 歳人口の予測

(単位：人)

	平成 25 年 (実績値)	平成 36 年 (推計値)	増減率 (%)
倉敷	29,228	27,297	△6.6
水島	9,441	7,733	△18.1
児島	6,901	5,620	△18.6
玉島	10,238	9,443	△7.8
倉敷市	55,808	50,093	△10.2

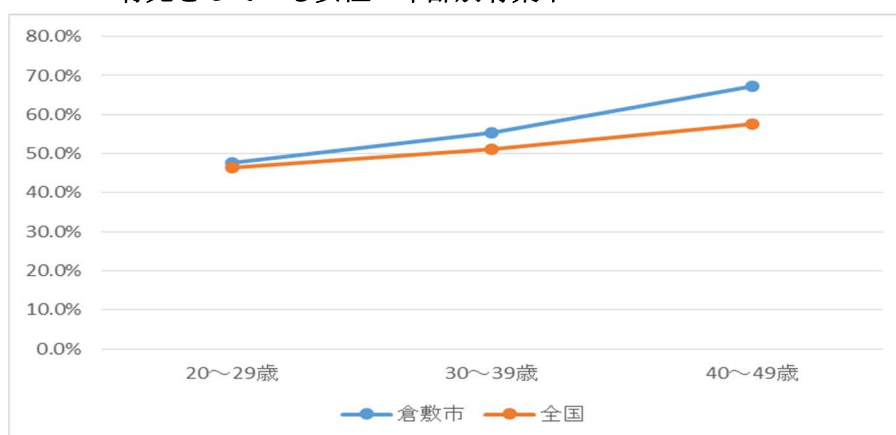
※ 人口推計には、平成 17～25 年の 9 月末日現在の住民基本台帳人口を用いている。

上表は、「くらしき子ども未来プラン」から抜粋したものである。全体としては平成 25 年から平成 36 年の 10 年間で 10.2% の減少であるが、地域的には水島地区と児島地区が 18% 以上の大幅な減少であり、少子化の進行が顕著である。ただし、岡山県全体では平成 27 年から平成 37 年の 10 年間における 0～14 歳人口は 15.2% の減少であり、岡山県全体と比較すると倉敷市の 10.2% の減少はまだ良い方である。

また、平成 27 年の岡山県の合計特殊出生率は 1.54 人で全国平均の 1.45 人より上回っているものの、中四国各県の中では最低の数値である。倉敷市の平成 27 年の合計特殊出生率は 1.60 人であり、岡山県や全国平均と比較すると高い数値であるが、平成 26 年の出生率 1.63 人から減少している。

B. 育児をしている女性の有業率

育児をしている女性の年齢別有業率



※ 全国の 20～29 歳の値は 25～29 歳の値

※ 「育児をしている」とは、未就学児（小学校入学前の幼児）を対象とした育児をいう。なお、1 年間に 30 日

以上育児をしている場合を「ふだん育児をしている」とする

前頁の表は、「就業構造基本調査（平成 24 年）」より抜粋したものである。児童数は少子化の影響で急速に減少しているが、平成 28 年版少子化社会対策白書（内閣府）によると「その一方で、女性の就業が大きく進み、子ども・子育て支援新制度が施行されたことなどにより、保育の利用申込者数は大幅に増加」した。その他に核家族化の影響や保育ニーズの地域的な偏り・多様化なども影響して、現時点では子どもを預かってくれる保育所等が著しく不足しており、倉敷市においても全国で話題となっている待機児童対策が喫緊の課題である。

しかしながら、育児をしている女性の有業率は既に十分高く、児童数（0 歳から 11 歳まで）が平成 36 年に現時点よりも 10%以上減少すると考えれば、待機児童問題は 10 年以内には解消し、その後は保育所等の施設サービスが過剰になる可能性が高い。ただし、一億総活躍社会実現の観点からは 30 歳代の女性の有業率は 50%超でも低いとされており（倉敷市でも課題となっている）、女性の就労の妨げとなっているとして所得税法上の配偶者控除の改正（いわゆる 103 万円の壁）が平成 29 年度税制改正の主要項目となっている。

行政にとっては箱物である保育所等の建設を最小限に抑えると同時に、現時点の「保育所に入れたくても入れられない」という保育ニーズの急激な増加に対して、どのようにして保育サービスを提供していくか難しい判断を迫られている。



⑤ 待機児童の現況

待機児童現況

	平成27年4月1日	平成27年10月1日	平成28年4月1日	平成28年10月1日
入所申込児童数 a	11,220	11,726	11,256	11,801
(特定保育・保育施設)				
認可保育所利用児童数	10,417	10,944	10,024	10,426
幼保連携型認定こども園利用児童数	355	374	784	600
保育所型認定こども園利用児童数	75	86	84	312
幼稚園型認定こども園利用児童数	0	0	9	9
小計 b	10,847	11,404	10,901	11,347
(特定地域型保育事業)				
小規模保育利用児童数	29	52	87	121
事業所内保育利用児童数	7	22	23	38
小計 c	36	74	110	159
求職活動中のうち、求職活動を停止している者	0	0	0	0
保護者の私的な理由により待機している者	157	182	134	223
育児休業中の者	0	0	0	0
小計 d	157	182	134	223
待機児童数 (a - b - c - d)	180	66	111	72
保育所・認定こども園の定員	11,480	11,480	11,213	11,273
うち公立認可保育所	2,690	2,690	2,430	2,430
うち公立認定こども園	240	240	325	325
うち民間認可保育所	8,065	8,065	7,850	7,910
うち民間認定こども園	485	485	608	608

(注) 上表は厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査」の区分に基づいている

待機児童とは、厚生労働省の定義によると「保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの」をいう。平成27年度に求職活動を理由とした申込は待機児童に含めるように定義が変更されたことにより待機児童数は大幅に増加した。したがって、平成26年度までの数値は比較不可であり上表では割愛した。平成27年度について従来の定義により算出した場合は11人であり、定義の変更により169人も増加したことになる。また、潜在的な待機児童である入所未決定児童数（特定の保育園を希望するなどの理由により、入所に至っていない児童）が平成28年4月1日現在で134人もいるが、現時点では待機児童対

策の対象となっていない。

昨年の「保育園落ちた日本死ね」という過激な匿名ブログが話題となり国会でも取り上げられたことから、いわゆる「保活」（子どもを保育所に入れる活動）の厳しい状況が世間に認知され、新聞やネットでは待機児童の話題が大きく取り上げられている。倉敷市だけでなく、日本全国で待機児童問題の対策が遅れている主因は、厚生労働省が平成14年度（2002年度）に待機児童の定義を変更したことが主因である。当該変更の内容を単純なケースで示すと以下ようになる。

（変更前）

待機児童数＝入所申込数－入所児童数

（変更後）

待機児童数＝入所申込数－入所児童数－無認可保育児童数－第1希望入所待ち数

希望する認可保育所に入所できずに無認可保育所（ただし、行政の補助が前提）に入所している児童数や「兄弟姉妹を同じ保育所に入れたい」「近所の保育所に入れたい」という保護者の私的な理由により入所していない児童数を待機児童の対象から外したことにより、公表する待機児童の数が大幅に減少し、受け皿となる保育所の整備が遅れ、潜在的な待機児童の問題が棚上げされてきた経緯がある。

少子化対策を推進するべき厚生労働省が、その一方で待機児童の定義を変更するという小手先の手法で15年にもわたり保育に対するニーズの指標を抑制したのは重大な過失である。最近の新聞報道では厚生労働省は潜在的な待機児童が全国で約6万人に上ること、潜在的な待機児童の判断が自治体によってばらつきがあることから、待機児童の定義を見直す方針を固めたとのことであるが、遅きに失した感がある。

なお、隣市の岡山市では、「保護者が希望する三つの保育施設について利用調整したが、入園できなかった子ども」を新たに待機児童と位置付けたため、平成27年4月時点の待機児童が前年度に比べて5.4倍の729人になったとのことである。倉敷市では岡山市と同じ試算はなされていないが、厚生労働省の見直し結果次第では、大幅に増加することが予想される。

## 2. 個別の事務事業の監査結果

### (1) 監査の対象とした事務事業の選定方法

児童福祉に関する事務事業は多岐にわたるため、子ども未来部（子育て支援課、子ども相談センター、保育・幼稚園課、子ども・子育て支援新制度推進室）が所管する事務事業のうち、原則として、年間の事業費が1千万円以上で外部監査人が特に必要と認めた事務事業について監査の対象とした。

なお、くらしき子ども未来プランの実施計画2016（毎年、前年度の進捗状況を踏まえて改訂）では、監査の対象としたすべての事業の見直し結果が前年度に引き続き、同程度を実施する「継続」の位置づけであった。また、企画経営室（企画財政局）の平成28年度行政評価結果報告書（平成27年度の実績を評価）でも同様の位置づけである。

### (2) 監査目的

- ① 合规性：事業が関係法令・規則・規定等に準拠して適切に実施されているか
- ② 公益性：事業の内容は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与しているか
- ③ 公平性：事業の内容は利用する者、その利用を希望する者において公平であるか
- ④ 経済性・効率性・有効性：事業の内容は最小のコストで実施されているか（経済性）、合理的になされているか（効率性）、当初に目標とした成果を達成しているか（有効性）

### (3) 主な監査手続

- ① 委託事業・補助金事業について契約書・請求書・起案書・実施報告書等の閲覧・証憑突合・質問等
- ② 施設整備事業について契約書・請求書・起案書等の閲覧・証憑突合・質問等
- ③ 保育所入所選考手続きの合规性・公平性等の検証
- ④ 滞納債権（保育料）の内容吟味・担当課への質問
- ⑤ 保育所等を現地視察（現金管理（保護者等からの入金）・公有財産管理・出勤管理の状況を検証）
- ⑥ 他の自治体（特に岡山市）と比較可能な事務事業について比較分析

(4) 各事務事業に対する監査結果の要約

- 指摘事項・意見なし
- △ 重要性の低い指摘事項及び意見あり
- × 重要性の高い指摘事項あり
- 手続き省略

	法規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
保育・幼稚園課					
保育所入所 手続き	△	○	△	△	書類の不備（指摘事項） 利用調整基準指数表（意見） 減免の周知（意見） 待機児童・未決定児童の管理リスト （意見） 駅前送迎保育ステーション（意見）
保育料の収 納手続き	×	○	△	△	滞納保育料の催告未実施（指摘事項） 保育料収納率（意見） 児童手当からの特別徴収（参考：東広 島市）（意見）
公立保育所 運営事業	△	○	○	△	「預かり保育利用申込書兼延長・超 過・預かり保育利用簿」に担当者名を 明記（意見） 公有財産の現物照合（指摘事項） 臨時職員・パート職員の出勤管理（指 摘事項） 施設別の収支管理（意見） アンケート結果（意見）
公立保育所 延長保育	○	○	△	△	延長保育の実施園数及び1日当たり の平均利用児童数（意見）
公立保育所 園舎耐震化 事業	△	○	○	△	暴力団排除に係る契約解除の条項 （指摘事項） 落札率99.99%の工事（意見）
民間保育所 運営事業	○	○	○	△	保育料軽減措置の状況及び利用者負 担割合の他の自治体との比較（意見）
民間保育所 運営委託料	○	○	○	○	特になし
民間保育所 延長保育事 業	△	○	○	○	認定こども園に係る委託契約書の形 式の不備（意見）



病児・病後児等保育事業	○	○	○	○	特になし
民間保育所一時預かり事業（一般型）	○	○	○	○	特になし
民間保育所整備助成事業	○	○	○	○	特になし
認可外保育施設への助成事業	○	○	○	○	特になし
子育て支援課					
地域子育て支援拠点事業	○	○	○	△	子育て支援ニーズに対応した利用者数増加の促進（意見）
児童センター・児童館運営事業	○	○	○	△	指定管理料の金額の合理性（意見） 最も利用が多い乳幼児親子層の利用促進（意見） 耐震問題の解消（意見）
放課後児童健全育成事業	○	○	△	△	放課後待機児童の解消及び潜在的な放課後待機児童の把握（意見） 児童クラブの余剰金の有効活用（意見） 専用区画の面積に係る経過措置の期限明記（意見） 放課後児童支援員の必須研修の期限内修了（意見） 児童の集団の規模の適正人数（意見） 実施場所の拡大（意見）
児童手当・児童扶養手当	○	○	△	○	特になし
母子家庭等自立支援給付金	—	○	○	○	特になし
母子生活支援施設運営事業	○	○	○	△	一時的に協定書の定める常勤職員数を欠いていた（意見） 入所率の低迷（意見）
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	—	○	○	△	継続して償還率が低迷（意見）

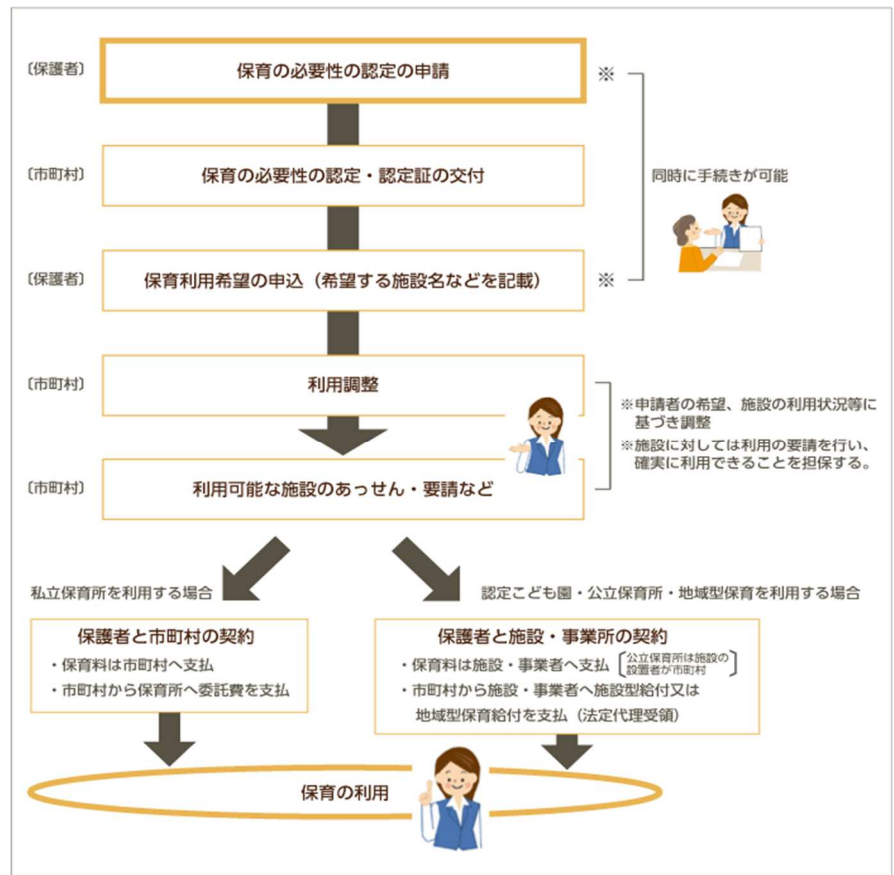
子ども相談センター					
こんにちは 赤ちゃん事 業	○	○	○	○	特になし
児童見守り 事業	○	○	○	△	在宅児童の網羅的な把握（意見）
子ども・子育て支援新制度推進室					
子ども・子育 て支援新制 度関連事業	△	○	○	○	暴力団排除に係る契約解除の条項 （指摘事項）
私立幼稚園 における長 時間預かり 保育運営費 支援事業	○	○	○	○	特になし

（５）保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果

① 保育所入所手続き

	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
・ 保育所の定員	10,530	10,755	10,530
・ 認定こども園(保育部 分のみ) の定員	—	448	933
・ 地域型保育事業の定 員	0	78	159
計	10,530	11,281	11,622
入所申込状況 a	11,205	11,213	11,256
入所数 b	10,681	10,876	11,011
未決定児童数 c ※特定の保育所を希望する などの理由により、入所に 至っていない児童数	496	157	134
待機児童数 a-b-c ※平成27年度に待機児童の 定義変更	28	180	111

平成 28 年 4 月 1 日時点の待機児童・未決定児童の地区別人数		待機児童	未決定児童	合計
	倉敷	64	125	189
	水島	21	4	25
	児島	0	1	1
	玉島	26	4	30
	合計	111	134	245
年齢別では、育児休暇明けの 1 歳児・2 歳児に集中している				
主な入所手続き (平成 27 年度の保育・幼稚園課・各福祉課での事務)	<p>(利用申込受付事務要領より抜粋)</p> <p>10 月：支給認定申請書・利用申込書受付開始</p> <p>11 月：保育所等に確認リスト（在園児）送付 確認リスト・申込書整理 保育を必要とする事由の調査（提出書類を確認して、利用調整基準指数表に基づき点数をつける）</p> <p>12 月：確認リスト（継続・新規）打出し 入園予定者選考・未決定者の調整（園へ連絡）</p> <p>1 月：入園未決定者へ連絡 入園決定・未決定者リスト及び所得状況一覧表打出し</p> <p>2 月：入園のお知らせ送付者リスト・入園のお知らせ打出し 入園のお知らせ・支給認定証発送 年度途中・追加分申込書受付開始</p> <p>3 月：減免確認リスト・所得状況一覧表等打出し</p> <p>6 月：施設利用者の支給認定要件及び扶養人数確認書（年度途中において施設利用の要件を確認）</p> <p>児童福祉サービスの利用の流れについては次頁のフローチャート参照（参考：独立行政法人福祉医療機構のHPより）</p>			



（保育料の決定）

平成 27 年度から市民税額・世帯情報により決定

A 階層：生活保護世帯

B 階層：市民税非課税世帯

C 階層：市民税課税世帯（15 区分）

減免： 2 人目半額・3 人目以降無料

監査手続き

- ① 担当課にヒアリング
- ② サンプルチェック：主に保育の必要性の認定及び利用調整について、以下の書類を検証
  - ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書
  - ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込書（兼利用継続確認書）
  - ・保育所等利用調整基準指数表
  - ・就労証明書・求職活動申立書等
  - ・施設利用者の支給認定要件及び扶養人数確認書

	<p>(サンプルの抽出方法)</p> <p>直近の平成 28 年 4 月 1 日時点で待機児童の集中している倉敷地区について検証を行った。また、本来は平成 27 年度の事務事業の対象となる平成 28 年 4 月 1 日入所の手続きを対象とすべきであるが、外部監査人の監査実施時期と前年度の資料が必要となる保育・幼稚園課の入所手続き時期が重なったため、やむを得ず平成 27 年 4 月 1 日入所の手続きについて検証を行った。</p> <p>サンプルについては、倉敷地区の公立・民間保育所について各 3 園ずつ、そのうち新規児童のみ各 5 件を抽出した。各 5 件については、入所決定されている児童のうち点数が低いもの、あるいは同じ点数にもかかわらず入所できた児童とそうでない児童があればその両者を特に抽出して内容を確認した。</p>
監査結果	
合規性	書類の不備が散見された (指摘事項)
公益性	問題なし 保育所入所に際して不可欠な事務である
公平性	<p>① 利用調整基準指数表について (意見)</p> <p>② 減免の周知について (意見)</p> <p>(岡山市との比較)</p> <p>① 保育料について</p> <p>岡山市ではC階層は 12 区分であるが、倉敷市は 15 区分にされており、倉敷市の方がより細分化された保育料になっている。</p>
経済性・効率性・有効性	
<p>(経済性・効率性)</p> <p>① 職員 1 人当たりの処理件数について</p> <p>平成 27 年度は保育・幼稚園課 10 名 (認定係)、各福祉課の職員 4 名及びコンシェルジュ 3 名の合計 17 名で対応している。入所申込件数は毎年 11,000 件以上あり、また入所手続きが 10 月から 3 月に集中することから相当の事務負担であるが、職員 1 人当たり約 650 件を処理しており、経済性・効率性は非常に高いと考える。</p> <p>② 待機児童・未決定児童の管理リストについて (意見)</p> <p>③ 利用調整基準指数の優遇策について (意見)</p>	

#### ④ 駅前送迎保育ステーションについて（意見）

（有効性）

##### ① 待機児童ゼロの目標について

平成 28 年 4 月 1 日時点で保育所の定員は 10,530 人であるが、認定こども園 933 人（保育部分のみ）・地域型保育事業の定員 159 人を合計すると 11,622 人となり、入所申込児童数 11,256 人を大幅に上回っている。しかしながら、年齢・地域・保育に対するニーズ等のマッチングが困難なため、待機児童 111 人、未決定児童 134 人が生じており、前年度より大幅に減少しているものの倉敷市が目標とする待機児童ゼロには、ほど遠い状況である。

現在、倉敷市では以下の待機児童対策を実施・検討中であり、将来における待機児童解消後の定員割れを見込んで、既存施設の有効活用を優先的に行っている。

倉敷市の待機児童対策

① 倉敷地区の保育園の創設等による定員増（28～29 年度整備分として、定員 210 人程度を募集し、事業者を選定中で平成 30 年 4 月に開園予定）

② 小規模保育事業、事業所内保育事業の実施（平成 28 年 4 月 1 日現在で各々 7 園（定員 128 人）・5 園（定員 31 人））

③ 認定こども園への移行（整備：26 年度 1 園・27 年度 3 園・28 年度以降 2 園）

④ 公立幼稚園における 3 歳児保育（26 年度 2 園・27 年度 5 園・28 年度 3 園）及び預かり保育の実施（26 年度 5 園・27 年度 7 園・28 年度 5 園）

#### A. 必要書類の不備について【指摘事項】

##### イ. 就労証明書の訂正について

- ・就労証明書の勤務時間を修正液により訂正：1 件
- ・就労証明書の勤務時間を保護者が二重線で修正後、保護者の訂正印が押印されているもの：1 件
- ・訂正印のない勤務時間の訂正：1 件
- ・勤務先の印なし：1 件

保護者から入手する就労証明書の勤務時間は保育の必要性の認定及び利用調整において非常に重要な外部資料であるにもかかわらず、修正液等による保護者自身の訂正を看過しているのは問題である。

特に就労証明書の様式に「印の無いものは無効です。」と明記されているため、勤務先の印のない就労証明書は当然に無効である。

ロ. 保育所等利用調整基準指数表について

- ・未作成（欄外に点数のみ記載あり）：1件

点数自体に誤りはなかったが、市が作成する保育所等利用調整基準指数表は保育の必要性の認定及び利用調整において非常に重要な内部資料であり、第三者による検証が可能なように作成しておく必要がある。

ハ. 給与明細書とは言えない添付書類について

- ・就労の状況が確認できるとは言えない書類：1件

「施設利用者の支給認定要件及び扶養人数確認書」の添付書類に就労証明書と同等の書類として給与明細書の添付が認められているが、支給対象月・支給事業者名・受給者名のみが記載されている、いわゆる給与明細書の表紙に相当する書面のみが添付されていた。

（改善すべき事項）

就労証明書・保育所等利用調整基準指数表等は保育の必要性の認定において非常に重要な資料である。上記のとおり、保育所入所手続きは時期が限定され、また職員1人当たり約650件も処理しているため、非常に事務負担の大きい事務手続きではあるが、保育園に入所を申し込む保護者にとっては死活問題である。公平性の確保のためには、従来以上に正確な事務手続きを行う必要がある。

B. 利用調整基準指数表について【意見】

イ. 「その他の区分」について

利用調整基準指数表（倉敷市保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整基準要綱）の就労類型のうち、「11 その他の区分」で「区分1から10までに掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合」は区分1から10までを準用した指数が加算される。しかしながら、「明らかに保育を必要とすると認められる場合」の基準が規程の上で明確でないため、公平性に疑義が生じないよう「その他の区分」の運用指針の作成を検討すべきである。

ロ. 区分の細分化・優遇策等について

岡山市の保育利用ガイドでは、平成28年度より「在園児の施設利用継続手続きについて、現況届により保育の必要性が継続していると確認できれば、利用調整を経ずして次年度の施設利用継続が原則として可能」と明記されている。倉敷

市でも同様の運営がなされているとのことであるが、公平性の観点からは明記しておくことが望ましい。

また、岡山市の利用調整基準指数表では、地域型保育事業利用終了児や保護者が保育士資格を持つ場合に各 5 点加算されることになっている。待機児童対策の懸念事項である地域型保育事業利用（0 歳から 2 歳児まで）終了後の受け入れ先の確保対策や保育士不足対策（保育士の有効求人倍率の全国平均 2.44 倍（平成 28 年 1 月））が考慮されているので、倉敷市でも検討することが望ましい。なお、倉敷市では保護者が保育士資格を持つ場合の加算は平成 29 年度から採用する予定とのことである。

同様に岡山市の利用調整基準指数表では、就労類型のうち最も指数の高い「外勤又は居宅外自営」及び「農業又は居宅内自営」は 5 区分であるが、倉敷市は 4 区分であり、より細分化された基準が望ましい。

#### C. 減免の周知について【意見】

保育料の減免については原則として保護者からの申込が必要である。担当課の説明では入所申込書・ホームページにより周知されているとのことであるが、減免制度の周知として十分であっても、対象となる保護者についてはより積極的に対応することが望ましい。ただし、保育料の滞納者に対しては、保護者からの事情説明等により減免に応じるケースもあるようである。

#### D. 待機児童・未決定児童の管理リストについて【意見】

待機児童・未決定児童の管理リストについては、「支所ごとで管理方法が異なっており、作表が困難である。また保護者の状況や希望が流動的なため、状況の継続把握が困難である」ことから作成されていない。しかし、待機児童対策は倉敷市の最重要課題であり、状況の継続把握が困難であるからこそ、リストによる管理が必要と考える。

新聞報道によると、保育所の利用申請を平成 29 年度からインターネットで行うことが検討されている。マイナンバー制度の個人用サイトであるマイナポータルを活用するようである。数年のうちにオンラインでの申請が主流となり、入所を申し込んだ児童の経過についても電子化されるものと思われるが、早期の対応が望まれる。

#### E. 駅前送迎保育ステーションについて【意見】

千葉県流山市では送迎保育ステーションを流山おおたかの森駅・南流山駅の 2 か所で実施している（設置者：流山市、委託運営：社会福祉法人高砂福祉会）。送迎保育ステーションと市内の指定保育所をバスで結び、登園・降園することが



できるシステムで、利用料金は月額 2,000 円、1 日 100 円である。保育所の地域的偏り解消の対策となるほか、保育所周辺の登園・降園時の渋滞対策や駅を利用する保護者の利便に資するため、保護者に対するアンケート等を通じてニーズを把握し、当該ニーズが高いようであれば検討して頂きたい。

イメージ図の出典：委託運営先の社会福祉法人高砂福祉会のHP



## ② 保育料の収納手続き

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収納率 (%)	96.62	96.80	96.95
公立保育所	95.01	95.10	95.57
公立認定こども園	—	—	96.95
民間保育所	97.16	97.32	97.37
現年度分の収納率	99.14	99.12	99.26
滞納繰越分の収納率	26.12	26.03	24.81
不納欠損額 (単位：千円)	3,779	7,850	5,454
未納額 (不納欠損額含む) (単位：千円)	99,609	96,314	86,967
うち現年度分	24,229	25,436	20,457
うち滞納繰越分	75,380	70,878	66,509
収納手続き	例月 1 日に賦課決定し、10 日頃に納付書送付 (納期月末) 口座振替は月末振替実施で翌月 20 日頃督促送付 滞納者に対する担当職員による年 2 回の個別訪問 平成 24 年度より児童手当からの徴収 (保護者の同意が前提)		
監査手続き	① 担当課にヒアリング		

	<p>② 保育所保育料収納状況の確認（過去6年間）</p> <p>③ 平成27年度における不納欠損64件の内容確認（本庁管理の債権についてサンプルチェック）</p> <p>④ 平成27年度滞納繰越分のうち、最も古い平成12～16年度発生分について分納誓約書等の内容確認（本庁管理の債権についてサンプルチェック）</p>
監査結果	
合規性	① 滞納保育料の催告未実施について（指摘事項）
公益性	問題なし 保育料の収納は不可欠な事務である
公平性	ほとんどの保護者が保育料を期限どおり適正に収めているにもかかわらず、一部の保護者が滞納し、最終的に不納欠損となるのは公平性の観点からは問題である。  ① 保育料未納世帯に対するペナルティについて 保育所入所手続き事務で取り上げた利用調整基準指数表において、保育料未納世帯（未納の保育料が3箇月分以上あり、かつ、納付の相談がない世帯の場合等）は10点マイナスされることになっている。隣市の岡山市では同様のペナルティは基準化されていないが、保育サービスを受けたにもかかわらず対価を支払わない保護者に対するペナルティとしては当然である。
経済性・効率性・有効性	① 滞納保育料の収納事務について 滞納している保護者との交渉履歴のうち、平成27年度に不納欠損処理した45件について内容を確認したところ、不納欠損の理由は生活困窮29件と居所不明16件である。いずれも債権の一部について5年間の時効期間が終了したことによるもので、44件のうち18件は翌年度以降の繰越額が残っている。職員の滞納解消への努力にもかかわらず、滞納繰越額は今後の回収見込みが乏しいものばかりで、長期にわたり滞納状況にある保育料の収納に関する有効性は極めて低い状況である。 他方、平成20・21年度より手書きの滞納整理票でなく、電子データで管理しており、従前に比べると過年度の交渉経過等が容易に把握できるようになっている。  ② 保育料収納率について（意見） ③ 児童手当からの特別徴収について（意見）

#### A. 滞納保育料の催告未実施について【指摘事項】

例年7月と11月に実施している過年度の滞納保育料の保護者に対する催告書

の送付を平成 27 年度は実施していない。平成 27 年度の保育・幼稚園課は子ども・子育て支援新制度への対応で追われたことに加えて、催告書を子ども・子育て支援新制度のシステムで管理する予定であったものがシステムの対応に時間を要したことが催告未実施の主な原因である。新制度や新システムへの対応に相当のマンパワーを要したことは十分に理解できるが、本来、実施すべき滞納整理事務を実施できなかったことは滞納の長期化、将来の不納欠損につながる懸念がある。

ただし、催告書の送付ができていない場合であっても、在園児については各園から保護者に直接、納付の催告を伝え、卒園児分については夜間の電話による催告を行っているとのことである。また、現年度の滞納保育料については、例年通りに「概ね 3 ヶ月の滞納発生で、未納者への連絡（園を通じて保護者へ直接連絡）を行い、納付依頼」がなされている。

今後、担当課が事務量過多で対応できないような状況にある場合は、事前に状況把握した上で他の部局に応援を依頼する等、適時かつ適正に滞納整理事務を行う必要がある。

#### B. 保育料収納率について【意見】

上表のとおり、保育料収納率は年々増加して望ましい傾向にあるが（他市の収納率のデータはなく比較はできない）、公立保育所（現年度分 98.97%）よりも民間保育所（現年度分 99.37%）の収納率の方が高く、依然として改善の余地はあると考える。特に、口座振替有効利用率（口座振替依頼数／保育料が有料の児童数）は平成 27 年度で 91.01% 程度であり、増加の余地は十分にあるので、従来以上に口座振替の推進を図ることが必要である。

また、長期にわたり滞納状況にある保育料の収納に関する有効性は、滞納繰越分の収納率が 24.81% であることから分かるように極めて低い状況である。したがって、現年度分の収納率向上により滞納を抑制し、滞納が生じた場合でも速やかに分納誓約書入手する等により短期間で滞納を解消することが重要である。

#### C. 児童手当からの特別徴収について【意見】

平成 24 年 10 月より児童手当からの徴収が認められているが、現行では受給者の同意が前提となっており、同意を認めない保護者からの徴収は不可能である。

内閣府の資料（平成 28 年度における児童手当制度について）によると「保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能」であり、いずれも市町村が実施するか否かを判断することにな

っている。

東広島市では、平成 28 年 6 月支払の児童手当から保育料の特別徴収を実施している。東広島市のHPによると「保育料を納期限内に納付されている人と納付されていない人の受益者負担の公平性を確保するために、保育料を納付されていない人を対象に、東広島市から支払う児童手当の各支払期(6月・10月・2月)に、保育料を児童手当から直接徴収(特別徴収)を行います。特別徴収とは、児童手当受給者の承諾を必要とせず、未納となっている当年度の保育料に児童手当の全額もしくは一部を充当する制度です。」とのことである。

倉敷市でも同様に受給者の同意なしで児童手当から特別徴収が可能となるよう法制化することが望ましい。

### ③ 公立保育所運営事業

中洲認定こども園は、本来、公立認定こども園運営事業であるが、便宜上、現地視察の監査のみ公立保育所運営事業に加えている

事業の内容	<p>保護者の子育てと就労との両立を支援するとともに、児童の健全な心身の発達を図るために、保育が必要な児童を公立保育所で保育する (現地視察先の写真) 中洲認定こども園</p>  <p>老松保育園</p> 
-------	---

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
月初日平均入所児童数／園数（公設民営含む） a	2,934／25	2,789／24	2,594／23
保護者満足度（％） （ ）内、民間保育所	97（96）	95（96）	94（95）
職員人件費（単位：千円）	1,599,641	1,595,382	1,622,117
非常勤職員報酬等	33,565	29,861	13,332
臨時職員賃金等	652,858	676,351	625,769
運営管理事業費 （給食業務委託料・民間運営委託料を含む）	540,850	494,514	565,715
計 b	2,826,914	2,796,108	2,826,933
入所児童 1 人当たりの事業費（単位：千円） b/a	964	1,003	1,090
監査手続き	<p>① 担当課にヒアリング</p> <p>② 現地視察（中洲認定こども園・老松保育園）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金の収納 平成 28 年 10 月分の主食費又は給食費の領収書（控）の合計枚数と完全給食実施者台帳に記載された児童人数合計を照合、出納帳記載の集金額と同日付の納入金額とを照合、預かり保育利用申込書兼延長・超過・預かり保育利用簿の閲覧</li> <li>・公有財産の現物照合 公有財産台帳に登録されている備品について各々 20 件を抽出して現物との照合を実施</li> <li>・臨時職員・パート職員の出勤管理 平成 28 年 10 月度の臨時職員・パート職員について各々 10 件を抽出して、勤務体制編成表・臨時職員出勤簿（手書き・パート職員を含む）・臨時職員月例報告書の整合性を検証</li> </ul> <p>③ 施設別収支管理の検証</p> <p>④ 保護者アンケートの内容確認</p>		

監査結果	
<p>合規性</p>	<p>① 現金の収納            集金した主食費等の現金はその当日中に倉敷市へ納入されるため、視察日に現金そのものを確認することはなかったが、その事務処理に問題なし            「預かり保育利用申込書兼延長・超過・預かり保育利用簿」に担当者名を明記（意見）</p> <p>② 公有財産の現物照合            中洲認定こども園：現物なし 2 件（指摘事項）            老松保育園：問題なし</p> <p>③ 臨時職員・パート職員の出勤管理            中洲認定こども園：問題なし            老松保育園：出勤簿等の転記ミス・集計ミス（指摘事項）</p>
<p>公益性</p>	<p>問題なし</p>
<p>公平性</p>	<p>問題なし</p>
<p>経済性・効率性・有効性</p>	
<p>（経済性・効率性）</p> <p>① 施設別の収支管理について（意見）</p> <p>② 1人当たりの人件費について            事業費の総額は横ばいであるが、入所児童1人当たりの事業費は年々増加している。主な原因は人件費であり、総額では平成27年度に減少したものの、月初日平均入所児童数の減少により1人当たりの人件費は年々増加している。保育・幼稚園課の説明によると、分母の入所児童数の減少については耐震工事等により数年間は入所児童数を抑えている、分子の事業費については障がいのある児童の増加等により保育士の業務負担が年々増えており、時間外勤務等による経費が増えているとのことである。            また、定員の見直し状況については、平成27年度において保育ニーズの高い倉敷地区の4園の定員を大幅に引き上げている。</p> <p>（有効性）</p> <p>① アンケート結果について（意見）</p> <p>② 公立保育所の民間委託について            倉敷市のホームページでは、「本市の公立保育所のあり方を検討した結果、乳児保育の充実や延長保育の拡大など、保育サービスの向上を目指して公立保育所の民間委託を進めることとしました」とある。具体的な保育サービスの向上の内容は、入所可能年齢を</p>	

低年齢化し、受け入れ対象児童を出生後 11 ヶ月児から 57 日目児に拡大すること、開所時間を 7:30~18:00 から 7:00~19:00 に拡大（18:00~19:00 は延長保育）することであり、倉敷市のほとんどの民間保育所で実施されている内容である。

また、以下は最近の公立保育所の民間委託、統廃合の状況及び計画である。この結果、公設民営を除いた純粋な公立保育所及び認定こども園は平成 26 年 4 月 1 日時点の 24 園から平成 30 年 4 月時点では 19 園となる予定である。

平成 27 年度：連島保育園を民間委託

平成 29 年度：第三福田保育園を民間委託

平成 30 年度以降：1 園（未定）を民間委託

平成 30 年 4 月までに阿津保育園と大畠保育園を廃園とし、赤崎保育園へ統合予定

平成 28 年 4 月 1 日時点ですでに民間保育所 69 園、民間認定こども園 5 園が運営されており、「民間にできることは民間に」という原則からすると、外部監査人が考える公立保育所の存在意義は以下の 3 点である。当該存在意義を 1 つも満たさない保育所は民間委託あるいは民間移管となってもやむを得ないが、公立保育所がゼロになってしまうのは大変残念である。19 園のすべてが公立保育所としての存在意義を満たすよう検討していただきたい。

A. 公開保育の開催等によるモデル保育所

B. 過疎地域における保育サービスの提供

C. 民間保育所では難しい保育サービスの提供（現行：障がい児保育（公立全園）、休日保育（民間 6 施設）等）

現状の不安要素はベテラン保育士の減少により園長・主任保育士候補の確保が困難なことである。平成 28 年度の正規の保育士 260 人のうち 50 代の保育士は僅か 28 人であり、再任用のベテラン臨時職員 25 人が勤務しているうちに若手の保育士にノウハウの継承を行うことが望まれる。

A. 「預かり保育利用申込書兼延長・超過・預かり保育利用簿」に担当者名を明記することについて【意見】

延長保育等利用料については、「預かり保育利用申込書兼延長・超過・預かり保育利用簿」（以下、利用簿とする）に保育所等及び保護者が記入確認した実績を本庁に報告し、その実績報告をもとに担当課から保護者に直接納入通知書を送付しているため、保育所が直接、延長保育等利用料を現金で集金することはない。

したがって、当該利用料を保護者に請求するにあたって重要な書類となるの

が利用簿である。当該利用簿には保護者の署名があるものの、保育所側の記入者の署名がない。その日の当番記入者が誰なのか、別の書類を見なくてもわかるよう、利用簿に署名又は押印し、責任を明確にすべきである。

#### B. 公有財産の現物照合について【指摘事項】

中洲認定こども園：現物なしが以下の2件

物品番号	取得日	品名	規格	取得金額
120123	20150401	書架	木製	42,800 円
120216	20150401	ビデオレコーダー	NV-H3G	61,800 円

担当者に質問したところ、次の回答であった。

平成27年4月に認定こども園に移行したときに処分している。定期的に備品の棚卸は実施しており、当該備品がないことは分かっていたが、廃棄届けの提出を忘れていた。監査があると分かり、1週間前に急遽提出している。

(改善すべき事項)

備品を処分した場合は廃棄届を速やかに提出する必要があるため、その旨を現場担当者へ周知徹底することが重要である。

#### C. 臨時職員・パート職員の出勤管理について【指摘事項】

老松保育園について、次頁のとおり転記ミス・集計ミスが散見された。

項目	件数	内容
臨時保育士の土曜日の出勤日数の転記ミス	2件	いずれも出勤簿（手書き）では2日（正）にもかかわらず、給与計算に反映する月例報告書では3日（誤）となっていた（11月度の給与計算で修正するとの説明を受けた）
臨時保育士の時間外手当時間数の集計ミス	1件	3時間45分（正）にもかかわらず、出勤簿・月例報告書では3時間15分（誤）となっていた（上記と同様に11月度の給与計算で修正するとの説明を受けた）
パート保育士の出勤簿の日数の集計ミス	2件	いずれも月例報告書では修正済みであるため、出勤簿の修正のみが未了

中洲認定こども園の臨時保育士が3名であるのに対し、老松保育園は18名と



多く、パート職員も 10 名以上勤務しているため、毎月の勤務体制編成表を作成する時点からすでに事務が煩雑となっている。また、勤務体制編成表どおりに運営されることは稀で毎月かなりの変動があるため、上記のとおり単純なミスが多数散見された。

(改善すべき事項)

近年の倉敷市の公立保育園は、臨時職員・パート職員の割合が 50%以上を占めており、当該職員の出勤簿について集計や転記のダブルチェックはなされているとのことであるが、現在の手書きの勤務体制編成表・出勤簿ではミスが生じやすい。

今後は従来以上にダブルチェックを徹底する必要があるが、正規職員の事務負担を軽減するためにも市販のソフトの活用等、システム導入について検討することが望ましい。

D. 施設別の収支管理について【意見】

平成 22 年度より施設別の収支管理を実施（平成 24 年度より施設使用料・人件費含む）しているが、収支決算との照合がなされていない。主な原因は人件費を年平均人数及び平均単価で計算されているためであるが、年度の実績に基づいて作成すべきである。仮に予定単価等を用いる場合であっても、収支管理の資料を実効性の高いものにするためには、実績との差異分析を行う必要がある。

E. アンケート結果について【意見】

有効性の重要な指標である保育所利用者アンケート集計結果は倉敷市HPで公表しているが、くらしき子ども未来プランにおける保護者満足度の目標の 97%に達していない上に年々、満足度は低下している。

また、民間保育所と比較しても僅か 1%ではあるが、2 年連続で低い数値である。民間保育所より短い開所時間や延長保育を実施していないことが主な原因と思われる。

抽出した利用者（全体の 5%を抽出）によってアンケート結果が左右される点是否定できないが、アンケートに協力してくれる保護者の期待に応えるためにもアンケート結果を十分に分析したうえで施設別に対応策を検討することが望ましい。

④ 公立保育所延長保育事業

事業の内容	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超えて保育を行う 午後 6 時から午後 7 時までの 1 時間（保育士 2 名以上配置）		
関連する法令・規則等	倉敷市公立保育所延長保育事業実施要綱		
実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 日当たりの平均利用児童数／実施園数 （市内公立保育所及び公立認定こども園の数）	40／11	38／10	39／10 (23)
事業費（単位：千円）	28,376	23,984	19,878
うち、臨時職員賃金等	17,476	17,360	14,107
監査手続き	① 担当課にヒアリング ② 現地視察（中洲認定こども園・老松保育園） ・現金の収納 ・臨時職員・パート職員の出勤管理		
監査結果			
合規性	③の公立保育所運営事業を参照		
公益性	問題なし 非正規雇用の増加等、保護者の勤労形態の変化により保育に対するニーズも多様化しているため、それに対応した保育サービスの提供を行う必要がある		
公平性	① 延長保育を実施している園の数（意見） ② 延長保育利用料金（1 カ月 3,500 円・1 日 350 円）は民間保育所とほぼ同じ		
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） 延長保育に従事する臨時職員の配置状況は不明であるが、決算数値からは実施している園数及び平均利用児童数はほぼ横ばいにもかかわらず、事業費は大幅に減少している （有効性） 1 日当たりの平均利用児童数（意見）		

A. 延長保育の実施園数及び 1 日当たりの平均利用児童数について【意見】

平成 27 年度は公立保育所 23 園のうち 10 園（公設民営を除く）のみ延長保育を実施している。担当課の説明は、「延長保育は利用者ニーズに応じて実施を判断しており、当該ニーズの高まりに対応して平成 13 年度以降実施しているが、

柔軟な対応が可能な民間での実施を優先しているため」とのことである。公平性の観点からは、公立保育所の 10 園のみでなく、残りの 13 園でも延長保育の検討を行うことが望ましい。

また、1 日当たりの平均利用児童数（国の補助基準である 18：30 以降まで利用している人数）は平成 23 年度に 72 人であったが、平成 27 年度は 39 人まで減少した。ただし、18：30 までの実際の利用児童数は 70 人程度とのことである。公立保育所に入所する保護者は延長保育についてあまり期待していないとの意見もあるが、保護者のあきらめを期待するのではなく、延長保育に対するニーズがある限り、積極的に対応することが望ましい。

#### ⑤ 公立保育所園舎耐震化事業

事業の内容	旧耐震基準で建築された園舎について、耐震診断及び補強工事等を行い、児童の安全を確保する		
施策の成果	(平成 25 年度) ・琴浦西保育園の耐震補強工事 52,979 千円 ・穂井田保育園ほか 4 園の耐震診断 ・老松保育園ほか 3 園の耐震補強実施設計 (平成 26 年度) ・水島保育園の耐震補強工事等 3,037 千円 ・乙島保育園ほか 1 園の耐震診断 ・茶屋町保育園ほか 2 園の耐震補強実施設計 (平成 27 年度) ・豊洲保育園・第一福田保育園の耐震補強工事等 36,707 千円 ・大内保育園万寿分園の耐震診断 928 千円 ・乙島保育園の壁補強等 2,354 千円		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	68,545	9,962	39,989
財源	国庫補助金（耐震診断のみ・事業費の 1/3）・起債（緊急防災減災 100%）等		
監査手続き	① 担当課にヒアリング ② 中長期的な統廃合計画の閲覧 ③ 起案書・入札執行調書・契約書・倉敷市工事請負契約約款・倉敷市公共建築設計業務委託契約約款等を確認（平成 27 年度）		
監査結果			
合規性	問題なし ただし、修繕契約書に暴力団排除に係る契約解除の条項を追加		

	<p>する必要がある。業者からは暴力団員に該当する者でないこと等の誓約書を入手済みである（指摘事項）。</p>
公益性	<p>問題なし</p> <p>本来は、③公立保育所運営事業で検討した公立保育所の存在意義の条件をクリアした保育所についてのみ耐震化事業を実施すべきであるが、喫緊の課題である待機児童の解消のためには既存の園舎についてもできるだけ長く使用していく必要がある</p>
公平性	<p>公立保育園等耐震化スケジュール（案）によると、耐震基準のI s o値の低い園から概ね優先して工事が実施・予定されていることから問題ないと考える</p> <p>注 耐震基準のI s o値とは、造建物の耐震安全性を判断する指標のことである。</p>
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>乙島保育園の壁補強等の修繕工事の落札率が 99.99%である。（指摘事項）</p> <p>平成 27 年度のその他の工事については、一般競争入札ないし指名競争入札が実施されており、落札率（落札額／予定価格）も 95%以下であった。</p> <p>（有効性）</p> <p>問題なし</p> <p>公立保育園等耐震化スケジュール（案）によると、平成 28 年 4 月 1 日時点の公立保育所 23 園（認定こども園 4 園を含む）のうち、連島・田の口・上の町・まきびの里保育園は新耐震基準を満たしているため耐震化の必要はない。また、赤崎保育園と統合され廃園となる阿津・大島保育園については耐震化事業の対象外となるため、残りの 17 園が対象である。当該 17 園のうち、耐震化の要否を診断したが耐震化不要と診断された庄・大内・玉島・赤崎・柳田・稗田保育園を除いた 11 園について耐震工事を実施あるいは予定している。</p> <p>廃園予定の 2 園を除いた 21 園のうち、15 園が昭和 40 年代に建築された園舎であり、建替えを予定しているのは穂井田認定こども園のみであるが、今後の耐震化事業については、③公立保育所運営事業で検討した公立保育所の存在意義の条件をクリアした保育所について事業を実施すべきである。</p>

#### A. 暴力団排除に係る契約解除の条項について【指摘事項】

倉敷市暴力団排除条例が平成24年4月1日に施行され、すべての事務事業を対象に排除に向けた取り組みを検討する必要がある。また、運用に当たっての留意事項が各所管課に周知されているが、当該留意事項における排除に向けた取組の中では、暴力団排除に係る契約解除条項の創設が具体例として挙げられているにもかかわらず、上記の修繕契約書に記載がない。

(改善すべき事項)

修繕契約書は、上記の留意事項における「排除の例外」に該当するとは考えられないため、暴力団排除に係る契約解除条項を追加する必要がある。

#### B. 落札率 99.99%の工事について【意見】

倉敷市乙島保育園の修繕工事（指名競争入札）は予定価格 14,905 千円に対して落札額は 14,904 千円であり 99.99%の落札率であった（総工事費 14,904 千円・指名競争入札）。予定価格は非公表で入札業者は 12 者（うち 4 者は辞退）にもかかわらず、高落札率となったのは落札業者以外の 7 者が予定価格を上回ったためと思われるが、ほぼ 100%の落札率である。

「倉敷市建設工事等高落札率入札調査要綱」では、倉敷市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（予定価格を事前公表したすべての建設工事等）の競争入札について、落札率（最低入札価格／予定価格）が著しく高い場合（95%以上の場合）に、落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者から所定の内訳書の提出を求めることにより、入札において公正な競争がなされているか否かを調査することが規定されている。

担当課からは、「本入札の応札状況からは応札者は各々で積算していることが伺え、入札は公正な競争がなされている」、また「予定価格を非公表とした当該工事は（上記の）高落札率調査に馴染まない」との説明を受けている。

現行では、建設工事等に該当しない修繕工事で、しかも予定価格が非公表の当該工事については高落札率調査を実施する規定はないが、95%以上の高落札率の工事については、上記の調査要綱を参考にして入札において公正な競争を担保する有効な方法を検討する必要がある。



⑥ 民間保育所運営事業

事業の内容	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な心身の発達を図るために、保育が必要な児童を民間保育所で保育を提供する。		
対象者	保育所に入所できる基準を満たした（倉敷市から認定を受けた）0～5歳の児童		
関連する法令・規則等	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
月初日平均入所児童数／園数	8,219／68	8,465／72	8,252／70
園数の異動	公設民営 6 園の民間移管及び新設 2 園	公設民営 1 園の民間移管及び新設 3 園	認定こども園への移行 2 園
保護者満足度（％）	92	96	95
事業費（単位：千円）	7,199,365	7,663,052	8,031,393
うち民間保育所入所運営委託料（補助分）	7,005,792	7,466,381	8,000,063
財源	国 1/2・倉敷市 1/2（～平成 26 年度） 国 1/2 県 1/4 倉敷市 1/4（H27 年度～）		
補助金等（単位：千円）	国 2,142,402	国 2,304,397	国 2,679,582 県 1,339,791
監査手続	① 担当課にヒアリング		
監査結果			
合規性	問題なし 児童福祉法第 24 条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、民間保育所における保育の費用については、子ども・子育て支援新制度においても、施設型給付ではなく、従来の制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。この場合の保育契約は、市町村と利用者との間の契約となる。		

公益性	問題なし		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性			
(経済性・有効性)			
公立保育所と異なり、民間保育所に対しては別途、個別事業について民間保育所運営委託料の支払いがあるため、これら事業の合計で入所児童 1 人当たりの事業費を検討すると、以下のとおりである。			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
民間保育所運営事業 (千円)	7,199,365	7,663,052	8,031,393
民間保育所運営委託料	770,141	752,414	769,752
計	7,969,506	8,415,466	8,801,145
入所児童数 (人)	8,219	8,465	8,252
入所児童 1 人当たりの事業費	970	994	1,067
<p>公立保育所運営事業の監査結果における、入所児童 1 人当たり事業費の計算方法とは異なるため、単純比較することはできないが、公立保育所より民間保育所の方が経済性において優っている。</p> <p>平成 28 年 11 月 23 日の日本経済新聞朝刊に、厚生労働省がまとめた保育所の実態調査による保育士給与の記事が掲載された。この掲載記事によると、公立保育所で働く常勤保育士の月給給与は私立を約 3 万円上回り、ベテランの主任保育士で公立・私立の給与差が約 7 万円に上ったとのことである。今後、国及び倉敷市における保育士の処遇改善策の中で、この官民の格差が議論の課題になり、上記の計算結果も影響を受けることになるであろう。</p> <p>(有効性)</p> <p>①保育料軽減措置の状況及び利用者負担割合の他の自治体との比較 (意見)</p>			

#### A. 保育料軽減措置の状況と利用者負担割合の他の自治体との比較【意見】

子ども・子育て支援新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされている。

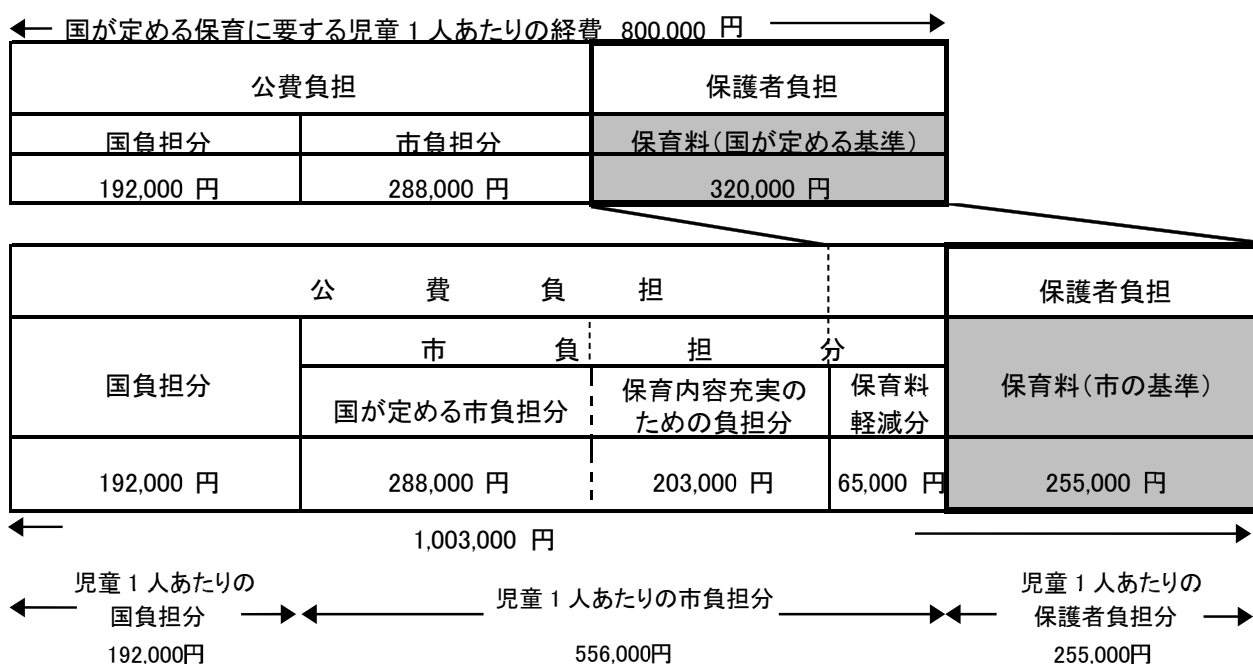
国基準の保育料に対する利用者負担割合について、倉敷市のHPでは下記のとおり掲載されている。

○ 保育所の運営に必要な費用については、保護者と国・市がそれぞれの割合で負担しています。入所児童 1 人あたりに要する年間経費 (平均) と費用の負担割

合は、下のグラフのようになります。

※平成 27 年度より、子ども・子育て支援新制度が始まり、公費負担部分の国・県・市の負担割合が変更されています。

(平成 25 年度実績)



※保護者の方に負担していただく保育料は、実際の保育に要する費用の約 25%です。

倉敷市では、保育内容の充実のための研修費用や施設・設備の整備費用を負担し、保育環境の向上に努めております。

ー以上、倉敷市HPよりー

倉敷市の保育料軽減措置（民間保育所以外も含む）は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国の基準による徴収額 a	3,571,832	3,689,140	3,636,798



倉敷市の基準による徴収額 b	2,848,922	2,918,972	2,747,737
軽減額（倉敷市負担額）	722,910	770,168	889,061
対国基準割合（%） b/a	79.8	79.1	75.6

また、倉敷市が情報収集した、平成 27 年度の他の自治体の利用者負担額の割合は、以下のとおりである（一部を抜粋）。

区分	旭川市	青森市	宇都宮市	高崎市	八王子市	倉敷市	福山市	宮崎市	那覇市
認可保育所数（認定こども園、地域型保育事業を除く）	56	76	65	56	81	70	64	106	67
給付費総額(千円)	5,435,926	6,689,500	7,643,069	5,254,020	9,829,031	8,000,453	6,772,425	10,971,477	7,963,270
国の徴収基準額	1,458,669	1,863,586	3,388,944	1,924,584	3,731,170	2,849,431	2,306,571	3,356,345	1,794,888
利用者負担金	880,326	1,162,260	1,861,975	1,065,266	1,904,125	2,116,916	1,924,703	2,046,754	1,278,393
給付費に占める利用者負担額の割合（%）	16.2	17.4	24.4	20.3	19.4	26.5	28.4	18.7	16.1
国の徴収基準額に占める利用者負担額の割合（%）	60.4	62.4	54.9	55.4	51.0	74.3	83.4	61.0	71.2

給付費に占める利用者負担割合が高めであるのは福山市の 28.4%、低めであるのは那覇市の 16.1%。他方、国の徴収基準額に占める利用者負担割合が高めであるのは福山市の 83.4%、低めであるのは八王子市の 51.0%。倉敷市は、全体的に福山市の数値と近似値の傾向にある。25 年度以降の推移から、倉敷市が利用者負担割合を引き下げてきていることがわかるが、今後も他の自治体の動向等を把握していく必要がある。

#### ⑦ 民間保育所運営委託料

事業の内容	保育所入所児童の保育の質と保育環境の向上を図るため、施設運営に要する費用を補助する。		
個別事業（事業の内訳）	①人件費加算対策事業 ②小規模園対策事業 ③予備保育士確保対策事業 ④定員超過対策事業 ⑤途中入所円滑化対策事業 ⑥特別支援児保育事業 ⑦一時保育事業 ⑧休日保育事業 ⑨延長保育事業 ⑩経営安定対策事業（定員割れ分） ⑪経営安定対策事業（定員減分）		
対象者	民間保育所		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国基準を超えて配置した保育士数	769	765	785
受入れた障がい児数	225	240	242
事業費（単位：千）	770,141	752,414	769,752

円)			
財源	倉敷市 10/10		
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 任意の保育所を抽出して、個別事業に係る各運営委託料請求書及び各委託料計算の基礎資料を閲覧		
監査結果			
合規性	問題なし 倉敷市は当該事業を倉敷市内に保育所を設置する社会福祉法人と直接、個別に委託契約を締結するのではなく、それら社会福祉法人の代理人として、公益社団法人倉敷市民間保育所協議会と契約を交わしている。また、同協議会には、「倉敷市民間保育所協議会事務事業」及び「乳児・主任保育士研修対策事業」も委託しており、民間保育所運営委託料には、これら 2 つの委託料 2,968 千円も含まれている。		
公益性	問題なし		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性	(経済性・効率性) ⑥民間保育所運営事業の監査結果を参照 (有効性) 保育内容の充実のため、有効である。		

⑧ 民間保育所延長保育事業


事業の内容	勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超えて保育を行う。		
対象者	子ども・子育て支援法第 20 条の認定を受けた児童であって、当該延長保育の利用申込みに係る実施園を現に利用しているもの		
関連する法令・規則等	延長保育事業実施要綱、倉敷市延長保育事業等補助金交付要綱、子ども子育て支援交付金交付要綱		
周知の方法	ホームページ及びパンフレット		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 日当たりの平均利用児童数／延	433／66	432／70	415／67

長保育実施園数			
事業費（単位：千円）	359,981	377,117	65,655
財源	国 1/2 倉敷市 1/2（～平成 26 年度） 国 1/3 県 1/3 倉敷市 1/3（平成 27 年度～）		
補助金等（単位：千円）	国 118,788	国 124,594	国 20,920 県 20,920
改正点等	平成 27 年度の延長保育事業は、従来の延長保育促進事業の加算分に当たり、11 時間の開所時間を超えて更に 30 分以上の延長保育を実施する事業に対する補助と、保護者から徴収する利用料の免除額相当額である。 延長保育促進事業の基本分は、保育料公定価格単価の一部に組み入れられ、民間保育所運営事業費が増加している。		
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 委託契約書及び延長保育事業完了届 1 件を閲覧		
監査結果			
合規性	①認定こども園に係る委託契約書の形式の不備（意見）（但し、認定こども園延長保育事業は、当該事業とは別途、手当されている）		
公益性	問題なし 国の子ども・子育て支援 13 事業の一つであり、実施主体は市町村である。		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） 問題なし （有効性） 倉敷市内のほぼ全ての民間保育所で延長保育を実施しており、多様化した保育ニーズに対応している。		

#### A. 認定こども園に係る委託契約書の形式の不備【意見】

契約当事者が 2 者（甲と乙）しかいないにもかかわらず、「丙」が使用されている。これは、公益社団法人倉敷市民間保育所協議会がその社員たる社会福祉法人の代理人として倉敷市と契約した様式を利用しているためであり、安易な人為的ミスである。

⑨ 病児・病後児等保育事業

事業の内容	<p>保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するために、病気の児童を医療機関に付設された専用スペースで一時的に預かる。また、保護者の傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣する。</p>		
			
対象者	病気のため集団保育が難しい児童（乳・幼児及び小学校低学年の児童）		
関連する法令・規則等	病児保育事業実施要綱、倉敷市病児・病後児等保育事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱		
周知の方法	ホームページ及びパンフレット、全国病児保育協議会		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延べ利用者数／病児・病後児保育の施設数	4,453／4	3,508／4	4,633／4
派遣型一時保育の実施施設数	1	1	1
事業費（単位：千円）	59,102	50,342	59,028
財源	国 1/3 倉敷市 2/3（～平成 26 年度） 国 1/2 県 1/4 倉敷市 1/4（平成 27 年度～）		
補助金等（単位：千円）	国 19,698	国 16,778	国 13,452 県 6,726
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 委託契約書 1 件及び委託料算出の基礎資料の閲覧		
	監査結果		
合規性	問題なし		
公益性	問題なし		

	国の子ども子育て支援 13 事業の一つであり、実施主体は市町村である。
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	(経済性・効率性) 問題なし (有効性) 子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業の利用ができないとき、母親が仕事を休むことが最も多い。女性の就業支援の観点からも有効である。

⑩ 民間保育所一時預かり事業（一般型）

事業の内容	保護者の傷病・入院・災害等により緊急かつ一時的に保育が必要となった場合や、保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育所で一時的に保育する。		
対象者	市内に居住する保育所、認定こども園若しくは地域型保育事業所を利用していない就学前児童又は認定こども園を利用している児童のうち法第 20 条の教育標準時間認定を受けているもの		
関連する法令・規則等	子ども・子育て支援交付金交付要綱		
周知の方法	ホームページ及びパンフレット		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延べ利用者数／一時預かりの施設数	29,020／15	29,770／15	22,271／13
事業費（単位：千円）	65,509	65,630	59,396
財源	国 1/3 県 1/3 倉敷市 1/3		
補助金等（単位：千円）	国 20,500 県 20,500	国 20,464 県 20,464	国 18,574 県 18,574
改正点等	① 子ども・子育て支援新制度施行に伴い、休日保育事業が一時預かり事業（一般型）の基幹型加算となった。 ② 従来「特定保育事業」は、平成 26 年度末をもって廃止となった。当該事業は、保育園等に入っていない		

	<p>い子どもの保護者の就労（1ヵ月当たり概ね64時間以上のパートタイム勤務）などにより継続的・定期的に家庭保育ができないとき、子どもを預かる保育サービスである。新制度では、特定保育を利用できた方（保育所の入所対象とはならないものの、月64時間以上120時間未満の就労等により定期的に保育を必要とする方）について、「保育短時間」の区分（月48時間以上120時間未満の就労等）で保育所等への申込みができるようになったことが廃止の理由である。但し、平成27年度は経過措置として、一時預かり事業にて実施した。</p> <p>また、事業費には、一時保育及び特定保育の利用料減額分を含んでいる。</p>
監査手続	<p>① 担当課にヒアリング</p> <p>② サンプルとして1件の委託契約書、また、1保育園について平成27年9月分の実績報告書及び平成27年度完了届を閲覧</p>
監査結果	
合規性	問題なし
公益性	<p>問題なし</p> <p>国の子ども子育て支援13事業の一つであり、実施主体は市町村である。</p>
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性）</p> <p>問題なし</p> <p>（有効性）</p> <p>保育所等を利用していない家庭において又は休日に家庭保育ができないとき、就学前児童を預かる特別保育サービスを提供することは、切れ目のない多様な保育サービスとして有効である。公立保育園では実施していない。</p>

⑪ 民間保育所整備助成事業

事業の内容	民間保育所が行う施設整備に要する費用やその整備資金に係る融資に対する利子の一部を補助し、多様化する保育需要に対応できる保育所の整備を促進する。		
対象者	社会福祉法人等		
関連する法令・規則等	安心こども基金管理運営要領、岡山県安心こども基金交付要綱、倉敷市社会福祉施設等整備計画募集要領、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
施策の成果	定員 180 人増	定員 255 人増	定員 30 人増
事業費（単位：千円）	210,499	354,760	127,121
うち施設整備補助金	210,430	354,725	127,102
同上の整備施設数	創設 2 件・大規模 修繕 1 件	創設 3 件・大規模 修繕 1 件	増改築 1 件
財源	施設整備（安心こども基金）：国 2/3 倉敷市 1/3 うち「待機児童解消加速化プラン」該当分 国 8/9 倉敷市 1/9 施設整備（単市補助）、利子補給：倉敷市 10/10		
補助金等（単位：千円）	210,499	354,760	127,121
監査手続	① 安心こども基金特別対策事業費補助金事業実施状況調書の閲覧 ② 「入札公募について」の文書他入札関係書類の閲覧		
監査結果			
合規性	入札結果について（参考）		
公益性	問題なし		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） 問題なし （有効性） 将来の保育需要の見込みを踏まえ、施設整備による定員の拡大は、待機児童対策に有効である。		

#### A. 入札結果について【参考】

平成 27 年度は、待機児童の解消に向け、玉島地区で A 園 1 園について、増改築整備を行った。

倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第 12 条には、「補助事業者は、事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。」とある。倉敷市では、設計金額 1 千万円以上の建設工事については一般競争入札（条件付き）を行うことになっており、本件増改築工事もその金額基準に該当する。入札関係書類を閲覧し、工事について一般競争入札（条件付）が実施され、入札等経過書の入札立会人欄に倉敷市職員の記名捺印があることを確認した。入札結果の落札率は 99.59% で、しかも入札参加業者 3 者のうち落札しなかった業者の入札金額が予定価格を 4 百万円刻みで上回っていた。

#### 入札等経過書

予定価格（税抜）（千円）	244,000			
特定建設工事共同企業体名	1 回（千円）	2 回（千円）	3 回（千円）	結果
甲	248,000			
乙	243,000			落札
丙	252,000			

#### ⑫ 認可外保育施設への助成事業

事業の内容	認可外保育施設に入所している児童の処遇向上を図るため、同施設に要する経費に対して補助を行う。		
対象者	運営費補助の対象となる施設は、次に掲げる要件に適合するもの ① 認可外保育施設指導監督基準を満たす又は同基準を満たすよう改善を行っている。 ② 乳幼児（就学前児童）を概ね 6 人以上保育している。		
関連する法令・規則等	倉敷市認可外保育施設補助金交付要綱		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	2,401	2,177	2,024
うち研修費補助／実施施設数	160／16	130／13	130／13



うち運営費補助 ／実施施設数	2,241／6	2,047／6	1,894／6
財源	倉敷市 10/10		
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 認可外保育施設への立入調査結果について（通知） 及び立入調査指摘事項に係る改善状況等について （報告）の閲覧		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	待機児童が存在し、認可外保育施設を利用せざるを得ない 児童が多数存在することを踏まえれば、認可外保育施設に ついても一定の質の確保や児童の安全確保を図る必要が ある。		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・ 有効性	問題なし 立入調査における指導について（参考） 認可外保育施設については、昭和 56 年の児童福祉法の改 正により、行政庁の報告徴収及び立入調査の権限が規定さ れ、指導監督の対象となる。公費助成の有無は関係ない。 立入調査は年 1 回以上行うことが原則とされており、倉敷 市においても認可外保育施設指導監督の指針に準拠して 行っている。 認可外保育施設指導監督基準を満たしているものと認め られる施設に対し、その旨を証明する「証明書」を交付す る制度が導入されており、倉敷市は、15 施設中 8 施設に 当該証明書を交付している（平成 28 年 7 月 1 日現在）。		

(6) 子育て支援課の事務事業に対する監査結果

① 地域子育て支援拠点事業

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>● 子育て等に関する相談、援助の実施</li> <li>● 地域の子育て関連情報の提供</li> <li>● 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）</li> </ul>		
対象者	概ね 0 歳から 3 歳の乳幼児とその保護者		
関連する法令・規則等	児童福祉法、子ども・子育て支援交付金に関する要綱、倉敷市地域子育て支援センター事業実施要綱		
周知の方法	子育てハンドブック、子育て応援！マップ、ホームページ、市内 18 ヶ所の子育て支援情報コーナーでのチラシ配布、連携先での P R 等		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
施設数	18	18	18
延利用者数	162, 348	161, 679	152, 228
	<p>延利用者数が減少しているのは平成 27 年度より集計方法を変えたためであり、集計方法を遡って統一した場合の延利用者数は次のとおり。</p> <p>平成 25 年度 139, 853 人 平成 26 年度 142, 565 人</p>		
事業費（単位：千円）	137, 640	139, 784	151, 136
財源	県 1/2 倉敷市 1/2（～平成 25 年度） 国 1/3 県 1/3 倉敷市 1/3（平成 26 年度～）		
補助金等（単位：千円）	県 66, 794	国 46, 246 県 46, 246	国 50, 378 県 50, 378
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 任意に抽出した 9 拠点について、業務委託契約書及び事業実績報告書を閲覧 ③ 地域子育て支援拠点施設第三次適正配置計画（平成 26 年 9 月末現在）を閲覧		
監査結果			
合規性	問題なし 平成 27 年度より新たに国は「子ども・子育て支援交付金		

	要綱」を定めたが、従来と比べ大幅な増額改定ではなかったため、倉敷市では次年度以降に反映させることとした。国の交付要綱（案）が示されるのが例年1月頃であり、次年度予算要求に反映させることが難しいため、倉敷市では次年度以降に反映させることにしている。 倉敷市の補助基準額（一般型）の基本分は25年度基準、地域支援は26年度から新たな加算項目となっている。
公益性	高い 国の子ども子育て支援13事業の一つであり、実施主体は市町村である。
公平性	問題なし これまで中学校区をベースに区割りした19区域に拠点を設置することに努めてきたが、平成28年3月31日現在、拠点のない空白区域が残っていた。倉敷市は「くらしき子ども未来プラン」の中で平成28年度に倉敷区域に拠点の新設を予定しており、実際に平成28年10月1日付で「子育てひろば ほっとハウス」を開設した。これにより、空白区域がなくなって利用者の利便性を高めることができた。
経済性・効率性・有効性	① 子育て支援ニーズに対応した利用者数増加の促進（意見）

#### A. 子育て支援ニーズに対応した利用者数増加の促進【意見】

当該事業費は年々増加してきており、登録親子組数の平成27年度実績についても、平成26年度実績（8,151組）比1.2%増の8,252組である。

これまで拠点施設の適正配置に努めてきたため、子育て支援ニーズに対応したサービスの提供と利用者満足度の向上は量の確保よりも遅れている。開設する拠点の選定に関しても、平成24年10月に拠点「ちゃやっこひろば・チカク」を開設する際に、初めて実施団体を公募し、プロポーザル方式で選定し、随意契約を締結している。

事業の内容には、表記載の4つの基本事業の他に、加算項目として「地域と連携して継続的（月2回以上）に実施する地域支援活動の実施」のメニューがあるが、当該加算を受けているのは、平成27年度で18拠点のうち半分の9カ所、平成28年度で10カ所である。実績報告書を閲覧した範囲内ではあるが、その地域支援の業務水準にはバラつきが見受けられた。今後、各拠点に利用者アンケートを義務付ける、第三者評価を取り入れること等により、利用者を増やす取組

みが必要である。

倉敷市子育て支援センターは市内の地域子育て支援拠点を統括する中心的な役割を任されており、倉敷市と連携しながら、利用者数の増加に向けて更なるリーダーシップを発揮されることが望まれる。なお、現状でも、2カ月に1回の拠点の人員を集めての会議や、年6回程度の研修会を開催するなど、統括業務を遂行している。

## ② 児童センター・児童館運営事業

事業の内容	集団的・個別的な遊びの指導、児童の健康・行動についての保護者への連絡、及び子ども会・母親クラブ等の組織活動の育成助長を通して、児童に健全な遊びを与える。		
対象者	原則として18歳未満の児童、乳幼児は保護者同伴		
関連する法令・規則等	児童福祉法第40条、倉敷市児童館条例		
周知の方法	広報くらしき、HP、山陽放送、テレビせとうち、ケーブルTV、FMくらしき、新聞社、フリーペーパー、地域の子育て情報誌、児童館だより		
延べ利用者数 (単位：人)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
倉敷児童館	51,886	54,366	51,623
倉敷北児童センター	55,239	54,992	55,198
水島児童館	45,649	46,163	40,501
児島児童館	45,233	45,160	47,320
玉島児童館	59,194	59,737	58,837
真備児童館	37,833	42,343	41,246
合計	295,034	302,761	294,725
事業費(単位：千円)	123,194	136,109	136,027
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 指定管理業務に関する協定書及び事業報告書の閲覧 ③ 指定管理業務評価結果書の閲覧		
監査結果			
合規性	問題なし		

公益性	高い 児童館・児童センター（以下、児童館等とする）は、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成するための重要な施設である。子どもを取り巻く環境が変化する中で、子どもが安心できる安全な居場所となることや、保護者への子育て支援、子どもが健やかに育つための環境づくりなど、児童館等に求められる役割は大きい。
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性・	（経済性・効率性） ① 指定管理料の金額の合理性（意見） （有効性） ① 最も利用が多い乳幼児親子層の利用促進（意見） ② 耐震問題の解消（意見）

#### A. 指定管理料の金額の合理性【意見】

倉敷市内には 6 つの児童館等が設置されており、いずれも社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団を指定管理者として、その管理運営業務を委託している。直近の指定期間は「平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」であり、その選定方法は非公募である。

指定管理業務に関する協定書に添付された別紙 6「収支計画内訳書」上、直接的経費の中には本部経費負担分が織り込まれている。当該事業の指定管理者は複数の事業を営んでいるが、その配賦基準は、指定管理（公募）施設を除外している。本部経費は原則として、すべての事業に共通して発生する費用であり、合理的な理由がなければ特定の事業を配賦対象外とすることは妥当でない。すべての事業を対象に本部経費の配賦再計算が行われたならば、当該事業の指定管理料は減少する余地がある。

倉敷市総合福祉事業団に対する事業委託については、第 4「社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団について」で別途検討している。

#### B. 最も利用が多い乳幼児親子層の利用促進【意見】

指定管理業務に関する協定書には、利用者数（年間）及び利用者満足度の各々の達成目標が規定されている。利用者数の実績は、全体として 92.1%の達成度、前年比 2.65%減であった。利用者満足度 5 項目については、目標値を超えており、前年度に引き続き満足度が高い結果となっている。

しかし、過去数年間の利用者数をみてみると、30万人前後で推移しており、ライフサイクルで例えるならば、成熟期にある感がある。利用者のニーズに応じて様々な見直しや工夫をされているところではあるが、最も利用が多い乳幼児親子層の利用促進が、大きな課題である。

### C. 耐震問題の解消【意見】

児童館名	倉敷児童館	倉敷北児童センター	水島児童館	児島児童館	玉島児童館	真備児童館
建築年月日	昭和47.5.31	昭和61.3.20	昭和50.5.7	平成57.3.31	平成22.5.19	平成17.1.31
構造	鉄筋コンクリート造(2階建)				同左(3階建)	鉄骨造平屋建
建築面積㎡	736.79	391.23	415.5	398.52	537.95	414.9
延床面積㎡	791.13	508.6	635.2	659.18	1014.68	398.20
建設費千円	49,426	99,421	88,669	(改修費44,203)	295,810	57,225
備考				平成16年6月に旧園舎を改修して使用		

上記6施設のうち、倉敷児童館及び水島児童館については、新耐震基準を満たしているかどうか、耐震診断が必要な建築物である。他方で、倉敷児童館及び水島児童館は、平成28年6月に策定された「公共施設等総合管理計画」に基づき、ファシリティマネジメントの観点から、今後の整備方針について検討することとされており、耐震問題の解消が待たれるところである。

### ③ 放課後児童健全育成事業

事業の内容	留守家庭児童等の保護育成に資するため、地域住民の積極的な協力を得て、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図る。
対象者	昼間、仕事などのため保護者がいない家庭の小学1～6年

	生の児童（全小学校区の児童が対象）			
関連する法令・規則等	放課後児童クラブ運営指針（国）、放課後児童健全育成事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、倉敷市放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める規則、倉敷市放課後児童健全育成事業実施要領			
周知の方法	新 1 年生に対する説明会、在校生全員に対する周知文配付、広報くらしき、ホームページ等			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
入所児童数（人） ／クラブ（支援の 単位）数	3,879／85	4,031／87	4,283／119	
事業費 （単位：千円）	445,031	459,760	729,619	
財源	国 1/3 倉敷市 2/3（～平成 26 年度） 国 1/3 県 1/3 倉敷市 1/3（平成 27 年度～）			
補助金 等（単 位：千 円）	運営	国 121,879	国 129,204	国 211,343 県 211,343
	施設整備	国 19,977	国 14,012	国 25,132 県 25,132
改正点等	平成 27 年度から国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が下記の通り改正された。 〈主な改正事項〉 ア．放課後児童支援員を、支援の単位ごとに 2 人以上配置 イ．一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、概ね 40 人以下 倉敷市は、一つのクラブの中で複数の「支援の単位」に分けて対応している。			
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 任意の 8 児童クラブについて、業務委託契約書（変更契約を含む）及び実績報告書、収支報告書（決算書）の閲覧			
監査結果				

合規性	問題なし
公益性	高い 国の子ども・子育て支援 13 事業の一つであり、実施主体は市町村である。
公平性	① 放課後待機児童の解消及び潜在的な放課後待機児童の把握（意見）
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） ① 児童クラブの余剰金の有効活用（意見）（有効性） ① 専用区画の面積に係る経過措置の期限明記（意見） ② 放課後児童支援員の必須研修の期限内修了（意見） ③ 集団の規模の適正人数（意見） ④ 実施場所の拡大（意見）

#### A. 放課後待機児童の解消及び潜在的な放課後待機児童の把握【意見】

放課後児童クラブの対象児童で、利用申込みをしたが何らかの理由で入所できなかった児童を「待機児童」とするが、その推移は次の通りである。

年度	待機児童数 (人)
平成 25 年度	3
平成 26 年度	25
平成 27 年度	58
平成 28 年度	72

また、入所率の状況は以下の通りである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小学校児童数 (人)	27,909	27,641	27,566
児童クラブ入所 児童数	3,879	4,031	4,283
入所率 (%)	13.9	14.6	15.5

放課後児童クラブは小学校区単位という地域密着で実施している事業であるため、保護者がクラブの状況を見て、利用希望はあるものの、申込みを控えるケースがある可能性は高い。潜在的な待機児童の存在が予想される一方、顕在化し



ている待機児童数も年々増加している。「小1の壁」と言われるように、低学年になればなるほど、入所ニーズは高い。近年の不審者の出没等の治安の悪化もその背景にあろう。顕在化している放課後待機児童の解消はもちろんのこと、潜在的な放課後待機児童数を把握することが必要である。

#### B. 児童クラブの余剰金の有効活用【意見】

「次年度繰越金」が多いと思われる3運営委員会の児童クラブについて、平成27年度の収支報告書（決算書）を閲覧したところ、以下のとおりであった。委託料の算出基準が変更になったことに伴い、年度途中で委託料収入が大幅に増加したことが大きな要因である。一般的に、各種事業は最小のコストで実施されるべきであるが、当該事業については、急激に高まっている利用者ニーズに応えるため、その内容の充実・拡大を図っていくというのが国の方針（改正点等を参照）である。余剰金が多額となることのなきよう、環境の改善や質の向上等に、有効活用していただきたい。

（単位：千円）

児童クラブ運営委員会		次年度繰越金 a	前年度繰越金 b	差額 c = a - b
A	支援単位 1	3,404	1,530	1,874
	支援単位 2	3,318	1,530	1,788
	支援単位 3	2,889	1,530	1,359
	計	9,611	4,590	5,021
B	支援単位 1	1,887	939	948
	支援単位 2	1,917	939	978
	支援単位 3	2,745	939	1,806
	計	6,549	2,817	3,732
C	支援単位 1	4,291	3,282	1,009
	支援単位 2	1,686	0	1,686
	支援単位 3	3,970	3,789	181
	計	9,947	7,071	2,876

#### C. 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）の面積に係る経過措置の期限明記【意見】

放課後児童クラブの設備及び運営については、国の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、各市町村が条例で基準を定めることになっている。

放課後児童健全育成事業所には専用区画を設けなければならないが、この専用区画の面積について、平成 27 年度から国の基準が改正されている。倉敷市においても新たに条例を制定し、本則では国の基準どおりとしているが、附則において経過措置が設けられている。

〈本則〉

専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上

〈附則〉

平成 27 年 4 月 1 日において現に存する施設は、児童 1 人につきおおむね 1.29 平方メートル以上

この経過措置には、期限が設けられていないため、本則に準拠すべき時期が明記されていない。当該設備に関する国の基準は各市町村が参酌すべき基準ではあるが、環境改善の観点から、今後の施策を踏まえ又は施策立案に考慮すべく、期限を明記することが望ましいと考える。

#### D. 放課後児童支援員の必須研修の期限内修了【意見】

放課後児童支援員は保育士の資格を有する者、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭となる資格を有する者等であって、かつ岡山県知事が行う研修を修了したものでなければならないが、平成 32 年 3 月 31 日までの間は岡山県が行う研修を修了したものに、修了を予定しているものを含む。猶予期間までに確実に研修を修了して、国の基準を満たして頂きたい。この職員の基準は、各市町村においても従うべき基準である。

#### E. 児童の集団の規模の適正人数【意見】

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね 40 人以下とされており、国の運営費の基準では、36～45 人の区分が標準とされている。

倉敷市の平成 27 年度の支援の単位別入所人数は、まだまだ 45 人を超える支援単位が散見される。専用区画の面積や支援員の確保、また、支援の単位を分割した結果、小規模な集団規模が生じることへ配慮等、総合的な勘案が必要ではあるが、支援員の目が十分に行き届く児童数の観点から、適正な集団の規模を検討して頂きたい。

#### F. 実施場所の拡大【意見】

現状における当該事業の実施場所としては、学校内の余裕教室を専有、又は特別教室を放課後のみ借用、学校敷地内専用施設を使用など、様々な活用例がある

が、学校の普通教室は利用していない。

箱ものとしての建物は近年、下記のと通りの設置状況であるが、事業を実施する場所を確保する観点からは、特定の時間のみでも普通教室の利用は有効と考える。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
建物の新築状況 (単位：千円)	天城小児童クラブ 11,550 万寿小児童クラブ 37,990	玉島小児童クラブ 21,600 郷内小児童クラブ 12,528 長尾小児童クラブ 21,600	粒江小児童クラブ 41,310 大高小児童クラブ 33,932

#### ④ 児童手当・児童扶養手当

事業の内容	児童手当	子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している者に児童手当を支給する。
	児童扶養手当	父親又は母親がいない状態の家庭で、児童を監護している母又は父又は養育者に手当を支給し、当該家庭の生活の安定と自立を促進する。
対象者	児童手当	日本国内に住所を有し、中学校修了まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している者
	児童扶養手当	日本国内に住所を有し、次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童（障がい児については20歳未満）を監護又は養育している者 ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童

		③ 父又は母が重度の障がい状態にある児童 ④ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑤ 母が婚姻によらず産んだ児童等			
関連する法令・規則等	児童手当法、児童扶養手当法				
周知の方法	ホームページ、リーフレット				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
支給対象児童数（人）	児童	70,204	69,709	68,879	
事業費（単位：千円）	手当	9,143,930	9,075,835	8,980,550	
受給者数（人）	児童	4,205	4,205	4,148	
事業費（単位：千円）	扶養手当	2,005,848	1,978,098	1,984,488	
児童手当の費用負担	区分	0歳～3歳未満		3歳～中学校修了前	特例給付
		被用者分	非被用者分		
	国	16/45	2/3	2/3	2/3
	県	4/45	1/6	1/6	1/6
	倉敷市	4/45	1/6	1/6	1/6
	事業主	7/15	—	—	—
児童扶養手当の費用負担	国 1/3 倉敷市 2/3				
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 児童手当について、平成 27 年 5 月処理の一括通知書発行対象者リスト（認定請求）の中から任意に 6 名を抽出し、認定請求書及び添付書類を閲覧 ③ 児童扶養手当について、平成 27 年 5 月処理の一括処理一覧表（認定請求）の中から任意に 6 名を抽出し、認定請求書及び添付書類を閲覧				

監査結果	
合規性	問題なし 所定の要件、所定の添付書類に基づき、適正に支給額が認定されていた。
公益性	問題なし
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>問題なし</p> <p>① 児童手当については、認定請求書の書面において、「入力日」「入力確認日」「所得確認日」欄が設けてあり、職員の役割分担と責任の明確化が図られている。</p> <p>② 児童扶養手当については、形式的な書面にとどまらず、資格要件の確認のため、申請者の住所にも出向き、新規認定（転入・増額）実態調査票を作成している。</p> <p>(有効性)</p> <p>問題なし</p> <p>児童手当・児童扶養手当の制度は申請主義に基づいていることから、申請機会を捉えるべく、担当課は、出生届や転入・転出、離婚等の届出時に手続きの必要な関係部署を案内するチラシを配付し、窓口にて受給要件を確認の上、要件を満たす方には必要な手続きをするよう促しており、申請もれを防ぐ対策を講じている。</p> <p>また、毎年特定の月に受給者から現況届の提出を求め、引き続き手当を受ける資格要件があるかどうかを確認している。</p>

⑤ 母子家庭等自立支援給付金

事業の内容	ひとり親家庭の自立促進を図るため、母子家庭の母又は父子家庭の父が就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合や、就職に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給する。
-------	---

対象者	倉敷市在住の 20 歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の①～④をすべて満たす方		
	教育訓練給付金	① 児童扶養手当を受けているか、同等の所得水準にある。 ② 受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない。 ③ 教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる。 ④ 過去に教育訓練給付金の支給を受けていない。	
	高等職業訓練促進給付金	① 児童扶養手当を受けているか、同等の所得水準にある。 ② 養成機関において 2 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。 ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難である。 ④ 過去に、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けていない。	
支給額	教育訓練給付金：講座受講費用の 20%相当額（10 万円上限）		
	高等職業訓練促進給付金： 市民税非課税世帯 月額 100,000 円 市民税課税世帯 月額 70,500 円		
	高等職業訓練修了支援給付金： 市民税非課税世帯 修了後 50,000 円（一時金） 市民税課税世帯 修了後 25,000 円（一時金）		
関連する法令・規則等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条及び第 32 条、倉敷市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、倉敷市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱		
周知の方法	ホームページ 当該自立支援給付金事業の対象者を踏まえ、児童扶養手当を受けられる方には周知させている。 また、修業期間が 4 年の理学療法士など、給付金支給期間の上限である 3 年を超える資格を取得しようとする方には、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用へ誘導しているとのことである。		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度

実績（件）	45	37	26
うち教育訓練給付金	6	1	1
うち高等職業訓練促進給付金	39	36	25
事業費（単位：千円）	47,886	38,737	26,000
うち教育訓練給付金	154	27	27
うち高等職業訓練促進給付金	47,732	38,710	25,973
財源	国 3/4 倉敷市 1/4		
補助金等（単位：千円）	35,913	29,051	19,499
監査手続	担当課にヒアリング		
監査結果			
公益性	問題なし 母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するための国の事業であり、倉敷市も国と協力して実施している。		
公平性	問題なし		
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性・効率性） 問題なし</p> <p>（有効性） 問題なし</p> <p>景気の動向等によって専門的な資格の取得が就職に有利となる場合や、目先の就職には必ずしも必要でない場合等があるため、当該事業の受給ニーズは変動する。また、支給期間、支給額の条件によっても左右される。</p> <p>しかし、意欲ある者の支援は有益であり、修業を終了した者は皆就職できていると担当課から聞いている。</p> <p>当該制度の利用対象となるひとり親家庭の方には、ひとり親家庭の方に対する各種支援策をまとめた「ひとり親家庭のしおり」の項目の一つとして、制度の案内を行っている。</p> <p>平成 28 年 4 月から制度の内容がより充実する改正が行わ</p>		

	れたが、制度改正があった際は、遅滞なく内容を改正している。
--	-------------------------------

⑥ 母子生活支援施設運営事業

事業の内容	児童福祉法に基づいて、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援し、退所した者について相談その他の援助を行う。		
対象者	18歳未満の児童を養育する配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある母子で、母子共に健康で日常生活に支障がないこと。		
関連する法令・規則等	児童福祉法第35、38条、倉敷市母子生活支援施設条例及び同施行規則		
周知の方法	ホームページ、リーフレットを保健福祉センター母子自立支援員に定期配布 関係機関（福祉事務所、児童相談所、女性相談所、社会福祉協議会、生活困窮者支援センター他）訪問、ネットワーク会議、要保護対策協議会の会議などで施設を紹介		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入所世帯数	7	6	3
退所世帯数	5	4	5
年度末居住世帯数	5	7	5
事業費（単位：千円）	30,900	29,518	30,164
財源	国 1/2 倉敷市 1/2		
補助金等（単位：千円）	5,861	6,255	4,644
監査手続	① 担当課にヒアリング ② 指定管理業務に関する協定書及び事業報告書の閲覧 ③ 指定管理業務評価結果書の閲覧 ④ 第三者評価結果の確認		
	監査結果		
合規性	問題なし		



公益性	高い 「配偶者からの暴力に関するデータ」は、内閣府男女共同参画局のHPで公表されており、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数とも、年々増加している。平成 27 年度において、配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数は、全国で 111,630 件（うち女性からは 109,629 件）、岡山県では 2,655 件（うち女性からは 2,604 件）である。
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	（経済性・効率性） ① 一時的に協定書の定める常勤職員数を欠いていた。（意見） （有効性） ① 入所率の低迷（意見）

#### A. 一時的に協定書の定める常勤職員数を欠いていた【意見】

平成 18 年度より、指定管理者として、管理運営を社会福祉法人光明会（現：社会福祉法人クムレ）に委託している。選定方法は応募 1 件のみの公募である。27 年度の倉敷市の管理運営評価結果は 26 年度に引き続き、上位から 3 番目の B（概ね適切に運営されていた（一部不適切な部分を確認されたが、既に改善済み））であった。25 年度までは最上位評価であったが、職員の配置に関して、26 年度中より 27 年 6 月までの相当期間、協定書に定められている常勤職員数を満たしていなかったことによる。常勤職員不足の期間中は非常勤職員を配置し、業務の円滑な遂行に努めた。入所者は、離婚やDV等不遇な体験をし精神的に不安定なケースや、児童の養育に不安を持っているなど処遇の難しい母子が多い。当該事業において人的な専門的継続的支援は重要であるため、常勤職員数の不足が長期間にわたる前に、定例のモニタリング以外に適時に実地で総点検を行い、改善勧告等を行うべきであったと考える。協定事項を欠くような事態が発生した場合には、速やかに確認と対応を行い、業務の運営に支障があってはならない。

#### B. 入所率の低迷【意見】

定員が 20 世帯にも関わらず、直近 3 年間の入所世帯数は多い月でも 8 世帯である。20 世帯中 2 世帯は、DV 被害者等のための一時保護用に確保しているとのことであるが、その実績は、27 年度 0 世帯、26 年度 3 世帯、25 年度 5 世帯である。他にも、空き室を子どもの学習の部屋として活用している。しかし、夜

間養護（トワイライトステイ）事業の実施を掲げているものの、現在までその利用はない。また、入所及び緊急一時保護については、職員の従事時間以降の夜間は受け入れを行っていない。第三者評価でも、改善が求められる点として指摘を受けている。

当該事業の特性を考慮すれば施設のPR方法には難しい面があるが、入所率向上を図るため、岡山県内には2ヵ所しかないうちのひとつである、本件施設の存在自体を知ってもらう必要があり、まず県内の関係者等への周知が効果的である。現在、担当課が行っていることでもある。もちろん、その延長線上に存在するのは潜在的な利用者たる母子世帯であり、その母子世帯が抱える悩みを情報収集することも重要である。全国的にはDV被害者や被虐待児が増加しており、本件施設利用のニーズも潜在していると思われる。これらのニーズに対応するためには、心理職等の専門職の配置といつでも受け入れ可能な職員体制の整備が必須である。

地域の福祉ニーズを的確に把握しそれに対応できれば、関係者の評価も高まり信頼関係が形成され、その結果、入所率を高めることができると考える。

#### ⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

事業の内容	母子及び父子並びに寡婦の方に、無利子又は低利で福祉資金の貸付けを行う。母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金のいずれも、貸付金の種類は12種類（修学資金、修業資金、就学支度資金等）		
制度開始	父子福祉資金は平成26年10月1日から制度開始		
対象者	次のいずれかに該当する人 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童、父母のない児童、母子・父子福祉団体、寡婦、寡婦が養育する子		
関連する法令・規則等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条等、倉敷市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則		
周知の方法	ホームページ及びパンフレット		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貸付金額／件数 (単位：千円)	55,966／158	42,510／123	40,804／107
うち母子福祉資金 (修学資金)	35,082／91	26,880／69	23,314／56
うち母子福祉資金 (就学支度資金)	18,125／60	13,370／46	14,770／43

うち母子福祉資金（その他資金）	2,040／6	2,260／8	2,340／6
償還年度別償還率（％）	59.1	59.4	59.4
収入未済額（単位：千円）	27,611	27,656	27,577
うち現年度分	3,958	4,493	4,500
うち滞納繰越分	23,653	23,163	23,077
償還手続	<p>① 償還金の支払期日は月末になっており、その当月 10 日前後に納入通知書を送付 償還金の支払いは口座振替の方法によることを原則として勧奨</p> <p>② 期限内納入がない場合、納期限後 1 ヶ月を目途に督促状を送付</p> <p>③ 年 2 回（7 月及び 12 月）、催告書を送付 連帯借受人及び保証人にも滞納通知を送付</p> <p>④ 専属の徴収担当者（非常勤嘱託職員）1 名が滞納者に対して電話又は個別訪問。但し、初動は最初の対応者である母子・父子自立支援員も関与</p> <p>⑤ 担当課内で 1 週間を目途に、滞納整理票をもとに定期報告会を開催</p> <p>⑥ 滞納者に対して、延滞元利金額につき年 5%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収</p>		
財源	国 2/3（市債） 倉敷市 1/3（繰入金）		
補助金等（単位：千円）	20,000	22,000	0
監査手続	<p>① 担当課にヒアリング</p> <p>② 償還金の資金別、過年度・現年度別収納状況調の閲覧</p>		
監査結果			
公益性	<p>問題なし</p> <p>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童、</p>		

	被扶養者の福祉を増進するため、有益である。
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	(経済性・効率性・有効性) ① 継続して償還率が低迷 (意見)

#### A. 継続して償還率が低迷【意見】

平成 27 年度末の累計未収入金額は、母子福祉資金貸付金 25,425 千円（現年度分 4,501 千円、過年度分 20,924 千円）、寡婦福祉資金貸付金 2,153 千円（全て過年度分）となっており、両者を合計すると、27,578 千円となる。平成 25 年度まで遡ってもほぼ同額の金額で推移しており、過年度分の償還金が収入済みとなっても新たに現年度分で収入未済額が発生し、未収入金額の減少には至っていない。母子福祉資金貸付金については、償還調定年度の最も古い平成 9 年及び 12 年を除き過年度分の償還が進んでいるものの、寡婦福祉資金貸付金については、昭和 60 年分をはじめ未収入金の残高はほとんど減少していない。

償還率をみると、平成 23 年度から徴収専属の嘱託職員（報酬額は約 160 万円／年）を採用し、滞納者の全件を網羅できるようになったこともあって、それまでよりも一定の効果はあった。

倉敷市債権管理条例が施行した平成 23 年度に消滅時効期間が満了した 1,860 千円の不納欠損の処理を行ってからは、分納誓約書を取るなどして現在まで回収努力を続けている。

平成 26 年度実績ではあるが、母子・寡婦福祉資金貸付金の償還率を他の自治体と比較すると、次のとおりである。

(単位：%)

区分	母子計	母子過年	母子現年	寡婦計	寡婦過年	寡婦現年
岡山県	55.1	26.7	84.3	30.1	9.4	98.2
岡山市	32.3	6.7	82.4	18.0	6.6	100.0
<b>倉敷市</b>	<b>60.9</b>	<b>17.3</b>	<b>88.7</b>	<b>26.1</b>	<b>3.5</b>	<b>100.0</b>
福山市	49.2	14.9	92.8	35.3	8.5	97.7
豊中市	62.7	29.2	96.2	53.9	4.2	96.4
富山市	62.2	12.2	98.2	33.5	4.9	85.2
岡崎市	58.5	12.4	93.9	100.0	100.0	100.0
中核市計	44.8	10.5	84.8	43.4	11.7	87.8

寡婦福祉資金貸付金の累計未収入金額は母子福祉資金貸付金に比べて 10 分の 1 程度であり、母子福祉資金貸付金の方が重要性が高い。よって、母子福祉資金

貸付金に着目すると、過年度現年度合計で岡山市や中核市計を上回っているものの、過年度分では岡山県を下回り、総体的に過年度分の償還率が悪い傾向が伺える。

担当課でも償還率を上げるために様々な方策を採っており、もともと経済的に支援が必要な方に対する貸付であるが故に強く償還を求めにくいことも十分理解できるが、真の自立支援の趣旨を確認していただきたい。滞納者にかかるコストも、一過性でなく持続的な効果となって現れるような、効率性を追求すべきと考える。現年分の償還率向上により滞納を抑制し、滞納の兆候を発見した場合には、徴収担当者、母子・父子自立支援員等が速やかに滞納者と接触して分納誓約書を入手する等により、短時間で滞納を解消するのが経済性・効率性の観点からは重要である。繰越滞納者にも、必ずしも総花的にではなく重要性・優先順位をつけて、メリハリのある対応をするべきと考える。

(7) 子ども相談センターの事業に対する監査結果

① こんにちは赤ちゃん訪問事業

事業の内容	<p>生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師(1名)・助産師(2名)・看護師(1名)・保育士(6名)が家庭訪問を実施し(事前連絡なし)、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては他の適切なサービス提供に結びつける</p> 		
事業開始	平成21年10月		
対象者	生後4か月までの乳児のいる家庭について全戸訪問		
関連する法令・規則等	<p>倉敷市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱          児童福祉法第21条の10の2</p>		
周知の方法	ホームページ及びパンフレット		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績(訪問件数/対象件数)	4,697/4,697	4,583/4,588	4,438/4,442
事業費(単位:千円)	10,757	10,667	10,381
うち、訪問員報酬	10,554	10,298	9,836
	1件2,200円(交通費込・駐車場代別)の完全出来高制		
財源	<p>国1/3・県1/3・倉敷市1/3          (平成25年度までは県1/2・倉敷市1/2)</p>		
補助金等(単位:千円)	県(基金)5,378	国3,541・県3,541	国3,976(概算)・ 県3,460
監査手続き	<p>① 担当課にヒアリング          ② 出生届に基づいて作成された訪問対象者台帳と訪問結果報告書を照合</p>		

	③ 訪問結果報告書の内容を閲覧
監査結果	
合規性	問題なし 訪問員の個人情報の管理については、任用時オリエンテーション及び事業説明中に指導を行っている
公益性	高い 保護者にとって有益な情報の提供を行うだけでなく（絵本等のプレゼントあり）、行政にとっても支援が必要な家庭を把握する手段となっている
公平性	生後 4 か月までの乳児のいる家庭について全戸訪問のため、問題なし また、平成 27 年度の訪問できていない乳児の状況についてサンプルで「訪問結果報告書」を確認したが、すべて訪問拒否・居所不明であり問題なし（3 回訪問したが不在で、保健師にフォローを依頼した件数は平成 26 年度 48 人・27 年度 45 人）
経済性・効率性・有効性	すべての点において非常に高い （経済性・効率性） 事前連絡なしで訪問するため、不在等の場合は再訪問するにもかかわらず出来高制である （有効性） また、報告書の内容は多岐にわたっており、担当課以外でも情報の活用度が高く、各保健推進室の保健師訪問や養育支援訪問事業につなげている 他方、出産前の情報提供については、当該事業とは異なるが、妊娠届け出時に保健師等が面接相談を実施している  （参考）岡山市との比較分析 岡山市では研修を受けた地域の愛育委員が訪問することになっているが、保健師等の方がより専門的な相談が可能であり、またプライバシー保護の観点からも第三者の方が相談しやすい可能性がある

② 児童見守り事業

事業の内容	<p>倉敷市に虐待通告のあった児童の安全確保のため、倉敷市要保護児童対策地域協議会の構成団体のうち、主に学校・幼稚園・保育所などの児童の所属機関や各保健推進室保健師と連携して見守りを行うとともに（月に1度、報告書受取り）、児童虐待の防止及び早期発見に努める</p> <p>平成24年度から児童見守り事業嘱託員（2人）を児童相談専門員（2人）に統合し、児童虐待相談業務と児童見守り事業を合わせて実施している</p>		
事業開始	平成21年6月（倉敷児童相談所より事業引継ぎ）		
対象者	原則として倉敷市内に住所を有する被虐待児童		
関連する法令・規則等	倉敷市児童見守り事業実施要綱 児童福祉法第25条の2～5		
周知の方法	なし		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実績：見守り対象児童数	474	466	495
実績：新たに受け付けた相談件数（ハイリスクを含む）	279	318	289
相談内容	相談内容はネグレクト（養育放棄）が過半数であり、主たる虐待者は実母が8割近い		
事業費（単位：千円） すべて非常勤嘱託員報酬・共済費	11,893 4名	14,689 5名	15,530 5名
財源	倉敷市単独		
監査手続き	<p>① 担当課にヒアリング</p> <p>② 専任相談員が作成した台帳を閲覧</p> <p>③ 連携先が作成した家庭児童近況連絡票（毎月1回）の内容を閲覧</p>		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	<p>高い</p> <p>児童の虐待件数は全国的には増加傾向にあり、その要因も複雑化していることから、早期発見が重要である</p>		
公平性	問題なし		



<p>経済性・効率性・有効性</p>	<p>(経済性)  5人とも非常勤嘱託員で1人当たりの報酬額は272万円である  (効率性)  平日の午前9時から午後5時まで専任相談員5名が対応しているが、ルーチン業務ではなく相談内容の深度も異なるため、適正な人数の配置について判断基準はない</p> <p>(有効性)  ① 相談件数について  相談件数は少子化にもかかわらず高止まりしているが、全国の児童相談所の対応件数は平成27年度で初の10万件超と著しく右肩上がり、また岡山県内でも4年ぶりに増加しており、目標とする成果の設定は難しい</p> <p>② 在宅児童の網羅的な把握について (意見)</p>
--------------------	--

#### A. 在宅児童の網羅的な把握について【意見】

3歳児健診以降、就学前の児童のうち保育所・幼稚園に在籍している在宅児童については、当該見守り事業により各施設から定期的に報告がある。他方、在宅児童の虐待の有無については、要保護児童対策地域協議会の構成員である医療機関・地域子育て拠点施設等や近隣から疑いがあれば連絡があるとのことであるが、網羅的に把握しているとは言えない状況である。ただし、他市でも同様の状況であり、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」においても在宅指導の難しさが記載されている。

厳しい財政状況ではあるが、上記のこんにちは赤ちゃん訪問事業と同様に、3歳児健診以降、就学前の在宅児童に限定して、年に一度保健師等が個別に家庭訪問し発育状況等を確認することにより、虐待の発生を未然に防ぐことができるケースがあるのではないかと考える。

なお、担当課の説明では、「3歳児健診を未受診の家庭に対して、4才までに原則訪問によるフォローを行っており、さらに小学校就学前の9月から11月にかけて、就学時健診（教育委員会担当）があり、未受診の児童について学校等と連携して実態把握に努めている」とのことである。

(8) 子ども・子育て支援新制度推進室の事業に対する監査結果

① 子ども・子育て支援新制度関連事業

事業の内容	平成 27 年 4 月施行の「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向け、その準備を行う		
事業開始	平成 25 年度		
施策の成果	<p>(平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市子ども・子育て支援事業計画の策定</li> <li>・子ども・子育て支援新制度システムに係る電子システム導入</li> <li>・保育コンシェルジュ事業の実施 (6 名・現在の業務内容: ①保育サービスの利用に関する相談 ②入所未決定児のアフターフォロー ③保育施設・保育サービスの情報収集 ④その他保育サービスの提供に関すること)</li> <li>・倉敷市子ども・子育て支援審議会の開催 (計 6 回・会議録は倉敷市のHP)</li> </ul> <p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の電子システム運用</li> <li>・倉敷市子ども・子育て支援審議会の開催 (計 3 回)</li> </ul>		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費 (単位: 千円)	13,610	69,051	5,365
うち、システム委託料	—	38,437	4,667
財源	県の補助率 10/10	保育緊急確保事業費 国 1/3・県 1/3 子ども・子育て支援 新制度に係る電子シ ステム構築等事業 国 10/10	該当なし
補助金等 (単位: 千円)	県 9,763	国 2,639・38,437 県 2,639	—
監査手続き	<p>① 担当課にヒアリング</p> <p>② 電子システム運用費用について起案書・業務委託契約書・請求書等を確認</p> <p>③ 子ども・子育て支援審議会会議録等の閲覧 (委員 20 名・報酬日額 7,100 円)</p>		
監査結果			
合規性	問題なし		

	ただし、電子システムの業務委託契約書に暴力団排除に係る契約解除の条項を追加する必要がある（指摘事項）
公益性	高い すべての事務事業が子ども・子育て支援のためである
公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	<p>（経済性）</p> <p>システム運用委託料は当該システムの開発元との随意契約であり経済性の判断は難しいが、平成 26 年度の開発費用は岡山市の保育園入退園管理システム改修事業 39,600 千円（補正予算）とほぼ同額である（ただし、いずれも県の補助率 100%） 他方、子ども・子育て支援審議会委員の報酬日額 7,100 円は妥当である</p> <p>（効率性・有効性）</p> <p>当該事業は、あくまでも新制度関連事業の位置づけであるため、平成 26 年度の保育コンサルジュについては順調に立ち上げた後に 27 年度から保育・幼稚園課に移管しており合理的になされている</p>

#### A. 暴力団排除に係る契約解除の条項について【指摘事項】

倉敷市暴力団排除条例が平成 24 年 4 月 1 日に施行され、すべての事務事業を対象に排除に向けた取り組みを検討する必要がある。また、運用に当たっての留意事項が各所管課に周知されているが、当該留意事項における排除に向けた取組の中では、暴力団排除に係る契約解除条項の創設が具体例として挙げられているにもかかわらず、上記の電子システムの業務委託契約書に記載がない。

#### （改善すべき事項）

電子システムの業務委託契約書は、上記の留意事項における「排除の例外」に該当するとは考えられないため、暴力団排除に係る契約解除条項を追加する必要がある。

② 私立幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業（保育所待機児童対策）

事業の内容	私立幼稚園が認定こども園への移行を前提に行う長時間預かり保育の実施や施設整備に要する費用を補助し、多様化する保育需要に対応する		
関連する法令・規則等	平成 27 年度子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱 倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱		
周知の方法	倉敷市のホームページ 各幼稚園における入園案内・募集要綱等（在園児にはチラシ・園だより）		
施策の成果	保育運営支援事業補助金 （平成 26 年度） ・あさひ幼稚園（運営支援） ・海星幼稚園（同上） ・第二まこと幼稚園（同上） ・くらしき作陽大学附属幼稚園（施設整備・運営支援） （平成 27 年度） ・竹中幼稚園（運営支援）：687 千円 ・海星幼稚園（施設整備：給食調理場改修工事）：16,499 千円		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費（単位：千円）	—	18,103	17,186
うち、私立幼稚園施設整備費補助金	—	11,331	16,499
財源	（運営支援）国の補助率：国庫補助基準額の 1/2 （施設整備）国の補助率：国庫補助基準額の 2/3 市の補助率：同 1/12		
監査手続き	① 担当課にヒアリング ② 公立幼稚園・公立保育園の適正配置計画（平成 27～31 年度）を閲覧 ③ 補助金交付要綱・申請書・交付決定通知・請求書・事業実績報告書等を確認（平成 27 年度）		
監査結果			
合規性	問題なし		
公益性	高い 定員未満の幼稚園は多数あり、保育所待機児童対策の重要施策である		

公平性	問題なし
経済性・効率性・有効性	<p>(経済性・効率性)</p> <p>問題なし</p> <p>補助金交付要綱によると月額補助金は以下のとおりであるが、出来高払い、かつ、年齢により適切に区分されている(国の補助事業)</p> <p>4歳以上児：9,000円  3歳児：11,000円  1・2歳児：57,000円  乳児：107,000円</p> <p>(有効性)</p> <p>問題なし</p> <p>① 子ども・子育て支援新制度への移行割合  平成28年4月1日現在で以下の数値となっており、倉敷市の移行割合は岡山県・全国において非常に高い  倉敷市内の私立幼稚園16園のうち7園が子ども・子育て支援新制度に移行 43.75%  参考：岡山県 10園 28.57% (うち倉敷7園)・全国 29.34%</p> <p>② 長時間預かり保育の実績報告  利用人数は以下のとおり、園によってまちまちであるが、概ね年間にして250日から300日程度の預かり保育を実施しており、問題ないと考える</p> <p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あさひ幼稚園：実施日数269日・167人</li> <li>・海星幼稚園：実施日数277日・115人</li> <li>・第二まこと幼稚園：実施日数292日・203人</li> <li>・くらしき作陽大学附属幼稚園：実施日数286日・85人</li> </ul> <p>(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹中幼稚園：実施日数259日・73人</li> </ul>

#### (9) 児童福祉の監査まとめ

子育てを取り巻く環境は激変している。国民の意識も子どもは専業主婦の母親が育てるものという旧来の常識から、子どもは国の宝であり官民一体で育てるものと変わってきたように思われる。新聞記事によると、専業主婦世帯は1980年の1114万世帯から2015年に687万世帯まで減少し、その裏返しで共働き世帯は614万世帯から1114万世帯へ増加したという。

従来、少子化の急速な進行の一方で、女性の社会進出による共働き世帯の増加により保育サービスの充実が行政に求められてきたが、今年の「保育園落ちた日本死ね」という過激な匿名ブログが契機となり、国会でも取り上げられたことから、厚生労働省も従来の施策を見直してきたようである。

倉敷市では、くらしき子ども未来プランにおいて「子育てするなら倉敷市でと言われるまち」を目標に掲げている。しかし、現在の厚生労働省の指導のもとでは保育所の待機児童の問題と放課後児童クラブ不足の問題を解消できる見込みはない。厚生労働省も重い腰を上げてきているようではあるが、今後の施策が不十分なままであれば倉敷市独自で対応することが必要となる。

個人の問題である結婚や出産に行政がどこまで関与していくべきかについては見解が分かれるところであるが、生まれてきた子どもについては国の宝として社会全体で見守っていく必要があると考える。倉敷市の財政状況は引き続き予断を許さない状況ではあるが、未来の倉敷市を支えてくれる子どもたちのための投資であり、経済性・効率性・有効性を十分に検討して実施される単独事業による支出であれば、やむを得ないのではないだろうか。

#### 第4 倉敷市総合福祉事業団に対する委託金等の支出について

1 倉敷市総合福祉事業団は、倉敷市と一体になり社会福祉に関する事業を適切かつ効率的に経営し、市民の福祉向上及び増進に寄与することを目的に、倉敷市が全額出資して、昭和47年3月に設立された社会福祉法人である。

もともと、倉敷市の福祉関係の施設の受託経営をしていたが、指定管理者制度ができてからは、指定管理者として福祉施設の運営にも関与している。

現在は、下記の児童福祉、高齢者福祉及び障がい者福祉に関する施設について、指定管理がなされている。

施設	公募・非公募の別	備考
くらしき健康福祉プラザ	公募（更新制）	クラレテクノ（株）と共同事業体
まびいきいきプラザ （真備健康福祉館）	公募（更新制）	
倉敷市ふじ園	非公募	
倉敷市くすのき園	非公募	
有城荘	非公募	
西岡荘	公募（更新制）	
まきび荘	非公募	
倉敷児童館	非公募	倉敷、水島、児島、玉島、真備、倉敷北児童センターの6施設
障がい者支援センター	非公募	児島、玉島、水島
倉敷市憩の家	公募（更新制）	倉敷、水島、児島、玉島地区

2 倉敷市総合福祉事業団の平成27年度における資金収支は、次のとおりである。（単位：千円）

科目	合計	本部	ふじ園	くすのき園	児童館	老人福祉センター	身障デイサービス	障害者支援センター	居宅介護等	プラザ	プラザ共同事業体	真備健康福祉館	障がい者就業・生活支援センター	老人憩いの家	内部取引消去
事業活動収入	1,219,235	1,876	64,610	66,949	138,352	98,078	53,258	92,991	217,139	215,480	88,176	66,130	33,174	83,212	△ 190
その他収入	0														
その他	8,774	8,774													
内部収入	0	79,348													△ 79,348
収入合計	1,228,009	89,999	64,610	66,949	138,352	98,078	53,258	92,991	217,139	215,480	88,176	66,130	33,174	83,212	△ 79,539
事業活動支出	1,186,444	57,479	57,850	60,837	126,254	88,312	45,974	88,864	221,026	185,185	84,755	60,764	31,975	77,359	△ 190
施設整備等支出	587		143		165			130	149						
その他支出	0														
その他	25,792	25,792													
内部支出	0		8,053	7,989	13,722	8,471	7,284	5,194	3,694	22,378	532	833	1,200		△ 79,348
支出合計	1,212,823	83,271	66,046	68,826	140,141	96,782	53,258	94,188	224,869	207,563	85,287	61,597	33,174	77,359	△ 79,539
当期収支差額	15,186	6,727	△ 1,436	△ 1,877	△ 1,789	1,295	0	△ 1,197	△ 7,731	7,917	2,889	4,532	0	5,854	0
前期末支払資金残高	588,087	38,703	42,357	82,354	24,667	53,204	39,357	43,976	67,328	98,588	43,575	14,266	31	39,681	
当期末支払資金残高	603,273	45,430	40,921	80,477	22,877	54,499	39,357	42,780	59,597	106,506	46,464	18,799	31	45,535	0



3 倉敷市総合福祉事業団の平成 23 年度から平成 27 年度までの倉敷市との取引金額（主に委託料）は次のとおりである。

（単位：千円）

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
くすのき園	45,759	65,179	65,891	62,935	63,580
児童館	135,877	133,878	122,362	135,473	135,473
老人福祉センター	96,523	98,077	98,670	108,011	97,923
身体障がい者デイサービスセンター	52,177	52,467	50,731	52,327	53,153
障がい者支援センター	94,360	98,862	100,290	87,868	89,134
くらしき健康福祉プラザ （受託事業）	197,629	205,040	202,101	208,977	214,337
老人憩の家	65,884	68,179	66,447	81,318	83,026
障がい者就業・生活支援センター	4,228	4,381	3,474	3,764	4,174
くらしき健康福祉プラザ （管理運営・貸館事業）	78,600	78,600	78,600	79,050	79,187
ふじ園	56,994	57,798	59,436	55,366	55,439
真備健康福祉館	48,036	48,036	48,036	49,444	48,464
合 計	876,067	910,497	896,038	924,533	923,890

#### 4 監査手続き及び監査結果

##### (1) 監査手続き

倉敷市総合福祉事業団のインターネットホームページにおいて公開されている決算報告書及び倉敷市に対する事業報告書等並びに契約関係の書類について精査した。

また、ふじ園及びくすのき園の職員から事業内容を聴取し、倉敷市総合福祉事業団の担当者から、経理の疑問点について説明を受けた。

ただし、倉敷市からの指定管理及び委託事業に関連する項目を主な監査対象としており、以下はその調査の過程で把握した事項であり、同事業団自体を監査したものではない。

##### (2) 監査結果

A. 今後契約することとなる指定管理契約、委託契約については、指定管理料等の金額が適正な水準となるよう算定根拠を見直すべきである。【意見】

倉敷市総合福祉事業団の事業全体での資金収支について、平成 22 年度から同 27 年度までの実績は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資金収支差 額	56,876	57,095	24,705	3,292	14,319	15,185
支払資金残 高	488,673	545,769	570,475	573,767	588,087	603,273

平成 27 年度資金収支表を見ると、収入 1,228,009 千円のうち、923,890 千円と収入の 75 パーセントが倉敷市からの事業等によるものである。

なお、ふじ園、くすのき園、児童館等、当期収支差額がマイナスとなっているが、これは、内部支出として本部経費を支出したためであり、内部支出を戻せば、事業単体でも十分に黒字となっている。

倉敷市総合福祉事業団全体の収支は、この2年15,000千円ほどの黒字であり、支払資金残高すなわち内部留保資金も6億円を超えている。

事業のほとんどが倉敷市からのものであるため、収支差額が大きくなった理由を質問したところ、例えば、ふじ園やくすのき園においては、委託期間が5年のため、5年分の見積もりに基づいて委託料の算定をするが、その間に高給の職員の退職等により人件費が減少した結果、委託料に余剰が生じたとのことであった。

要は人件費が減少したために生じた差額とのことである。

倉敷市総合福祉事業団は、平成23年度の包括外部監査において、平成22年度の指定管理料を除く事業の委託契約について監査を受けているが、すべての事業で収支差額がプラスとなっており、当初の委託料が高額であったのではないかとの意見が付された。

同年の監査においても、収支差額がプラスとなった理由について、人事異動により正規職員が嘱託に変更になった等人件費が当初予算より減額になったとのことである。

当事業団においては、平成23年度監査以降も毎年の収支差額がプラスであり、人件費の差額ばかりが原因とは到底考えられず、当初の委託料等が高額に過ぎたと考えるのが相当である。

ふじ園、くすのき園の指定管理料の算定については、予算を積み上げて計算されていたが、当初の予算と決算に乖離があり、そのために剰余が生じたものと考えられ、さらに委託期間が数年に渡る場合には、その乖離がより大きくなる状況となっている。

以上から、現状のままでは、市からの事業による当事業団の剰余は増える一方であるため、契約の見直しが必要と考える。

委託契約の場合は、翌年の予定価額を見直すか、精算条項を設けることが必要である。

指定管理契約については、いったん契約を締結すれば、その指定期間での指定管理料は確定するので見直しは困難である。当事業団との指定管理契約は、多くが非公募であり、公募の場合も更新制となっているため、競争原理が働かず、指定管理料が固定化されがちである。よって、契約更新時に応募方法も見直す必要がある。

昨今、指定管理への応募者が減少しており、指定管理料を見直した場合に、応募者が集まらない懸念があるのは事実である。

しかし、上記の現状を考えると、契約更新時には、適正な算定根拠による指定管理料の見直しが必要である。

## B. 内部留保の処分について、今後適正な処理が必要である【参考】

上記のとおり、平成 27 年度、内部留保が 603 百万円（平成 27 年度）となっている。

平成 23 年にも外部監査がされているが、平成 22 年度からの間に 120 百万円増加した計算である。

前記のとおり、その 75 パーセントが倉敷市からの事業であり、かつそもそも倉敷市総合事業団自体倉敷市が設立した団体である。

収支の黒字は、倉敷市からの事業によるところが大きい。

内部留保の市への返還について、担当課による説明では、倉敷市とは別の団体であることを理由に返還を求めない方針であること、指定管理者制度は、市が定めたサービス水準を満足することを条件としており、指定管理者がその能力を十分発揮できる体制を整えるため、指定管理料は議会の承認を得て指定管理期間満了までの債務負担行為を設定することにより確定しており、その制度趣旨からも精算がなされないため、返還を求めること自体不適切であると回答を得ている。

しかし、別団体であっても上記のように密接な関係にある団体であること、指定管理料もその算定基準が適切ではないために多額の内部留保を生じさせて、有意義な利用がなされていないのは事実である。

当事業団は社会福祉法人であるため、社会福祉法人の制度改正により、余剰が生じていれば、今後、社会福祉事業として社会へ還元する「社会福祉充実計画」の実施が必要となる。この計画の中で、市の福祉事業へ還元することが可能ではないかと考える。

## 第5 指導監査課

### 1 指導監査課の概要

#### (1) 指導監査課の業務

指導監査課の業務は次のとおりである。

指導監査と実地指導では業務の対象と内容が異なっている。

##### ①指導監査業務

社会福祉法人及び社会福祉施設に対して指導監査を行なうこと。

##### ②実地指導業務

介護保険サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対する実地指導

##### ③認可・許可業務

社会福祉法人の設立、定款変更及び解散等の認可

介護保険サービス事業者の指定、介護老人保健施設の開設の許可

##### ④立入検査業務

有料老人ホームに対する立入検査

#### (2) 指導監査の対象について

指導監査の対象となる、社会福祉法人及び社会福祉施設について説明する。

##### ① 社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うこと目的として設立された、公益法人の一種であり、民間における社会福祉の担い手として重要な役割を果たしている。

社会福祉法人の数は、平成 27 年 4 月現在で、全国で 19,823 法人、岡山県内で 347 法人、倉敷市内で 78 法人である。

#### 社会福祉法人

「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。(社会福祉法第22条)

公益法人に対する特別法人として設立されたものであり、強い公的規制の下、助成を受けられる特別な法人として創設された。

### <経営原則>

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。また、社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。(社会福祉法第24条)

### <運営事業>

社会福祉法人が運営する事業は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業である。  
(社会福祉事業)

社会福祉事業には、次のとおり第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業がある。

#### (第1種社会福祉事業)

利用者への影響が大きい。経営安定を通じた利用者保護の必要性が高い事業(主として入所施設サービス)

経営主体は、原則として行政及び社会福祉法人で、設置して経営するときは所轄庁への届出が必要。

その他の者が、経営しようとするときは所轄庁の許可が必要。

個別法により、保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは行政及び社会福祉法人に限定。

(例) 障がい者支援施設、重症心身障がい児施設、養護老人ホーム

#### (第2種社会福祉事業)

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業(主として在宅サービス)

経営主体には、制限なし。届出をすることにより経営可能。

(例) 保育所、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業

#### (公益事業及び収益事業)

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(公益事業)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業(収益事業)を行うことができる。(社会福祉法第26条)

#### <所轄庁>

社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。

ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。)(社会福祉法第30条)

#### <設立要件等>

社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。(社会福祉法第31条)

#### <役員>

社会福祉法人が、安定的で適正な運営ができるように、設立の際に、役員や資産等について一定の要件が課されている。

#### <資産>

施設を経営する法人は、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件につき、所有権を有していること、または国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要。

#### <規制・監督と支援・助成>

社会福祉法人については、規制・監督と支援・助成を一体的に行い、安定的な事業の実施を確保するための仕組みが制度化されている。

出典 主として厚生労働省の HP、一部外部監査人が加工

### 社会福祉法人への指導監査の根拠法令 社会福祉法第 56 条

#### ②社会福祉施設

社会福祉施設とは、次ページの表のとおり、児童福祉、障害福祉、老人福祉及び保護の施設の総称である。

社会福祉施設の運営主体には特段制限はなく、県や市の地方公共団体の場合や、上記の社会福祉法人、NPO 法人(特定非営利活動法人)、株式会社等様々である。

社会福祉施設への指導監査の法令根拠 それぞれ施設の事業を規制する法令で定められている。

社会福祉施設の数、平成 27 年 4 月現在で、倉敷市内で、162 施設である。

#### 社会福祉施設の一覧

児童福祉施設	根拠法令
保育所・保育所型認定こども園	児童福祉法第46条
幼保連携型認定こども園	④第19条
児童館	児童福祉法第46条
母子生活支援施設	児童福祉法第46条
障害サービス事業所（障害児相談）	児童福祉法第24条の34
障害福祉施設	
障害福祉施設（社福）	社会福祉法第70条
障害サービス	⑤第48条
障害サービス（相談）	⑤第51条の27
老人福祉施設	
特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム	老人福祉法第18条
養護老人ホーム	老人福祉法第18条
ケアハウス	社会福祉法第70条
保護施設	
保護施設	生活保護法第44条

④就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### (3) 実地指導の対象について

実地指導の対象となる、介護保険サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者について説明する。

#### ①介護保険サービス事業者

介護保険の介護サービスを提供する事業者のことであり、予め「サービスの種類ごと・事業所ごと」に、都道府県知事又は市町村長の指定または許可を受けたものである。介護保険サービス事業者は、提供した介護サービスについて、介護保険に介護報酬の請求ができる。

事業者の制限はなく、指定または許可を受けることで、法人等は事業者となれ



る。

次の表のとおり、介護保険サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに区分される。

ここで、地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系であり、市町村が事業者の指定や監督を行う。

施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができ、事業所が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっている。

### 介護保険サービス一覧

居宅サービス等	(1) 訪問介護・介護予防訪問介護
	(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
	(3) 訪問看護・介護予防訪問看護
	(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
	(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
	(6) 通所介護・介護予防通所介護
	(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
	(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（単独・特養以外併設）
	(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
	(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
	(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
	(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
	(13) 居宅介護支援
	(14) 介護予防支援
地域密着型サービス	(1) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
	(2) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
	(3) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
	(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(5) 看護小規模多機能型居宅介護
	(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス
	(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護
	(8) 地域密着型通所介護
施設サービス	(1) 介護老人福祉施設
	(2) 介護老人保健施設
	(3) 介護療養型医療施設

### ②障がい福祉サービス事業者

障害者総合支援法による、障がい福祉サービスを提供する事業者のことであ

り、介護保険と同様に、都道府県知事又は市町村長の指定または許可を受けたものである。事業者の制限はなく、指定または許可を受けることで、法人等は事業者となれる。

次の表のとおり、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」となる。市町村の創意工夫により、柔軟に実施できる「地域生活支援事業」「相談支援事業」がある。

#### 障がい福祉サービス一覧

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所(ショートステイ)
	療養介護
	生活介護
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型＝雇用型、B型)
	共同生活援助(グループホーム)
地域生活支援事業	移動支援
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
相談支援事業	地域移行支援
	地域定着支援

#### (4) 指導監査課の体制

平成27年4月現在で、正規職員17名、嘱託職員3名である。  
担当区分としては、介護関係13名、介護以外7名である。

#### (5) 対象法人・社会福祉施設、サービス事業所等の状況

指導監査の対象となる社会福祉法人・社会福祉施設、実地指導の対象となる介護保険サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者及び立入検査の対象となる有料老人ホームの数について年次推移を次表に示す。

## 指導監査・実地指導の対象数の推移

	対象数			
	平成24	平成25	平成26	平成27
1 社会福祉法人	78	77	77	78
2 社会福祉施設	139	144	156	162
ア 障がい者支援施設等		9	9	10
イ 老人福祉施設		35	44	48
ウ 児童福祉施設		100	103	104
<b>指導監査計</b>	217	221	233	240
3 介護保険サービス事業所	613	744	807	820
ア 居宅サービス事業所	384	450	490	491
イ 地域密着型サービス事業所	103	119	128	138
ウ 居宅介護支援事業所	108	113	122	123
エ 介護老人福祉施設	18	19	23	24
オ 介護老人保健施設等		18	19	19
カ 介護予防支援事業所		25	25	25
4 障がい福祉サービス事業所等	197	340	375	399
ア 障がい福祉サービス事業所	186	279	295	297
イ 障がい者支援施設	6	6	6	7
ウ 相談支援事業所	5	54	73	94
エ 重度障がい者等包括支援事業所	0	1	1	1
<b>実地指導計</b>	810	1,084	1,182	1,219
5 有料老人ホーム（立入検査）	43	47	50	52
<b>合計</b>	1,070	1,352	1,465	1,511

指導監査の対象数について、社会福祉施設が増加しており、そのうち老人福祉施設が増加している。

老人福祉施設が増加した理由は、主として、従来型にユニット型（プライバシー保護の観点から、入居者の居室は全室個室とした特別養護老人ホームのこと）を併設していた施設が、平成26年度からユニット型が分離し、独立の施設として扱われることとなったためである。

それ以外はほぼ一定である。

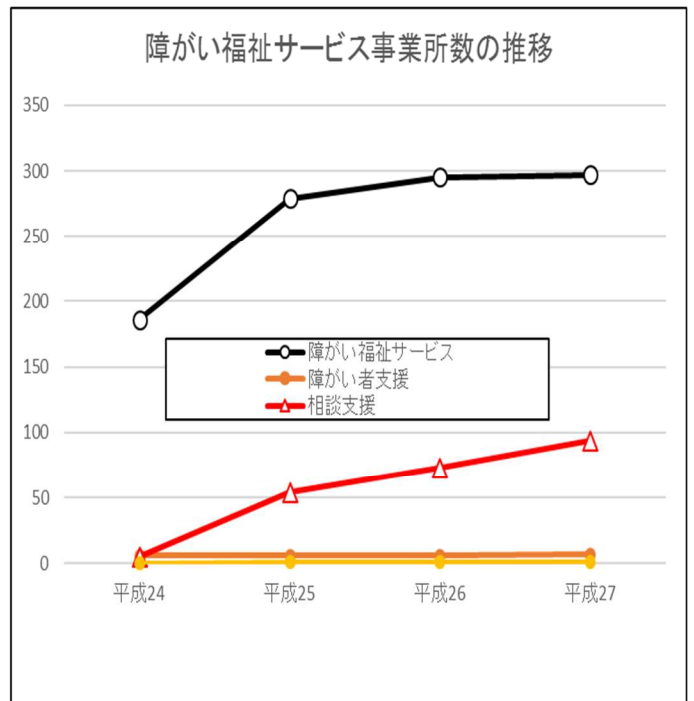
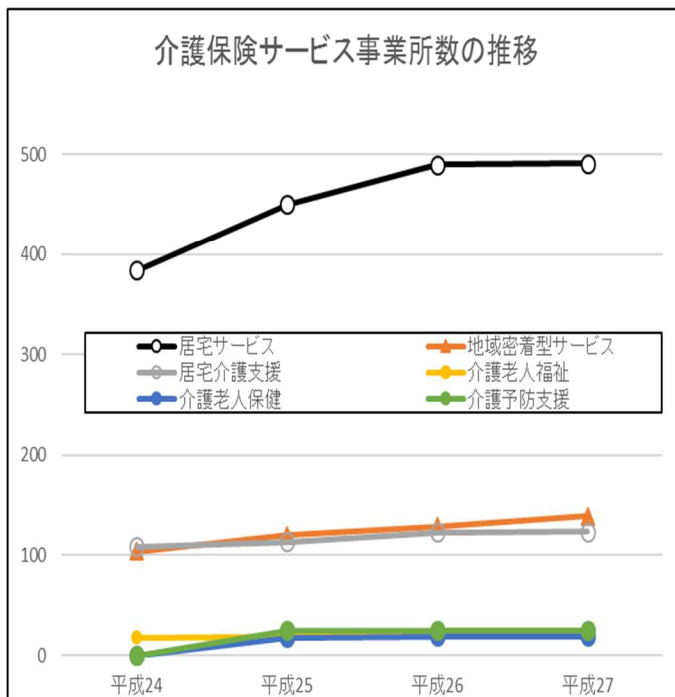
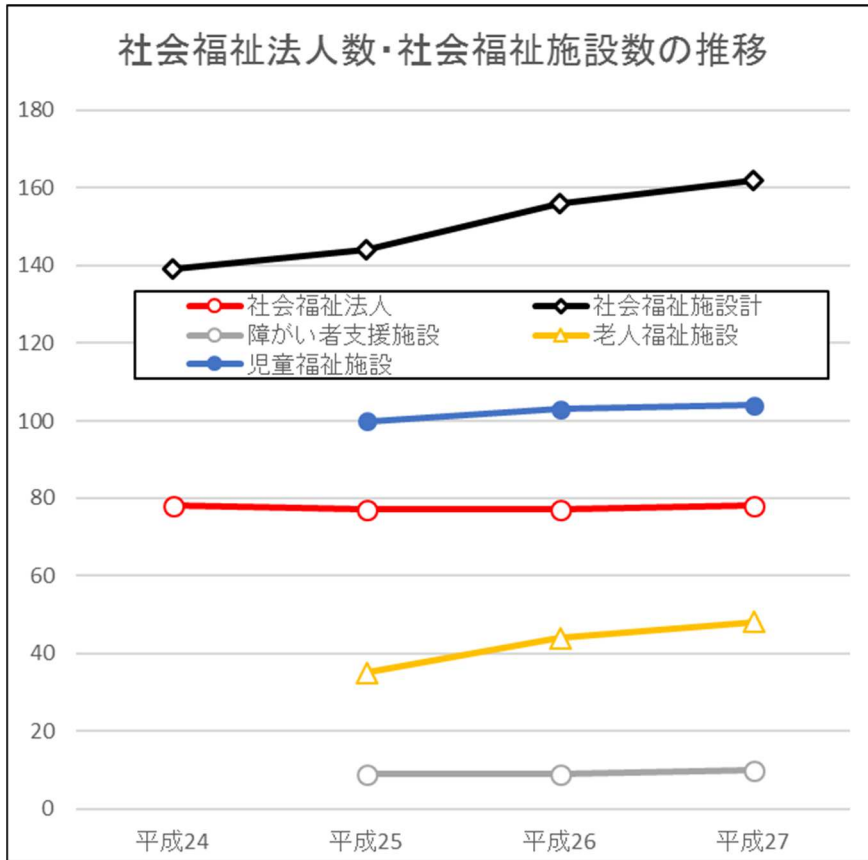
実地指導の対象数について、介護保険サービス事業所については、居宅サービス事業所数が平成24年～平成26年に増加している。また、地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所も増加している。

居宅サービス事業所数が増加した理由は、対象となる利用者の増加に伴い、事業所の参入が増加したためである。

障がい福祉サービス事業所については、相談支援事業所が増加している。

相談支援事業所が増加した理由は、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の一部改正により、平成27年4月から障害福祉サービスを利用するに当たり、「サービス等利用計画」の作成が必要となったため、計画を作成する相談支援事業所が

増加したためである。



## 2 指導監査の概要

指導監査は、社会福祉法人及び社会福祉施設に対して指導事項に対しての事業運営及び施設運営について適正かつ円滑な社会福祉法人の法人運営及び事業経営並びに社会福祉施設の事業運営及び施設運営の確保を図ることを目的とするものである。倉敷市では、指導監査の基本事項を定めるため、「倉敷市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱(以下監査実施要綱という)」を制定している。

### ①指導監査の対象

倉敷市内に所在する社会福祉法人及び社会福祉施設のうち、法令の規定により、その指導監査が中核市の処理する事務とされているものを指導監査の対象とする。

### ②指導監査の種類

指導監査には、一般指導監査と特別指導監査がある。

一般指導監査は、原則年一回(適切な運営がなされている児童福祉施設を除く法人、施設では2年に1回)実施するものである。

特別指導監査は、一般指導監査の結果その他の事情により、不正または著しい不当、その他問題を有する法人や社会福祉施設に対して随時に実施するものである。

通常、指導監査といえば一般指導監査のことをいう。

### ③指導監査の頻度

監査実施要綱によると、「一般指導監査は、実施計画を策定の上、原則として年1回は、実地に全対象社会福祉法人、施設に対して実施するものとする。ただし、前年度における一般指導監査の結果、適正な運営が確保されていると認められる社会福祉法人、施設(児童福祉施設を除く。)のうち次の各号のいずれにも該当するものについては、2年に1回の一般指導監査とすることができる。(以下省略)」となっている。毎年か隔年ごとの指導監査が行われることとなる。

### ④指導監査の実施方法

指導監査は次の手順で実施される。

- ・監査計画の策定(年度初め) 次ページを参照

監査計画を年度当初に事前に策定し、監査対象の選定、監査の方針、実施時期及び具体的実施方法を定める。

・実施通知

監査の日程を相手に文書で通知して、事前に指導監査資料の提出を求める

・現場監査

通常監査は 2～3 名で実施、監査マニュアルを使用して、ヒアリング、資料閲覧を実施する。

法人監査と施設監査を同時に行う。

また、介護保険・障がい施設への実地指導も 3～4 人で同時に行う。

⑤指導監査の事前提出資料

社会福祉法人や社会福祉施設の組織・運営内容等を記載した事前提出資料が次のとおり用意されている。

**指導監査の事前提出資料**

対象施設		指導監査の事前提出資料
社会福祉法人		社会福祉法人指導監査資料
生活保護施設	救護施設	社会福祉施設 救護施設
	授産施設	社会福祉施設 生活保護授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	社会福祉施設 特別養護老人ホーム(従来型、ユニット型、ユニット型地域密着型共通)
	養護老人ホーム	社会福祉施設 養護老人ホーム
	軽費老人ホーム	社会福祉施設 軽費老人ホーム(ケアハウス)
障がい者支援施設		社会福祉施設 障がい者支援施設
児童福祉施設	民間保育所	民間保育所 保育所型認定こども園
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園
	児童厚生施設(児童館)	児童厚生施設(児童館)
	母子生活支援施設	母子生活支援施設
	公立保育所	公立保育所

平成27年度指導監査の計画(実施方針)

	平成27年度監査対象数	平成27年度監査実施予定	平成26年度実施数	対前年増減	免除等の方針	備考	免除候補	
社会福祉法人	77法人	60法人	55法人	5	17法人	社会福祉法人 H26.4.1→H27.4.1 77→77	8法人	
社会福祉施設	児童福祉施設	104 ・民間保育所72 ・幼保連携型認定こども園2 ・公立保育所23 ・母子支援1 ・児童館6	93 公立は12	91 ・民間保育所72 ・公立保育所12 ・母子支援1 ・児童館6	2	公立保育所は2年に1回	児童福祉施設 H26.4.1→H27.4.1 100→104 ・民間保育所 72 ・幼保連携型認定こども園 2 ・公立保育所 23 ・母子支援(鶴心寮) 1 ・指定管理児童館 6	公立保育所は2年に1回
	老人福祉施設	98 ・特養23 ・ミニ特養11(うち新設3) ・ケアハウス11 ・養護2 ・有料51	26 プラス有料10程度	31 ・特養11 ・ミニ特養6 ・ケアハウス5 ・養護2 ・有料7	5	・特養とミニ特養は、介護保険の現地指導と同時実施。 ・有料老人ホームは、住宅型5、介護付5.介護付は介護保険の現地指導と同時実施。	老人福祉施設 H26.4.1→H27.4.1 92→96 ・特養22→23 ・ミニ特養8→9+2 ・ケアハウス11 ・養護2 ・有料50→51	21 ・特養11 ・ミニ特養5 ・ケアハウス3 ・養護2
	生活保護施設	2	2	0	2		生活保護施設 H26.4.1→H27.4.1 2→2	
	事業授産施設(社福法)	1	1	0	1		事業授産施設 H26.4.1→H27.4.1 1→1	
	障害者支援施設	7(うち新設1)	4	4	0		障がい者支援施設 H26.4.1→H27.4.1 6→6	3 施地内、他
障がいサービス	374	60	52	8				

ミニ特養:地域密着型特別養護老人ホーム

### ⑥指導監査マニュアル

監査現場において、職員が使用するもので、監査項目がチェックリスト形式で記載されている。監査結果を直接このチェックリストに記入している。

次の表のとおり、監査対象別に分かれており、さらに「全体・管理」「処遇」「処遇給食」「会計」別に分かれており、非常に多種である。それぞれが数ページから20ページ程度ある。

#### 監査マニュアル一覧

社会福祉法人		社会福祉法人指導監査マニュアル		
		全体・管理	処遇	処遇給食
児童福祉施設	保育所・保育所型認定こども園	保育所運営マニュアル	入所者支援マニュアル	入所者支援マニュアル（給食）
	幼保連携型認定こども園		処遇マニュアル	入所者支援マニュアル（給食）
	児童館	児童館マニュアル		
	母子生活支援施設	運営管理マニュアル（児童）	処遇マニュアル（児童）	
障害福祉施設（社福）		運営管理マニュアル	障害者施設処遇マニュアル	処遇マニュアル（障害：給食）
老人施設福祉施設	特別養護老人ホーム・地域密着型を含む	運営管理マニュアル	処遇マニュアル（特養）	処遇マニュアル（特養：給食）
	養護老人ホーム	運営管理マニュアル（養護）	処遇マニュアル（養護）	処遇マニュアル（養護老人ホーム：給食）
	ケアハウス	指導監査マニュアル（軽費老人ホーム管理運営）	軽費老人ホーム処遇マニュアル	処遇マニュアル（ケアハウス：給食）
保護施設		マニュアル（保護運営管理）	マニュアル（保護処遇）	
有料老人ホーム		有料老人ホーム自己点検シート		

#### 会計関係

社会福祉法人 監査マニュアル	(共通) 新会計基準
	(ケアハウス)
	(移行処理)
	(就労支援・授産事業)

### ⑦実施体制

指導監査と実地指導を同時に実施する。担当職員は、介護関係で2～3名、施設運営、法人、処遇、会計で3～4名体制で、半日から1日で実施している。会計については、嘱託職員が担当している。

### ⑧実施結果の通知

監査結果を復命書として作成し、結果通知書と一緒に決裁を受けたのち、結果通知書を相手に文書で送付する。

結果通知書の記載には、口頭指摘と文書指摘がある。



### ⑨改善報告書の提出

文書指摘事項がある場合は、提出期限を定めて改善報告書の提出を文書で求める。

## 3 指導の概要

指導は、介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所等(以下事業者等という)に対して、そのサービスの質の確保と給付の適正化を図るため、介護給付等に係るサービスの内容及び介護給付等の費用請求について実施する。

倉敷市では、「倉敷市介護保険施設等指導要綱」「倉敷市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」を制定している。

### ① 指導の目的・方針

指導は、事業者等に対し、条例等に定める基準、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等の請求等に関する事項について、周知徹底させるために実施する。

### ②指導形態

指導の形態は、集団指導と実地指導がある。

#### A 集団指導

集団指導は、市長が指定の権限を持つ事業者等に対し、一定の場所に集めて講習等の方法により行うもの。

#### B 実地指導

実地指導は、事業者等の事業所において行うものとし、その形態は、次のとおり。

イ 一般指導 市が単独で行う指導

ロ 合同指導 市及び国が合同で行う指導

### ③実地指導の頻度

指導監査と異なり、特に定めはない。

倉敷市では、実施方針を定めている。(実地指導計画を参照)

### ④実地指導の実施方法

実施手順は、指導監査の場合とほぼ同様である。

手順としては、

- ・実地指導計画の策定(年度初め) 次々ページ参照
- ・実施通知
- ・現場指導

実地指導は2～4人で同時に行う。

法人監査や施設監査も該当する場合は同時に行う。

指導監査と異なり、市独自のマニュアルはないが、施設系は「介護保険施設等実地指導マニュアル」に則って行っている。

事前に記入された自己点検表を用いて担当職員が、資料を閲覧とヒアリングを実施した結果を、追加記入する。

#### ⑤実地指導の事前提出資料

事業者等の組織・運営内容等を記載した事前提出資料とチェックリスト形式の自己点検表が次ページのとおり、用意されている。

対象施設や事業が様々であるため、多様な自己点検表となっている。

#### ⑥監査への変更

次のいずれかに該当するときは、実地指導を中止し、直ちに監査となる。

・著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。

・介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正なものと認められるとき。

#### ⑦実施結果の通知及び改善報告書の提出

指導監査と同様に、復命書を作成し、結果通知を送付する。

文書指摘があるものについては、改善報告書の提出を求める。

実地指導の事前提出資料・自己点検シート

		事前提出資料	自己点検シート	
介護老人福祉施設		資料1(表紙、入所者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編) 従来型 (人員・設備・運営編) ユニット型	(介護報酬編)介護老人福祉施設 (介護報酬編)短期入所生活介護
地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・臨時対応型訪問介護 看護	資料1(表紙、入所者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編)	(介護報酬編)
	看護小規模多機能型居宅介護	資料(勤務表・利用実績)	(人員・設備・運営編)	(介護報酬編)
	認知症対応共同生活介護	資料1、提出資料2	(人員・設備・運営編)	(介護報酬編 表紙)(介護報酬編)
	認知症対応通所介護	資料1(表紙、入所者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編)	(介護報酬編)
	地域密着型通所介護	資料1(表紙、入所者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編)	(介護報酬編)
	小規模多機能型居宅介護	資料(勤務表・利用実績)	(人員・設備・運営編)	(介護報酬編)
	地域密着型介護老人福祉施設	資料1(表紙、入所者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編)	(介護報酬編)地域密着型介護老人福祉施設 (介護報酬編)短期入所生活介護
介護サービス施設・事業所				
居宅サービス事業	特定施設入居者生活介護	資料1(表紙、入所者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(一般型:人員・運営編) (外部サービス利用型:人員・運営編)	(介護報酬編)
	短期入所生活介護	資料1(表紙、入所者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編) 従来型 (人員・設備・運営編) ユニット型	(介護報酬編)
	訪問介護	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)
	訪問入浴介護	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)
	訪問看護	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)
	訪問リハビリ	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)
	通所介護	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)
	通所リハビリ	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)
	福祉用品貸与・販売	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)
居宅介護支援事業	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・運営編)	(介護報酬編)	
介護老人福祉施設	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編) 従来型 (人員・設備・運営編) ユニット型	(介護報酬編) 介護老人福祉施設 (介護報酬編) 短期入所生活介護 (介護報酬編)	
介護老人保健施設	資料1(表紙、利用者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編) (特別療養費編)	介護老人福祉施設 (介護報酬編)	
介護療養型医療施設	資料1(表紙、入院患者状況) 資料2(勤務形態一覧表)	(人員・設備・運営編) 介護療養型 (特定診療費) 介護療養型医療施設	(介護報酬編) 介護療養型医療施設 (介護報酬編) 短期入所療養介護	
介護予防支援事業	職員勤務表	(人員・運営編)	(介護報酬編)	

## 成27年度介護保険事業所実地指導計画

平成26年度から機構改革により介護保険課事業者指導係を指導監査課へ統合し、介護保険事業所に対する一元化した指導を行っている

	サービス種別	事業所数	実施予定数(H27)	実施実績(H26)	備考
施設系	介護老人福祉施設(特養)	23	12	12	介護老人福祉施設・・・前年度実施1施設を含む12施設で実施予定。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	4	5	(介護予防)特定施設入居者生活介護・・・老人福祉法における有料老人ホーム実地指導と同時に行う。
	介護老人保健施設(老健)	16	7	9	
	介護療養型医療施設	3	2	1	認知症対応型共同生活介護・・・施設系に分類しているが、小規模であり4～5年サイクルで実施している。
	認知症対応型共同生活介護	75	17	18	
	(介護予防)特定施設入居者生活介護	28	7	7	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0	1	
小計	155	49	53		
居宅系	(介護予防)短期入所生活介護	41	12	16	「社会福祉法人・施設及び介護保険事業所等の指導の実施に係る方針」にわり、居宅系サービス事業所については3～4年に1回の原則を踏まえながら実地指導を行う。
	(介護予防)短期入所療養介護	19	9	8	
	(介護予防)訪問介護	110	30	27	
	(介護予防)訪問入浴介護	8	2	2	
	(介護予防)訪問看護	29	6	6	
	(介護予防)訪問リハビリテーション	4	0	1	
	(介護予防)居宅療養管理指導	8	0	0	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	—	
	(介護予防)通所介護	156	40	32	
	(介護予防)通所リハビリテーション	42	0	6	
	特定(介護予防)福祉用具販売	25	5	2	
	(介護予防)福祉用具貸与	22	5	2	
	認知症対応型通所介護	15	2	3	
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	30	5	5	
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	—	
	居宅介護支援	121	31	26	
	介護予防支援	25	7	12	
小計	657	156	148		
合計	812	205	201		

### 平成27年度実地指導の計画(実施方針)

	平成27年度監査対象数	平成27年度監査実施予定	平成26年度実施数	対前年増減	免除等の方針	備考	免除候補
障がいサービス	374	60	52	8			

#### 4 実施状況

##### (1) 指導監査、実地指導、立入検査の状況

指導監査が平成27年度に実施した、指導監査、実地指導及び立入検査の実施状況を示す。

平成27年度 指導監査・実地指導・立入検査の実施状況		対象数	実施数	実施割合	
			指導監査		
1	社会福祉法人	78	59	75.6%	
2	社会福祉施設	ア 障がい者支援施設等 ①	10	7	70.0%
		イ 老人福祉施設	48	25	52.1%
		ウ 児童福祉施設	104	94	90.4%
		<b>指導監査計</b>	240	185	77.1%
			<b>実地指導</b>		
3	介護保険サービス事業所	ア 居宅サービス事業所	491	119	24.2%
		イ 地域密着型サービス事業所	138	32	23.2%
		ウ 居宅介護支援事業所	123	33	26.8%
		エ 介護老人福祉施設	24	12	50.0%
		オ 介護老人保健施設等 ②	19	8	42.1%
		カ 介護予防支援事業所	25	7	28.0%
4	障がい福祉サービス事業所等	ア 障がい福祉サービス事業所	297	46	15.5%
		イ 障がい者支援施設	7	4	57.1%
		ウ 相談支援事業所 ③	94	6	6.4%
		エ 重度障がい者等包括支援事業所	1	0	0.0%
	<b>実地指導計</b>	1,219	267	21.9%	
5	有料老人ホーム (立入検査)	52	11	21.2%	
	<b>合計</b>	1,511	463	30.6%	

① 障がい者支援施設7、生活保護法に基づく救護施設1、同授産施設1、社会福祉法に基づく授産施設1を併せたもの。

② 介護老人保健施設16、介護療養型医療施設3を併せたもの。

③ 地域相談支援事業所35、計画相談支援事業所33、障がい児相談支援事業所26を併せたもの。

指導監査については、実施割合(対象数に対する実施数の割合)は、全体(社会福祉法人と社会福祉施設の合計)で約77%である。児童福祉施設が90%で高く、老人福祉施設が52%と低くなっている。

実地指導については、実施割合は、全体(介護保険サービス事業所と障がい福祉サービス事業所等の合計)で約21%であり、指導監査の実施割合に比べて低い。障がい福祉より介護保険の方が実施割合が高い。

有料老人ホームの立入検査については、実施割合は約21%であり、実地指導の実施割合とほぼ同じである。

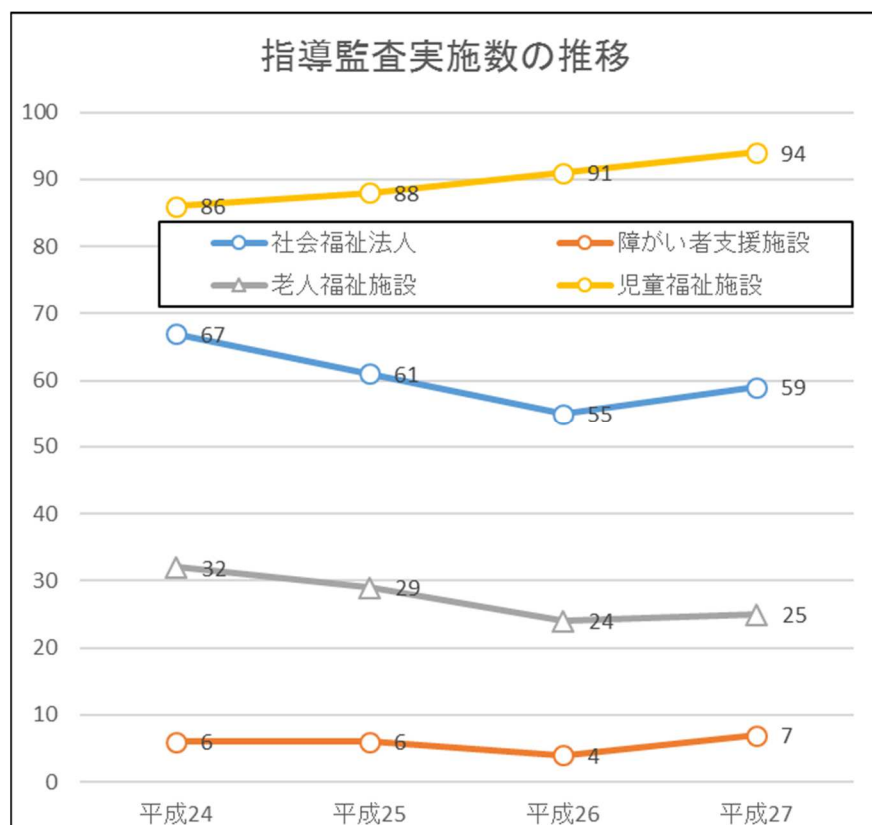
##### (2) 指導監査の実施推移

指導監査の実施数の推移を示す。

実施数は、社会福祉法人、老人福祉施設が減少し、児童福祉施設が増加している。

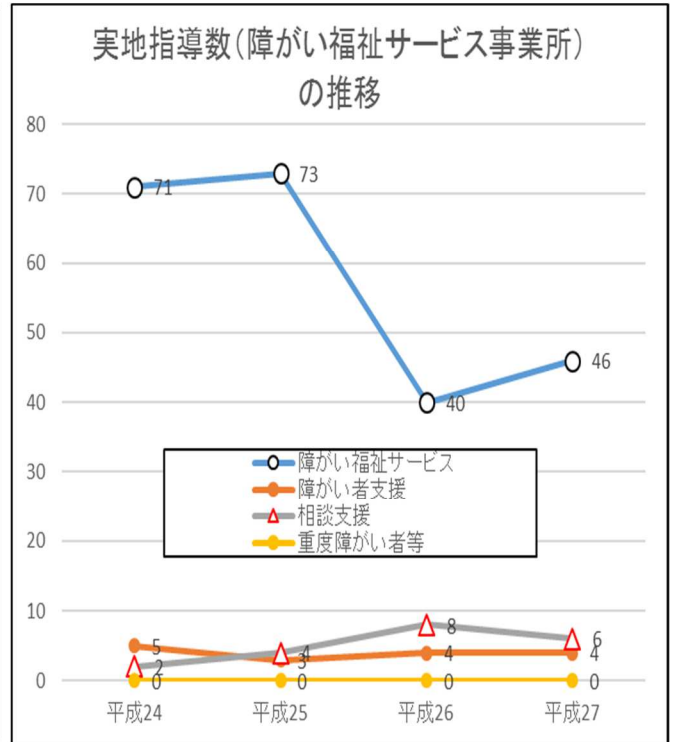
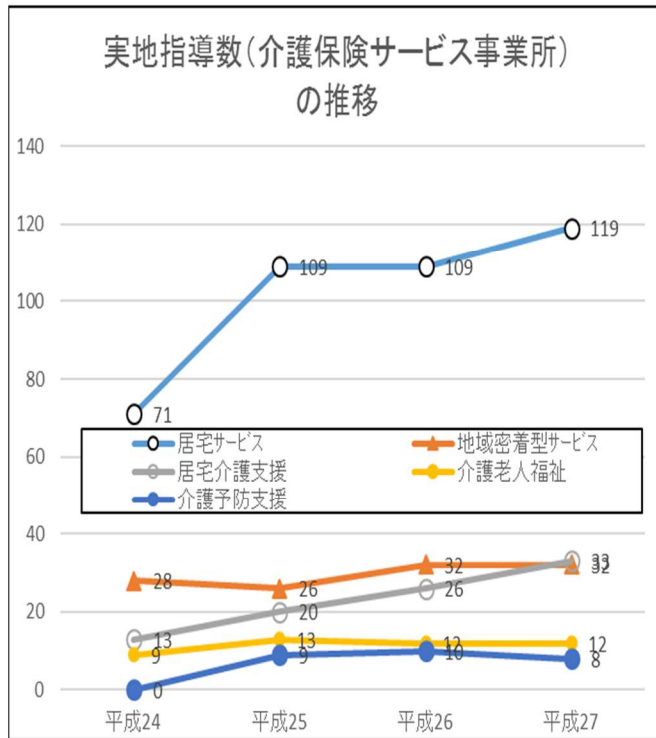
老人福祉施設についての実施数の減少の理由は、以前は新設した特別養護老人ホームは、3年程度は毎年指導監査を行っていたが、現在は新設時から2年に1度としているためである。

児童福祉施設についての実施数の増加の理由は、増設・民営化があり、毎年実施する指導対象が増えたためである。



### (3) 実地指導の実施推移

実地指導の実施数の推移を示す。



介護保険サービス事業所への実地指導については、居宅サービスと居宅介護支援の増加が目立っている。増加した理由は対象事業所数が増えたためである。

障がい福祉サービス事業所への実地指導については、障がい福祉サービスが減少している。減少した理由は、指導監査を実施したためそのための要員が必要となり、障がい福祉サービスを担当する職員数が減少したためである。

(4) 指導監査・実地指導の実施結果としての指摘の状況  
 指導監査・実地指導を実施した結果としての、文書指摘の件数を示す。

平成27年度 指摘等の状況		実施数	指摘件数	平均指摘 件数
1	社会福祉法人	59	146	2.5
2	社会福祉施設			
	ア 障がい者支援施設等	7	8	1.1
	イ 老人福祉施設	36	30	0.8
	ウ 児童福祉施設	94	99	1.1
	指導監査計	196	283	1.4
3	介護保険サービス事業所			
	ア 居宅サービス事業所	119	191	1.6
	イ 地域密着型サービス事業所	32	95	3.0
	ウ 居宅介護支援事業所	33	13	0.4
	エ 介護老人福祉施設	12	56	4.7
	オ 介護老人保健施設等	8	42	5.3
	カ 介護予防支援事業所	7	1	0.1
4	障がい福祉サービス事業所等			
	ア 障がい福祉サービス事業所	46	96	2.1
	イ 障がい者支援施設	4	2	0.5
	ウ 相談支援事業所	6	1	0.2
	エ 重度障がい者等包括支援事業所	0	0	0.0
	実地指導計	267	497	1.9
	合計	463	780	1.7

イ 老人福祉施設には、有料老人ホームを含んでいる。

1 施設・法人あたりの文書指摘数については、指導監査では、1.4件、実地指導では1.9件で、全体で1.7件となっている。



## 5 実施した監査手続き

指導監査について、実施した監査手続きは次のとおりである。

- ① 根拠法令等の入手・閲覧
- ② 指導監査課が担当する業務である、指導監査・実地指導等(以下監査等という)の根拠となる、国や県の法令、条例、規則及び通知等を入手・閲覧した。
- ③ 倉敷市が定めた条例、規則、内規及び方針等を入手・閲覧した。
- ④ 監査等の対象となる法人や事業所の一覧を入手した。
- ⑤ 指導監査課が策定した監査等の計画書を入手した。
- ⑥ 指導監査課が平成 27 年度に実施した、監査等の実績を入手した。
- ⑦ 監査等の実施マニュアル、自己点検表を入手して、内容を閲覧した。
- ⑧ 監査等で法人や事業所が事前に準備する資料等(以下事前資料)を入手した。

### ⑨ 指導監査課へのヒアリング

次の内容について、担当職員にヒアリングを行った。

- ・監査等の実施の業務の流れ
- ・監査等の実施体制 担当者の人数、日数、経験
- ・監査計画の策定方法
- ・現場作業の内容
- ・監査等の技術向上、研修体制
- ・監査等の調書の作成方法
- ・復命書の作成方法
- ・監査の効率化について
- ・過去の監査について

### ⑩ 結果資料等の閲覧

次の表のとおり、監査等の実施一覧から指導監査 23 件、実地指導 22 件、立入検査 2 件を任意に抽出し、結果資料を閲覧した。

結果資料としては、復命書、指導監査(指導)結果、改善報告書、監査チェックリスト、事前準備資料、自己点検表である。

## 6 監査要点

監査要点としては、次のとおりである。

- ① 法令、条例、規則、内規に従って監査等が実施されているか。
- ② 監査等の対象となる法人や施設に対して、適切な監査計画が策定され、実施先の選定は適切に行われているか。免除となっているものについては、その理由が合理的か。
- ③ 監査マニュアル等の監査ツールや事前準備資料・自己点検表は有用なものが

準備されているか。

- ④ 監査等の実施方法は、
- ⑤ 事前準備資料や自己点検表は必ず入手しているか。
- ⑥ 自己点検表の記載は十分であるか。
- ⑦ 監査等の実施が適切に行われているか。
- ⑧ 監査マニュアルのチェック項目は、すべて検討されているか。
- ⑨ 復命書が適切に作成されているか。
- ⑩ 改善報告書により、指摘事項の改善が報告されているか。
- ⑪ 結果資料が適切に整理保存されているか。



平成27年度指導監査・実地指導の結果資料閲覧

			対象数	監査・指導 実施数	抽出数	抽出率
指導 監査	社会福祉法人		78	59	5	8.5%
	社会福祉施設					
		障がい者支援施設	7	7	3	57.1%
		生活保護 救護施設	1		0	
		生活保護 授産施設	1		0	
		社会福祉法 授産施設	1		1	
		計	10	7	4	
	老人福祉施設					
		特養	24	12	5	41.7%
		軽費老人	11	8	1	12.5%
		養護老人	2	0	0	0.0%
		地密特養	11	5	1	20.0%
		計	48	25	7	28.0%
	児童福祉施設					
		公立保育所	23	94	2	7.4%
	民間保育所	72	4			
	幼保連携型認定こども園	2	0			
	児童館	6	1			
	母子生活支援施設	1	0			
	計	104	94	7		
指導監査計			240	185	23	12.4%
実地 指導	介護保険サービス事業所					
		居宅サービス事業所	491	119	6	5.0%
		地域密着型サービス事業所	138	32	3	9.4%
		居宅介護支援事業所	123	33	3	9.1%
		介護老人福祉施設	24	12	1	8.3%
		介護老人保健施設等	19	8	1	12.5%
		介護予防支援事業所	25	7	1	14.3%
		計	820	211	15	7.1%
		障がい福祉サービス事業所等				
		障がい福祉サービス事業所	297	46	5	10.9%
		障がい者支援施設	7	4	1	25.0%
		相談支援事業所	94	6	1	16.7%
		重度障がい者等包括支援事業所	1	0	0	0.0%
		計	399	56	7	12.5%
	実地指導計			1,219	267	22
立入 検査	有料老人ホーム		52	11	2	18.2%
計			1,511	463	47	10.2%

## 7 監査結果

### (1) 全般事項について

#### ① 指導監査及び実地指導の対象の選定基準について【意見】

指導監査について、市で定めた「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要項」（以下監査等実施要綱という）によると、原則として年1回実施するものとし、適正な運営がされていると判断できる場合は2年に1度とすることができるとなっている。

指導監査についての計画(実施方針)が策定されており、免除候補が記載されている。免除候補となる場合について、質問した結果「文書指導がない法人、施設は翌年を免除とする」という回答を得た。

その年度に指導監査の対象とするか否かは、選定基準によって決定されることになる。基準を緩くして免除を多くすれば実施数が減少し、課の業務量は減少する。しかし、実施数の減少は、指導監査の実効性に影響を与えるため、一定の実施数は必要であり、その選定基準は一定であるべきである。以上から、実施指導の対象の選定基準については、指導監査の有効性の確保のため重要であるため、より明確で客観的なものが必要と考える。

実地指導については、介護保険事業所と障害者サービス事業所に分けて実施計画が策定されている。指定更新期間の6年間に必ず1回は実地指導を実施している。その年度において実施対象とするか、翌年以降とするかについての明確な基準はない。対象数が多く、実施順位は常に流動的で一律に決めることは難しいと思われるが、こちらについても明確な選定基準を定めることが望ましい。

#### ② 監査対象と、担当職員との利害関係調査について【意見】

指導監査及び実地指導を実施する場合、対象施設等と担当する市の職員との間の利害関係調査は行われていないため、利害関係があった場合、監査結果について客観的で公正なものであるかどうかについて疑義が生じることとなる。

事前の計画段階において、自己申告により利害関係のある職員は担当から除外しているとのことであるが、自己申告ではなく利害関係調査を書面で行うことが必要である。それにより、利害関係がある施設等の担当を除外することができ、公正性と客観性が担保できると考える。

利害関係の書面調査の方法としては、「利害関係のチェックリスト」を市で作成し、担当職員がそれに記入する方法が簡便で有効である。

③ 個別の監査等の計画の策定について【意見】

指導監査と実地指導について、年度の全体的な計画(実施方針)は策定されている。しかし、監査等の対象施設等個別の実施計画は策定されていない。対象施設個々の状況は異なり、監査の要点も異なるため、監査計画は個別に策定することが必要である。

監査等実施要綱第5条第2項によると「一般指導監査の実施計画の策定に当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、効果的な指導監査の実施に努めるものとする。」とある。これは、指摘の多かった事項、全国的に問題とされている事案及び法令改正で変更のあった部分を重点的に指導することであり、個別の実施計画を策定することを求めているとまではいえない。しかし、全体的な計画だけでは、実施にあたって不十分であると考えたため、個別の監査計画の策定が必要と考える。

実地指導については、管理台帳により、指導履歴を管理しており、有用であるが、個別計画はそれとは別に作成が必要である。

④ 監査調書の整備・保管について【指摘事項】

監査等の結果資料を閲覧した結果、障がい児相談支援事業所の結果ファイルホルダーの中に、他事業所の改善報告書が混入していた。

不適切保管であり、今後このようなことがないように、定期的な資料点検の実施等の対策が必要である。

⑤ システムの利用について【意見】

現在、現地の監査等の実施時において、担当職員はパソコンを使用していない。主に、紙の監査チェックリストや自己点検リストに確認事項等の結果を記入している。その紙資料をもとに庁舎において復命書をパソコンで作成している。現地でのパソコン利用については、情報管理の点から持ち出し制限がかかっているため困難であるのが現状である。しかし、対象法人や施設は多数であり、現地での実施時間も限られているため、効率的で効果的な作業が求められる。現地での作業は、パソコンを使用してデータを直接サーバーに保管することで、パソコンにデータを残さず情報管理し、紙ベースでの作業は必要最小限にとどめることで効率的な監査が可能であると考えられる。さらに、将来的には、監査資料、調書自体を電子化するシステム化の検討が望ましい。

⑥ 宣誓書の入手【意見】

指導監査における事前提出資料や実地指導における自己点検シートを閲覧した結果、記載の内容が不十分なものが散見された。これらの事前準備資料の記載は、指導監査等の有効性・効率性に影響を及ぼすため、その記載の正確性を担保する必要があると考える。そのために、法人、施設の代表者から、事前準備資料には法人、施設の現在の状況を正しく記載しているとの旨を記載した「宣誓書」の入手が望まれる。

「宣誓書」を入手することは、多少は法人、施設の負担増になるが、「宣誓書」により、記載事項についての法人に責任を負わせることで、より正確な資料の入手が可能となるため必要と考える。

⑦ 復命書の様式及び作成方法について【意見】

監査を実施した後、監査結果は復命書を作成し決裁・承認手続きがされている。復命書を閲覧した結果、様式や記載事項が担当者によって差異があった。

記載事項や様式について一定の型を作成しそれに基づき記載をすれば統一が図れると考える。

⑧ 担当職員の能力向上、監査ノウハウの蓄積について【意見】

指導監査等においては、チェックリスト等を整備することである程度の水準は確保できるが、その結果は担当職員の監査能力に負うことが多い。そのため、担当職員の能力向上のための研修等が行われている。しかし、基本的には、能力向上のためには OJT(オン・サ・ジョブトレーニングの略で実務での訓練)とならざるを得ない。OJT による訓練では、個人的な習熟の差異が大きいため、全体的な質を上げる対策が必要である。

それには、「監査事例集」や「Q&A」等の整備や今まで担当職員が独自で開発した監査ツールを公開するなどの監査ノウハウを蓄積することが必要と考える。

⑨ 監査結果のレビューについて【意見】

現在、監査結果として、復命書を作成し、監査結果とその基となった監査資料(監査チェックリストに担当職員が現場で直接記入したもの)を添付して、回覧・決裁を受けている。監査の質を向上させるためには、監査結果の上長レビューによるチェックは重要である。監査結果としての多数の復命書を閲覧したが、監査資

料に上長からのレビュー指摘の記載は見当たらなかった。

指摘があれば、監査資料に指摘した記載を残しておくべきである。現状では、単なる閲覧でありレビュー(査閲)となっていないと考える。

#### ⑩ 文書指導と口頭指導の区分について【意見】

指導監査等の結果により改善事項が発見された場合、文書指摘と口頭指摘のどちらかとなる。ともに結果通知に記載されて相手施設等に通知される。文書指導項目については「改善結果又は改善計画」の報告の提出が求められるが、口頭指導項目は、そのような報告は不要である。

このように要改善項目が文書指導か口頭指導かにより取扱いが異なるため、その区分が問題となる。

区分の基準について質問した結果、「法令に違反しており、早急に改善し、その確認が必要なものについて、文書指摘としています。それ以外の、根拠が通知等に留まるもの、法令に違反しているが、軽微なもの等は口頭指摘としています。」との回答であった。この基準では、区分が担当者の判断次第となる。復命書を閲覧した結果、厳しい担当者では、文書指導が多くなるなど、担当者により差異があると思われた。

この点について、「すべての担当職員を集めて指摘事項のすり合わせを行い、担当者間での差異が出ないようにしており、最終的な決済時において上位職により、文書、口頭の調整を行っている。また、過去の指摘について文書指導・口頭指導の事例の蓄積をしている」との意見であった。これらは、有用であると考え、さらに追加として具体的な区分例示集や判断のためのチェックリスト等を作成することも有用であると考え。

### (2) 指導監査について

#### ① 指導監査の留意点及び着眼点の定めについて【指摘事項】

監査等実施要綱第6条によると、「一般指導監査は、別に定める指導監査の留意点及び着眼点で定める項目について実施するものとする。」とあり、別の定めについて質問した結果、「社会福祉法人監査指導要綱の制定について(H13.7.23雇児発第487号, 社援発1274号, 老発第273号)等の通知に添付されている指導監査事項による」という回答であった。

第6条は、市が定めることを規定しているものであり、現状では定めがされていない。この定めを国からの通知とするのであれば、市はその旨を定めるべきであると考え。

指導監査の留意点及び着眼点については、対象となる法人、施設にとっては重要な情報であり、市は明確に公表すべきものである。

### ② 指導監査での自己点検の実施について【意見】

実地指導においては、事前資料として自己点検シートへの記載を求めているが、指導監査においては、事前提出資料には自己点検チェックが含まれていない。

担当職員は、指導監査時に監査マニュアルに現場で聞き取りながら記入しているとのことである。

その理由を質問した結果、「指導監査対象が広いため項目を絞って実施することとなるが、事前その項目を公表するとそこだけを正す恐れがあるため」との回答であった。現場においては時間的制約があり、効率的な監査が求められるが、事前に法人や施設で自己点検に記入しておけば、聞き取りもスムーズにできると考える。他県(例えば兵庫県)においては、基本的な項目について自己点検チェックを事前に記入することとなっている。

効率的な監査のために、事前準備資料に自己点検チェックを追加することが必要と考える。

### ③ 監査チェックリストにおける実施項目及び記入方法について【意見】

指導監査時に用いる監査チェックリストは「運営」「処遇」「給食」「会計」に分かれており、全部で数十頁になっている。チェック項目の内容は多岐にわたり、項目数も多数である。そのため、指導監査時には、全部の項目はチェックせず、重要なものを選んでチェックしている。この点について、指導監査からの意見は「チェックリストにおいては、重複してチェックすることとなる項目が多く、それらは、どちらか一方のみチェックしている。全部の項目がチェックされていないように見えるが、必ず、すべての項目においてチェックを行っている」とのことであった。しかし、外部監査人が閲覧した結果資料では、すべてをチェックしているとは判断できなかった。

チェックリストのチェック項目については、重要性に差異がある。指導監査では、A(必ず確認する項目)、B(時間が許す限り確認すべき一般項目)、C(可能であれば(時間があれば)確認する予備的項目)とランクを分けて実施している。効率的な監査のためには有効であるが、B・Cの項目については、ローテーションにより数年かけて1度は実施することが望ましいと考える。このローテーションについては、個別の監査計画により管理すべきである。また、チェックリストにおいてチェ



クした事項はすべて記入して、未チェックの項目がわかる状態にすることが必要である。

④ 監査チェックリストの改善について【意見】

監査結果の記入済みの監査チェックリストを閲覧した結果、未記入のままとなっている項目があった。該当のない項目については確認の記載ができないためと思われる。チェックリストには全部の項目についてチェックしたことが明示することが必要であり、現状では、チェック漏れか該当なしか不明である。チェック欄に「該当なし」の項目を追加する必要があると考える。

⑤ 監査結果の記入について【意見】

復命書を閲覧した結果、監査結果の欄がつぎに掲げる状態となっているものがあったため、改善が必要である。

・空白のもの

指摘事項がないため記載がないものがあったが、指摘がない場合は、「指摘事項なし」と記入すべきである。

・手書きで不明瞭なもの

復命書による監査結果欄が、手書きの記入で不明瞭であり、内容が判読できないものがあった。結果通知書へ適切に内容が反映できているか確認困難であった。翌年度以降の担当者が参考とする場合に、理解が困難となるため、監査結果欄は、必ず明瞭に記載することが必要である。

・指導監査のチェックリストを閲覧した結果、報告者欄に担当者名の記入がないものがあった。担当者は必ず記入すべきである。

(3) 実地指導について

① 自己点検シートの職員の記入方法について【意見】

障害サービス事業所に対する実地指導については、事前資料として自己点検シートへの記載を求めている。現場指導時に職員が点検シートに記載をしている。記載結果を閲覧した結果、点検シートが複数あり、職員がそれぞれ担当項目について、記載してあった。点検シートが分かれていると、点検項目に漏れがないことを確かめることが困難となる。現場実施時は別々の点検シートに記載しても、指導結果の資料としては、1つの点検シートへまとめる必要があると考える。

② 自己点検シートの改善について【意見】

実地指導における施設等が記入する事前準備資料として自己点検シートがある。212ページに記載のとおり、多数の事業別に「運営編」「報酬編」別に準備されている。この自己点検シートの記載結果を閲覧した結果、回答のない項目が散見された。チェックの回答項目が「適」と「否」しかないため、該当のない項目については、回答の記載ができないためと思われる。特に「報酬編」に多くみられた。

チェックリストには全部の項目についてチェックしたことが明示することが必要である。

現状では、チェック漏れか該当なしのどちらか不明である。回答欄に「該当なし」の項目を追加する必要があると考える。

③ 改善報告書の提出遅延について【指摘事項】

実地指導の結果として、事業所へ結果通知書を送付し、文書指摘事項があった場合は、1ヶ月後を期日に改善報告書の提出を求めている。改善報告書を閲覧した結果、提出が期限を大幅に遅延したものが次のとおりであった。文書指摘事項が多数あり、改善に期間を要したものと思慮されるが、期限内提出を指導すべきである。

事業区分	対象サービス	結果通知日	改善報告書提出日	文書指摘事項
障がい福祉サービス事業所	就労継続支援A型	H27.9.3	H28.4.27	9件

今後、業務改善報告書の提出期限を経過したものについては、「遅延理由書」の提出を求めることが望ましい。【意見】

④ 復命書の作成について【指摘事項】

障害サービス事業所に対する実地指導と有料老人ホームに対する立入検査については、復命書が作成されていない。作成されていない理由を質問した結果、「自己点検表と指導監査結果の参考欄をもって復命書としている」との回答であった。

しかし、つぎのとおり考える。

- ・復命書は、実地指導等を実施した結果を決裁するために作成するものであり、自己点検表と指導監査結果の参考欄がその代わりとはならないこと。
- ・他の指導監査や実地指導ではすべて復命書は作成されており、それと別の手続きをする合理的な理由は見当たらないこと。

以上から、復命書は作成すべきと考える。

以上